

第百六十二回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第十九号

平成十七年四月二十七日(水曜日)
午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 鴨下 一郎君

理事 大村 秀章君

理事 長勢 甚遠君

理事 五島 正規君

理事 山井 和則君

理事 青山 丘君

理事 石崎 岳君

理事 木村 義雄君

理事 河野 太郎君

理事 菅原 一秀君

理事 谷川 弥一君

理事 原田 令嗣君

理事 三ッ林隆志君

理事 宮腰 光寛君

理事 渡辺 具能君

理事 泉 健太君

理事 大島 敦君

理事 城島 正光君

理事 中川 治君

理事 橋本 清仁君

理事 松本 剛明君

理事 水島 広子君

理事 横路 孝弘君

理事 高木美智代君

理事 梶屋 敬悟君

理事 阿部 知子君

北川 知克君

宮澤 洋一君

三井 辨雄君

福島 豊君

井上 信治君

上川 陽子君

小西 理君

柴山 昌彦君

高木 毅君

中山 泰秀君

福井 照君

御法川 信英君

森岡 正宏君

石毛 鎰子君

泉 房穂君

小林千代美君

園田 康博君

中根 康浩君

藤田 一枝君

三日月大造君

村井 宗明君

米澤 隆君

古屋 範子君

山口 富男君

尾辻 秀久君

衛藤 晟一君

西 博義君

森岡 正宏君

田中 慶司君

政府参考人
(厚生労働省労働基準局長) 青木 豊君
(厚生労働省職業安定局長) 青木 功君
(厚生労働省社会・援護局長) 小島比登志君
(厚生労働省社会・援護局 塩田 幸雄君
(厚生労働省社会・援護局 中村 秀一君
(厚生労働省老健局長) 榊原 志俊君
(厚生労働省健康局長) 榊原 志俊君

委員の異動
四月二十六日
吉野 正芳君 補欠選任 谷川 弥一君
同月二十七日
辞任

補欠選任
中山 泰秀君 柴山 昌彦君
三ッ林隆志君 高木 毅君
泉 健太君 村井 宗明君
内山 晃君 松本 剛明君
中根 康浩君 三日月大造君
橋本 清仁君 中川 治君

同日
辞任
柴山 昌彦君 補欠選任 中山 泰秀君
高木 毅君 三ッ林隆志君
中川 治君 橋本 清仁君
松本 剛明君 内山 晃君
三日月大造君 中根 康浩君
村井 宗明君 泉 健太君

同日
辞任
高木美智代君

同日
補欠選任
西川 京子君

四月二十六日
障害者自立支援法案(内閣提出第三五号)
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
同月二十七日
利用者負担の大幅増など介護保険の改悪反対に
関する請願(松崎哲久君紹介)(第一〇〇九号)
同(阿部知子君紹介)(第一〇一八号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(小宮山洋子君紹介)(第一〇一〇号)
同(山本喜代宏君紹介)(第一〇一一号)
同(阿部知子君紹介)(第一〇一九号)
同(松崎公昭君紹介)(第一〇二〇号)
同(赤城徳彦君紹介)(第一〇二五号)
同(坂本哲志君紹介)(第一〇二六号)
同(田村憲久君紹介)(第一〇二七号)
同(赤羽一嘉君紹介)(第一〇三三三号)
同(河村たかし君紹介)(第一〇三三四号)
同(倉田雅年君紹介)(第一〇三三五号)
同(仙谷由人君紹介)(第一〇三六号)
同(船田元君紹介)(第一〇三七七号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第一〇五九号)
同(加藤紘一君紹介)(第一〇六〇号)
同(穀田恵二君紹介)(第一〇六一号)
同(野田聖子君紹介)(第一〇六二二号)
同(吉井英勝君紹介)(第一〇六三三三号)
同(五島正規君紹介)(第一〇八五五号)
同(近藤洋介君紹介)(第一〇八六六号)
同(松野頼久君紹介)(第一〇八七七号)
同(坂口力君紹介)(第一一一六号)
同(高木陽介君紹介)(第一一一七号)

同(橋本龍太郎君紹介)(第一一一八号)
同(古川元久君紹介)(第一一一九号)
同(前田雄吉君紹介)(第一一二六号)
同(梶屋敬悟君紹介)(第一一二七号)
同(七条明君紹介)(第一一二二二号)
同(山口富男君紹介)(第一一六三三三号)
臓器の移植に関する法律の改正に関する請願(阿部知子君紹介)(第一〇二二二号)
同(阿部知子君紹介)(第一一二二〇号)
障害者自立支援法案の改善及び通院治療を必要とする精神疾患患者に対する福祉施策の規定に関する請願(渡辺周君紹介)(第一〇三二二二号)
年金法の実施中止に関する請願(志位和夫君紹介)(第一〇五〇五〇号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇五一五号)
同(山口富男君紹介)(第一〇五二二二号)
混合診療の解禁反対、特定療養費制度の拡大反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一〇五三三三三号)
同(石井郁子君紹介)(第一〇五四四四号)
臓器の移植に関する法律の改正及び臓器移植の普及に関する請願(野田聖子君紹介)(第一〇五五五五五号)
同(坂口力君紹介)(第一一一一四四号)
在宅酸素療法の健康保険適用と生活保護者の一時扶助支給に関する請願(山口富男君紹介)(第一〇五六六六六号)
安心できる介護制度など社会保障の拡充に関する請願(山口富男君紹介)(第一〇五七七七号)
同(吉井英勝君紹介)(第一〇五八八八号)
総合的難病対策の早期確立に関する請願(高村正彦君紹介)(第一〇七八八八号)
無認可保育所への公的助成等に関する請願(五島正規君紹介)(第一〇七九九九号)
同(山口富男君紹介)(第一一一六〇〇号)

パーキンソン病根本治療研究促進に関する請願
(石毛鏡子君紹介)(第一一〇八〇号)
同(小坂憲次君紹介)(第一一〇八一号)
同(小林千代美君紹介)(第一一〇八二号)
同(五島正規君紹介)(第一一〇八三号)
同(横路孝弘君紹介)(第一一〇八四号)
同(寺田学君紹介)(第一一〇八五号)
同(三井辨雄君紹介)(第一一〇八六号)
同(上川陽子君紹介)(第一一〇八七号)
最低保障年金制度の創設に関する請願(山口富男君紹介)(第一一〇八八号)
介護保険の改善反対、改善に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一一〇八九号)
同(石井郁子君紹介)(第一一〇九〇号)
同(穀田恵二君紹介)(第一一〇九一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第一一〇九二号)
同(志位和夫君紹介)(第一一〇九三号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一一〇九四号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一一〇九五号)
同(山口富男君紹介)(第一一〇九六号)
同(吉井英勝君紹介)(第一一〇九七号)
同(今野東君紹介)(第一一〇九八号)
同(山口富男君紹介)(第一一〇九九号)
最低保障年金制度の実現に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一一一〇号)
同(志位和夫君紹介)(第一一一一号)
医療費負担軽減、介護保険の改善に関する請願(河村たかし君紹介)(第一一一二号)
介護保険・障害者福祉の利用制限や負担増などの改善反対に関する請願(高木義明君紹介)(第一一一三号)
同(松本剛明君紹介)(第一一一四号)
同(松本龍君紹介)(第一一一五号)
同(古賀一成君紹介)(第一一一六号)
医療費窓口負担の軽減、介護保険の改善に関する請願(松本剛明君紹介)(第一一一七号)
医療と社会保障の充実に関する請願(山井和則君紹介)(第一一一八号)
パートタイム労働者の均等待遇実現に関する請願

願(石毛鏡子君紹介)(第一一五五号)
HAM及びHTLV-1ウイルス感染症の対策強化に関する請願(山口富男君紹介)(第一一五六号)
保育・児童保育・子育て支援施策の拡充等に関する請願(山口富男君紹介)(第一一五七号)
は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
政府参考人出席要求に関する件
介護保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)
障害者自立支援法案(内閣提出第三五号)
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
○鴨下委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、介護保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省健康局長田中慶司君、社会・援護局長小島比登志君、社会・援護局障害保健福祉部長塩田幸雄君、老健局長中村秀一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○鴨下委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山口富男君。
○山口(富)委員 おはようございます。日本共産党の山口富男です。
今回の介護保険法の一部改正案は、審議を通じて次々に問題点が明らかになってきた法案だと思います。今度の改正の中心内容の一つである新予防給付をめぐるにしても、私は、三月二十二

日に本会議質問に立ちまして、尾辻大臣にお伺いしたんですが、その際の答弁では、新予防給付の導入の理由として、現行のサービスは軽度の方々の状態の維持、改善に資するものとなっていないという答弁でした。しかし、厚生労働省の資料によりまして、要介護一の方の八割を超える方々が状態の維持、改善につながっているという資料が明らかになりました。
それからまた、新予防給付の新しいサービスの内容の筆頭に上げられてきました筋力向上トレーニングにしましても、市町村のモデル事業についての厚生労働省の中間報告でも明確な効果があるという認定はできませんでした。
このように、私は、新予防給付の導入一つめぐつても、いろいろ理由立てにしたものがごとごとく覆されてきた、事ここに至っては、本来これは撤回して根本からの議論をやり直すべき、そういう性質の法案になっているというふうに思うんですが、その意味で、私は、採決に付すなというののはもつてのほかだ。しかも、審議で明らかにすべき問題は山積しているんですね。
きょうは、その中から、まず施設整備の問題をたじたいというふうに思います。
大臣にお尋ねしますけれども、特別養護老人ホーム、この充実というのは引き続き大きな課題であるわけですから、昨年十一月の厚生労働省の発表でも、重複は一部ありますが、全国で三十四万人の方がいわゆる待機者になっているという資料が出ております。それで、今度の施設整備なんですけれども、この改正案と関連いたしまして、地域介護・福祉空間整備等交付金、これで行われるということになるわけですが、特に、特養ホームなどの広域施設については都道府県に対する交付金が対象になるということなんですけれども、この方向で待機者の解消が進むのかどうか、これを示していただきたい。
○尾辻国務大臣 今、先生がお述べいただきましたように、特別養護老人ホームの待機者は三十四万人おられます。ただ、待機者三十四万人とい

ましても、先生御自身も重複があるというふうに今お述べになりましたけれども、複数施設に申し込みをしてもらえる方、あるいは直ちに入所が必要ではない中軽度の方も含まれておりまして、申込者の方々の状況というのはさまざまでございます。今後、介護サービス基盤の整備は、こうした状況も踏まえながら行っていくことが必要であるというふうに考えておるところでございます。
その上で、今後の介護サービス基盤の整備については、まず、できる限り住みなれた自宅や地域で生活を続けられるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実を努めてまいります。ほか、自宅で生活を維持することが難しい高齢者のために、安心して住みかえできる新しい住まいの普及を図りまして、在宅で常時介護を受けることが困難な方のために特別養護老人ホーム等の整備を進めるなどいたしまして、地域のニーズに応じて多様なサービス基盤の整備を進めていくことが重要であると考えております。
私どももいたしましては、今回創設をいたしました地域介護・福祉空間整備等交付金によりまして、全国的な状況を見て整備がおくれている地域を重点的に支援することにより、バランスのとれた整備が可能となり、さらに、交付された交付金の範囲内で、地域の実情に応じて事業者への助成の程度を調整したり整備量をふやすなど、自治体の自主性、裁量を発揮できる仕組みといたしましたことから、効率的な介護サービス基盤の整備が進んでいくものと考えておるところでございます。
○山口(富)委員 大臣はいろいろお述べになりましたけれども、実態からいいますとどうなっているかといえますと、現状は、待機者については、改善どころか、五年間連続でふえているんですね。在宅サービスを改善するというのは当たり前のことなんですけれども、この特養ホームについては、今、重点的あるいはバランスよくという話がありました。現実には、国は特養ホームの建設費の補助金を削減している。今度の関連している交付

金でも、昨年度は九百三十一億円だったんですが、これは今年度八百六十六億円に減額されているんです。しかも、新たな交付金というのは、国の基本方針にそぐわないと支給されないんです。しかも、市町村の場合は、三年間の計画で一億円を上限としますから、そこからはみ出る部分は地方の持ち出しなんです。

こういう枠組みの中で、果たしてきちんとしたバランスのいい特養ホームの建設、整備が進んで、待機者が解消できる道ができたのかと、私は大臣に重ねて尋ねたいと思います。

○尾辻国務大臣 今回創設いたしました地域介護・福祉空間整備等交付金、これは先ほども申し上げましたとおり、それぞれ地域の裁量を大きくして、それぞれ地域の実情に応じて整備をしていただくということをねらいにしたものでございます。ですから、まさに、その地域の御判断で整備を進めていただく、その裁量が大きくなっているという意味で私どもは地域に合った整備が進んでいる、こういうふうにご考えておるわけでございます。

○山口(富)委員 私は、これは裁量を上げたとはとても思えません。具体的に示しましたように、市町村の場合は三年間で上限がつくんですよ。そこからはみ出ていく部分を今の市町村の財政からいって負担できるのかという問題があるわけですね。ですから、これは、県や市町村の交付金の活用任せないで、国が待機者を解消する措置や施設整備の充実を図る具体的な計画を持つということが極めて大事だということを重ねて述べておきたいと思えます。

次に、局長にお尋ねしておきますけれども、今度の改正案によりまして、今後、要介護二以上でない特養ホームに入所することができません。その場合、市町村が整備する三十人未満の特養ホームに入所することは可能ですか。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。特別養護老人ホームは予防給付の対象にはなっておりませんので、三十人未満の小規模の特別養護老人ホームにつきましても、軽度の方の入所と

いうことはできない仕組みになっております。○山口(富)委員 これまで入所できた方が入所できないという、これは重大な制度変更なんです。それで、局長に重ねて示していただきたいんですけれども、現在、要介護一の方で特養ホームに入所されている高齢者は何人いらっしゃるのか。

○中村政府参考人 平成十七年一月審査分、すなわち十六年十二月の特別養護老人ホームでサービスを受けておられる受給者の方は三十七万人おられますが、お尋ねの要介護一の方は、二・四万人であり、全体の六・六%を占めております。

○山口(富)委員 大臣、今局長から二・四万人、二万四千人であるという話がありました。この方々は、今度の改正案では、附則の十一條というのがあります、向こう三年間は入所ができるというところになっていくわけですが、三年たちますと、介護状態が維持された場合に新予防給付ということになります、外れていきます。ですから、二万人を超える規模で特養ホームから転所してもらうという問題が起きてくるわけですね。これは、私は非常に大きな社会問題になるというふうに思いますが、これについてはどういう対応をするというお考えなんですか。

○尾辻国務大臣 お述べいただきましたとおり、今回の改正法施行前に特別養護老人ホームに入所しておられる入所者の方で、施行後に要支援認定を受けた方につきましては、三年間、したがって平成二十一年三月末までになりますけれども、猶予措置として特別養護老人ホームへの継続入所を認めることにいたしております。

しかしながら、こうした方々については、本来、在宅等で生活し、新予防給付を受けていただくことで生活機能の維持、改善が見込まれる可能性が高い方でございますから、要支援の方でありますからそういう方々でありますし、また御本人にとっても在宅等への移行が望ましいと考えられます。さらに、特別養護老人ホームは、平成十四年から要介護度が高いなど入所の必要性が高い方から優先的に入所していただく仕組みとしておりま

すので、そうした必要性の高い方ができるだけ早期に入所できるようにしていく必要もござい

ます。そうしたことがございますので、市町村や地域包括支援センターなどが中心になって、御本人あるいは御家族等の希望も踏まえながら、猶予期間の間に在宅等での生活に円滑に戻っていただけるよう支援をしていくことが重要だと考えております。

○山口(富)委員 大臣、大臣がそこまで言われるから私は重ねて大臣に聞きますけれども、この問題は、御本人たちが希望して、そしてプランが立てられて、特養ホームに現に入っている方たちなんです。その方たちが、三年の猶予といいますが、けれども、最後に御本人や家族の希望もお伺いしてという話がありました、とにかく出ていってもらう措置をとるんです。これは御本人たちにとっては重大な社会問題ですよ、そういう認識さえないんですか。

○尾辻国務大臣 ですから、まず三年間の猶予期間を設けた。そして、その間に御本人とか御家族の御希望もお聞きをしながら、お話し伺いながら、在宅を希望される方については円滑に戻っていただくように支援をさせていただきます、そのことが大事なことだというふうにお答え申し上げたところであります。

○山口(富)委員 大事な問題ですから重ねて聞きますけれども、だったら国が責任をとるんです。それから、本人が重ねて入所を希望した場合は入所できるんですか。

○中村政府参考人 大臣からもお答え申し上げます。その猶予期間の間に在宅あるいは新しい住まいというところで、住んでいただく場所の確保は必要であるというふうにご考えております。

それから、現在、大変、委員も御指摘のとおり、特別養護老人ホーム入所をお待ちいただいている方がございます。平成十四年から優先入所という仕組みで、御家族の状況でございますとか、特に、

要介護度などが、地域によりまして、特別養護老人ホームに入所される方については要介護度の高い方、通常三以上の方をお願いしているところがございます。そういった意味で、御指摘の要介護度一の方々については猶予期間の間に適切な場所にお移りいただくということが、待っておられる重度の方々のためにも必要ではないかと考えております。

○山口(富)委員 適切な場所と言いますけれども、現実にはまだできていないんですよ。よくそういう答弁ができると思います。軽度者と言われますけれども、今後、新予防給付によってサービスの抑制というものが起こるわけですね。しかも、新たなサービスメニューというのは効果が明確でないということになっている。ところが三年の猶予があるからということで転所してもらおうというのだから、私はこれほど高齢者の皆さんに冷たい措置はないと思うんです。

しかも、今度の場合は、低所得者でも特養などに入っておりますと居住費と食費が取られていきます。そして、国の税制によりまして今度は住民税でも課税になっていきますから、今用意されている低所得者対策でも、そこから外れていく人たちが生まれてくる。しかも、国はそこに加えて特養については個室化を進めるという方針をとっておりますから、入所したい、そこで生活を、介護を受けたいという方にとっては、ますますそこから出ていけということにならざるを得ないということ、私は重ねて厳しく指摘しておきたいと思うんです。

最後に確認しておきますが、社会福祉施設職員の退職手当の共済問題なんです。二点まとめてお尋ねいたします。

まず大臣に、今回の措置によると、国と都道府県の補助を外しますから、単純に言いますと公的支援の後退で事業主負担は三倍になります。そのことを踏まえた介護報酬の改定というものを検討されているのかどうか。もう一点は、二〇〇六年四月以降の新入職員について、この共済に加入し

ない場合、厚労省が設けております中小企業退職金共済、いわゆる中退金、これに新入職員を加入させることができるのか。この二点をお尋ねいたします。

○小島政府参考人 では、まず私の方から、中小企業退職金共済制度との関連についてお答えいたします。

今回の社会福祉関係の退職手当共済制度の改正では、既加入職員については公的助成を維持し、制度改正後の新規採用職員についてのみ公的助成を廃止するものでございます。これに伴いまして、新規採用職員につきましては、退職手当制度に加入し続けるか加入しないかの選択を可能としていくところでございます。

一方で御指摘の中小企業退職金共済制度では、当該中小企業のすべての従業員が加入することが原則とされておりまして、現行制度では、退職手当共済法改正後の新規採用職員についてのみ中小企業退職金共済制度に加入することはできないというふうに承知しております。

○尾辻国務大臣 今回の退職共済制度の見直しに伴って介護報酬を見直すのかというお尋ねでございます。

まず、介護報酬について一般論でお答えいたしますと、サービスの提供に要する費用の実態を勘案して、社会保障審議会の意見も聞きつつ設定するということになっております。その上でありますけれども、今回の退職共済制度の見直しで事業主の負担が増加することになり、それが経営の実態に反映することになれば、それを勘案した報酬改定が行われる仕組みになっております。

○山口(富)委員 介護労働者の労働条件の改善は介護サービスの質を高める上で欠かせない問題です。退職金問題で不利益が起らないように重ねての検討をお願いいたします。

○鴨下委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

本日、私に与えられた時間が十五分でございます。

す。ただいまの山口委員と中村局長並びに大臣の御答弁を私は聞きながら、本当に実は憤りを禁じ得ないものがあります。この介護保険という法案は、成立した当初、一つは介護の社会化、二つ目は御本人の選択、いわば人間がどう生きるかの選択というところを掲げて発足した制度であります。しかし、今の、例えば要介護一の方の入所問題に

関しまして、先ほどの中村局長の答弁にございましたように、出ていっていただくということを前提にした道しかりません。その中で幾ら美辞麗句で選択という言葉を使おうと、最後は、重い方への配慮で出ていっていただくというのが局長の締めくくりに言葉でした。

果たして私たちの社会は、そんなふうに強制的に、一つの、社会的なさまざまな施策の中で、個人の生き方を強制していく社会になっていくのかどうか。このことは私は、何度この審議を重ねてきても、どうしても、言葉の美辞麗句と実際に行われる政策のこの貧しさというものが、いかようにも納得しきれません。しかし、きょうは十五分ですので、その憤りを腹におさめ込んで、骨格的な論議を、これは私は、きょう、大臣といたしたいと思っております。

一点目は、予防給付問題でございます。これはこの委員会の審議の中で最も時間をとりましたが、せんだっての大島委員との質疑の中でも明確にされましたように、果たしてこの介護保険という仕組みを予防の方に膨らませていくべきなのかどうか、ましてその予防の給付の仕組みは極めて使いづらいつ、本人の選択の幅が少ない、自治体の主体としての幅が少ないものでございます。

大臣に伺います。
イギリスにエージコンサーンという御高齢者のためのNPO団体がございます。大臣はいろいろなところにお若いころ行かれたこともあるということですが、このエージコンサーンというグループ、御老人たちの団体です、御存じでしょうか。
○尾辻国務大臣 存じません。
○阿部委員 先般来、老人クラブ連合会の御参考

人が地方公聴会でもこの公聴会でもおいでございました。私は、この国会の論議の中で、今後私どもが目指すべき少子高齢社会の中で、いわゆる公でもない、民でもない、共の部分、お互いの助け合いの部分、ここを国としてどのように支援し、育成し、来るべき少子高齢化に備えるかという、今そのかじを切るべき重要なこの国会であったと思っております。エージコンサーンという全英にネットワークを持つ団体は、例えば地域での御高齢者の給食サービスや、あるいは移動サービスや、あるいはおうちのカーテンのつけかえまで、それは、政府がある程度NPO団体の支援の仕組みをつくり、御高齢者たちがみずからサービス提供側になり、助け合いながら稼働している団体でございます。

私は、今、この新予防給付の問題で、事細かに、あれだめ、これだめ、リハしなさい。ちなみに、私はパワーリハビリにプラスの評価を持っております。しかし、このようにきちと本堂に利用者が選べない形にするよりは、予防という幅広い部分は、公、共の、共の団体にもっととつとつだねて、選択の幅を広くして、高齢社会を支える仕組みをつくるべきだと思います。

大臣が、今、とても正直な方ですので、御存じないと仰ってくださいましたので、ぜひ、厚生労働省としても参考にしたいです。

実は三年ほど前のこの委員会、厚生労働委員会、監察で、鈴木俊一委員長でございましたが、私も、ドイツ、イギリス等々ヨーロッパに行かせていただいて、そのイギリスで拝見してきた団体でございます。きつと大臣のお考えの中にも参考になろうと思っておりますし、このような形で、悲しい追い出しや、あるいは、本堂に、やはり人間意欲あつてこそトレーニングの意味も出ますが、一々例えば認定を受け、スクリーニングを受けるといふような生き方が御高齢者に合うのか合わないのか。大臣御自身はそういうふうに生きたいのか、スクリーニングにかけられて、あなたはこれこれこれこれのリハコースをやりなさい、そういうふう

うに生きたいのか。私は、決してそうではないと思っております。

しかし、今、現状で、例えば私が預かる施設でもパワーリハビリをやっております。現状の介護給付の中で十分にできます。わざわざ新たに一区切りこちに持つてきて、そして使えない人ばかりをふやしていくというこの愚を、私は重ねてここで指摘したいと思っております。

そして、大臣に一つ伺います。

例えばこの新予防給付コースができたとして、地方自治体の皆さんがおまとめになったこの介護予防市町村モデル事業のおまとめの中でも、全サービスについてそうです、口腔内清拭、フットケア、あるいは筋力トレーニングなどでも、どれも送迎が問題だと言葉が繰り返して出てまいります。これは、せんだって西副大臣が送迎の問題も指摘されていることを言っておきたいと思いますが、送迎が問題とは何かというと、二つあります。

そのエリアでどのくらいの実際の人を集められるか。そして、その送迎にも当然人手が要ります。大臣がこれからこれを新予防給付で始められるといたしたときに、果たしてどれだけの地域でそれと送迎が可能であるか。この点についてはきつとちりと御認識いただいて、なぜなら、北海道のように本堂にばつばつとお人が住むようなところではなかなか、送迎で、まして要支援の一とか二とか、人を拾い集めて事業の実施ができようはずありません。遠くで、集めるだけで大変でございます。分ければ分けるほどコストも高くなり、サービスを受けられない市町村が出てまいります。

この送迎ということの意味するものを大臣としてどのように受けとめておられるか、きょうはその一点だけで結構です。よろしく申し上げます。
○尾辻国務大臣 先日もし申し上げましたけれども、まず、東京の現場を見せていただきましたときに、お話を伺うと、そこでは隣にコンビニがあるというお話でありました。しかし、全国そういう場所ばかりではないから、ヘルパーさんに買い

物を手伝っていただくということ一つとっても、地域の実情に応じてそれぞれ考えなきゃいかぬなということは感じておるところでございます。

そして、今の、今度は送迎という話でございますが、一度広島県のかなりへんぴなところをこれまで見せていただいたことがあるんですが、非常に坂の多いところでありまして、皆さんが集まってこられるのに、その坂をどうするかというようなことだけでも大変苦労しておられるという話を聞きました。

したがって、全国いろいろなところがありますから、あらゆるサービスでその地域差ということを考えなきゃいけないというふうに思っておるところでありますけれども、特に送迎ということとは、その地域差ということが大きなところだ、分野だと思っておりますので、このことについて配慮しながら、また今後、私どもの課題としてよく検討してまいらなきゃいけないことだというふうに認識をいたしております。

○阿部委員 実際に、そのような過疎と言われる地域で、果たしてこの新予防給付ができるのか。できなかったら、保険料は納めても実際にサービスはないわけでございます。このことの深刻さが今回の論議の中で十分尽くされず、実際に枠がつけられていくということは、重ねて私としては異議を申し立てたいと思います。

引き続き、先回の私の質問で最後にお尋ね申しました、今後、この十月からも開始される、いわゆるホテルコスト、居住費や光熱費やあるいは食費負担の問題で、これが在宅との見合い、在宅との公平性ということと語られておりまして、実は、居住費についてはその施設の減価償却費を利用者さんに払っていただく、食費については材料費プラス調理員の調理コストを払っていただく。私は、これは在宅との見合いとは言わないだと思えます。

例えば、在宅の方は、おうちで生活支援のホームヘルプを受けたとして、お食事をつくっていただき、それを召し上げることも含めて介護保険給

付でございます。しかし、一たん施設に入れば、調理員さんの給与も全部御自分でお支払いしなさいというのがこの食費負担でございます。この考え方自身がおかしい、ごまかしであると私は思います。

在宅との見合いということなのであれば、何度も例示させていただきましたが、きょうは特に居住費のことで資料を、一枚目、提示させていただいていますが、居住費の家計調査に見る実態というところで、ここには、せんだつても御紹介しました、全世帯、持ち家、民営の借家、公営住宅あるいは公団住宅などのものに別に分けてござい

ますが、大体住居費は、高くても、借家であつても五万四千八百三十九円でございますが、この安い方と高い方の平均をとれば二万といかない、居住費は一万八千円と平均値が出てまいります。今回、減価償却費というのは、例えばその建物が建てられて何十年の中で償却していくというときの計算方法でございます。税金が投入された建物は、その建物自身の建設費は税金でございます。そして、減価償却費ですから終わるわけです。終わった後は払わなくてよいのかとか、考え方自身に多くの矛盾をはらんでおります。

私は、御高齢者の乏しい年金、そしてつましい生活を考えたときに、在宅との見合いというのは、生活実態を把握して見合う、その程度の御負担は了解していただくということであれば、国民的納得も得られると思います。施設に入った方が明らかに高い設定がされました。それでは選択できません。金がないから選べません。そして、さまざまな減免措置を行われると聞いておりますが、極めて不十分だと思います。

この算定根拠が私はおかしいと思いますが、大臣、いかがですか。

○鴨下委員長 中村老健局長。(阿部委員「ごめんなさい、きょうは局長はもう結構です。もうせんだつて伺いました。ごめんなさい」と呼ぶ)

尾辻厚生労働大臣 算定根拠というお尋ねでございます

ましたから、局長から答えさせようと思いましたが、けれども、考え方といいますか、私どもが思っておりますことだけを申し上げたいと思います。

私どもも、今回見直そうといたしておりますのは、あくまでも負担の公平性ということでございますから、在宅の方も施設の方も同じように負担していただくということで算定をいたしたものでございまして、先生が言っておられますような生活実態に合わせて算定をしたつもりでございます。

○阿部委員 そうであれば、大臣がそう思っておられるのであれば、局長たちの算定方法が違うので、これはきっちり正していただきたい。減価償却費やその施設職員の給与のため、調理員さんの給与から見合つて算定するのではなくて、生活実態に合わせていただきたい。ここは答弁のそこがございまして、後ほど詰めていただきたいと思ひます。

それから、三点目。私が一番取り上げたかった保険料のことでございます。

お開きいただきまして、三枚の資料がございまして。これは武蔵野市というところがずっとこの間出されておる資料で、既に石毛委員もお尋ねでございます。これは、世帯見合いで保険料を決めていったときに、御本人の所得ないし年金の収入と世帯の所得との間で保険料の負担に著しい逆さ現象が起きてまいります。ちなみに、世帯で五百二十万、四百六十万、三百八十万の方ですが、保険料の負担は実はこの三百八十万の方が一番多いというような逆転現象が起きているという図でございます。

そして、おまけに、二枚目を見ていただきますと、ここには、この保険料の徴収は国民健康保険なり組合健保に乗つてございまして、例えば未納率が国保で高まっておりますと、保険料も介護保険料も取れない。今後、年齢拡大がされていくということも考えますと、三十歳未満というところを見ていただきますと、年収二百万円以下の三十歳未満、あるいは三百万円以下をとつても

よろしゅうございます、国民健康保険の保険料は七五%しか納付されておられません。年齢を拡大しても、この部分は国民健康保険に払つておられないゆえに介護保険も払えません。私は、現在、年金の空洞化問題を一方で年金審議で論じさせていたしておりますが、このような実態も同時に進行しております。

三枚目は、国保の最低の保険料と介護保険の最低保険料が逆転してしまつてゐる。

いろいろな矛盾をはらんでおります。保険料のあり方について私が今指摘したことを踏まえて、ちよつと時間足らずで舌足らずですが、大臣に、さらに、公平で納得のいく保険料のあり方についてお考えいただくという御答弁をいただけたらと思ひますが、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 まず、保険料設定でございますけれども、六十五歳以上の被保険者の方のうちの四分の三が住民課税非課税層でございます。したがって、この四分の三の皆さんをどう分けてまた保険料を設定するかというのは大変難しい問題でございますので、今、私どもは、そういう方々を、まず世帯に全く課税者がいない方々、それから世帯に課税者がいる方、こういう分け方しか今ないものですから、その分け方で保険料を設定いたしますと、御指摘のようなどころも出てくることは事実でございます。

先生繰り返し言つておられますように、公平に負担していただくものでなきゃいかぬということとは当然のことでございますから、そのようにまた私どもも努力はしてまいりたいと存じます。

○阿部委員 以上で終わらせていただきます。

○鴨下委員長 次に、園田康博君。

○園田(康)委員 民主党の園田康博でございます。介護保険制度の改正案の審議ということで、恐らく後ほど同僚議員からもさまざまな総括がなされるであろうというふうに思つておるところでございますが、私なりに少し振り返つて総括をさせていただきます。

それは、まず、これは政府からの提出ということに絡む話ではありませんが、介護保険制度そのものの重要審議をしなければいけないというところからすれば、残念ながら、この審議時間というものがもう少しきちっとした形で確保できなかったのかなというところは、私自身は感じておりました。これは全体的なスケジュールの中ではいたし方ないのかもしれませんが、であるならば、もう少しこの審議時間の中で、与党の皆さんあるいはこの厚生労働委員会の中の委員の皆さんが、しっかりと出席のもと議論をし尽くすべきではなかったのかなということを私自身は感じておりました。

それから、この法律そのものの中身をいろいろひもといていきますと、残念ながら、やはり政省令事項の多さというものは否めなかったわけでございます。

そういった意味では、法律のつくり方等々がさまざまな形であるんでしょうけれども、そして、答弁の中でも、これは政省令事項であります、それから大臣のさまざまな告示で行うものでありますという御答弁もいただいて、これは後ほどの検討事項になりますという御答弁をいただいたわけでございますが、確かに、私も法律を学んでおいた人間といたしましては、国会でつくられる法律に従って、その後に政省令事項というものがつくられるのは当然の流れでありますけれども、しかしながら、それは、あくまでも法律の範囲内できちっとそれを行っていくことが大前提にあるわけでございます。

したがって、その法律の範囲内で政省令を決めていくということであるならば、その内容をしっかりとこの法律の審議の中でやはり明確にしておく必要があるのではないかと。であるならば、最初の意見、考え方として、その政省令事項をどういう形で考えておられるのかということもあわせてやはり御提示をさせていただきながら、その法律の範囲というものをきちっと決めていく必要が私はあると思っております。しかし、残念ながら、

その中身の内容になってきますと、これは後ほど決めるという形になってきたわけでございますので、その点は、私は、もう少し踏み込んだ議論というものがさせていただければならないことを思っております。

それから、これは、恐らく視点、観点の違いが大ききこの審議の中でさまざまな議論のそこが出てきたのかなというものは感じました。すなわち、何を言わんとしているかといえますと、すぐ後ほど触れさせていただきましても、当初、厚生労働省から示されたさまざまな資料の中に、やはり財政的な部分というのがかなりのウェイトを占めてきたということでもあります。

すなわち、財政はこれぐらい、しかも、今後、介護保険料の増大という保険料の増大、給付の増大、そういったところから、抑制的にやっていかなければこの介護保険制度の維持そのものが難しくなってくるというような論調で、私自身は印象として受けたわけでございます。それを示すようなさまざまな資料も御提示をいただきました。したがって、恐らく、利用者の方々のそういった御意見等も踏まえつつも、しかし最終的には財政という面がその中で大きく抑制的になってきてしまったということとは、私、ちよつと残念ではないのかなという気がいたしております。

すなわち、そういうこともしっかりと責任ある制度持続的な部分を行っていかなければいけないという姿勢というものは確かに理解はできます。理解できますし、私たちも、それをもって、その限られた財源の中でどういう形がいいのかというのをしっかりと議論をしていかなければいけないというものはよくわかっておるつもりであります。

しかし、私どもの立場からすれば、まず利用者の視点に立つて、どういうサービスが果たしているのか、あるいは、先ほど御指摘がありましたけれども、介護の社会化というものを守っていけるのか、あるいは、利用者御本人の自分らしさ、自立や選択

というものを、これはやはり人間の尊厳の根幹にかかわる部分でありますから、そこからのスタートという形で、私は、この介護保険制度というものの議論を積み上げていく必要があったのではないのかなということを強く思っているところでございます。

そういう意味では今回のこの介護保険制度は、いよいよ大詰めになってきたということが言われておりますけれども、もう一度、議論の過程の中ではしっかりと、その過程といいますが、視点の出発点というものを十分お含みおきたいだきながら、今後、政省令事項を作成する際にはぜひそういう形で当たっていただきたいということを、まず総括とともに御要望として申し上げておきたいというふうに思っております。

そして、きょうお配りをさせていただきました資料でございますけれども、資料といいますが、これは厚生労働省さんから事前に私どもに御提示をしていただいた資料でございますので、これをもつてどうのという話ではありませんけれども、きょうは私自身にとっても最後になるかもしれないので、思いのたけを話させていただいた上で、この中身をもつときちつと理解を深めたいというふうに思っております。

まず、お配りした資料でございますけれども、この二枚目をごらんいただきたいと思うわけでございますが、介護給付費の見直し、ごく粗い試算という形でお示しをいただいたわけでございます。

それによりまして、第三期、平成十八年度から二十年度におきましては、現行のまま推移した場合は七・二兆円ということをお示しになっております。そして、給付の効率化、重点化を図る場合には、ケースⅠにおきましては六・五兆円、そしてケースⅡにおいては六・六兆円という形になっております。

まず、この給付の効率化というものはどういったものを想定されておられるんでしょうかということと同時に、この右の方に書かれておりますけれども、重点化を図る場合というものはどういうものであるのか。また、ケースⅠは「介護予防対策が相当程度進んだケース」というふうに三枚目で書かれているわけでございますけれども、ケースⅡの場合ですと「介護予防対策がある程度進んだケース」というふうに書いてありますが、このように解釈しているのかどうか。そして、同時に、これはちよつと通告に出してありませんでしたけれども、相当程度進んだケースと、それからある程度進んだケースの違い、この違いを少し明確にお示しをいただきたいと思っております。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。
今委員がお示しいただきました資料は、私どもが昨年十月に出させていただきました介護給付費の見直しでございます。

委員のまず御質問の給付の効率化、重点化ということでございますが、介護給付費の見直しのこの作成に当たりますのは、地域支援事業の導入や新予防給付の創設といった介護予防対策の推進により給付費の増加が、ふえるわけでございますが、増加の度合いが減少する効果と、二番目としたしまして、施設給付費の見直し、これは居住費用や食費についての改正でございますが、給付費が減少する効果を見込み、これら施策を全体として給付の効率化、重点化と呼んでおります。

ケースⅠ「介護予防対策が相当程度進んだケース」は、この両者の効果のうち、施設給付の効果と予防効果が半分ずつのケースでございます。予防も相当進んだケースというふうに考えております。

それでは、ケースⅡとケースⅠの違いでございますが、予防効果の違いでございます。ケースⅡにつきましましては、ケースⅠの予防について半分程度の効果があらわれる場合を想定いたしております。

○園田(康)委員 半分程度の効果ということでありましても、そうしますと、三枚目の資料で読ませていただきますが、ここで軽度者に対する給付、「新・予防給付」の創設」という形で、一

点は「軽度者の重度化の防止」というのが上げられております。それから、二点目といたしましては「軽度者に対する給付費の効率化」と。半分程度というふうにおっしゃいましたけれども、さらに、そのケースⅠあるいはケースⅡの中で、半分ずつの効率化というものが示されているわけでありますが、この違いというものはどういったものなんでしょうか。

○中村政府参考人 お尋ねの点についてお答え申し上げます。

今の資料のケースⅠ、ケースⅡの、介護予防対策が相当進んだケースとある程度進んだケースにつきましては、アの「軽度者の重度化の防止」、それからイの「地域支援事業」の導入の効果が、いずれも、効果のあった方の人数が、ケースⅠの半分をケースⅡというふうに見込んでいるところでございます。

○園田(康)委員 済みません、「軽度者の重度化の防止」と「軽度者に対する給付費の効率化」というふうに分かれておりまして、そしてこの給付費の効率化というものが何を示すのかということもちょっとあわせて御答弁いただけますか。

○中村政府参考人 大変失礼いたしました。

ただいまの点につきましては、まず、「軽度者の重度化の防止」というのは、軽度者の方が要支援一、二から要介護二などに重度化することを防止する効果でございます。「軽度者に対する給付費の効率化」でございますが、介護予防マネジメントが徹底されることによりまして軽度者に係ります給付費が効率化される効果を見込んでおります。すなわち、もう一回繰り返させていただきますと、「軽度者に対する給付費の効率化」は、介護予防マネジメントの徹底による効率化に相当するものでございます。

○園田(康)委員 私どもが当初から抱いておりました、軽度者に対する給付費の効率化によって今まで受けられていたサービスが受けられなくなるのではないかと懸念がここにあったわけな

んですね。

そうしますと、ケアマネジメントあるいはさまざまな予防給付の事業によって軽度者がさらに改善をするということをご考えて、それによって費用が抑えられるというふうにご考えておられるということでしょうか。

○中村政府参考人 改善効果につきましてはそのとおりでございます。重度化を防ぐことによりまして、いわば給付費の増加が防げる、こういうふうにご考えております。

また、「軽度者に対する給付費の効率化」というのは、今委員から適切に使っている給付がカットされるのではないかと御懸念をいただいたと理解したわけでございますが、再三この委員会での御審議でも御答弁申し上げておりますように、適正なマネジメントに従って行われている適正な利用については制限されることはない、こういうふうにご考えております。

○園田(康)委員 そうしますと、もう一回二枚目に戻っていただきたいんですけれども、昨年十月に御提示をいただいたこの資料で、粗い試算という形ではあります。段階的に、現行のまま推移した場合と、それからある程度予防効果が進んだ場合、ケースⅠ、ケースⅡという形で試算は出されていらっしゃる。私も、いただいた資料あるいは御説明をいただいた資料で、各年度ごとでどういう形で考えていらっしゃるのかということをお伺いしましたら、それは各期の平均的な部分でしか数値が出てきませんよということをおっしゃっておられたわけでございます。

そこで、来年度からもう始まるわけでございますけれども、当初の三年間は、経過措置等々も踏まえて、まだその予防効果が出てこないということとを考慮しておられるようでございますが、しかしながら、現に、三期の半ばからこのように六・六兆円と六・五兆円という形でケースの違いをお示しされていらっしゃるわけでありまして、そうなりますと、利用者の立場に立つて考えますと、先ほどから懸念をされているというふうに申し上げてお

りますけれども、自分たちが今までサービスを受けている部分が、抑制された、削減されているこの部分の中に入り込んでしまっているのではないかと御懸念と心配があるわけなんです。この点をきちっと御説明いただきたいと思っております。

が、保険料あるいは税金の投入に基づいて、全国の実施状況によって積み上げられてくるものであるというふうにおっしゃっていただきました。全国課長の担当者会議でも、恐らくこれは昨年のうちにお示しをされたんだろうと考えております。通告では、どのようにお示しをされたんですかというふうにしておりますけれども、恐らく今の御説明があったらどうと推察をいたします。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

そこで、大臣にちょっとお伺いをしたいわけでございます。

この介護給付費の見直しは全国的な推計でやっています。委員御承知のとおり、介護保険は市町村でやっておりますので、実績の方になりますと各市町村の給付の全部の積み上げになりますから、いわばトータルになってくる。三期も四期も五期も、実際問題としては、それぞれの市町村の保険料の総額、それと税金の総額がこの給付費になるということでございます。そういった意味では、三期、四期、五期もこうなるかどうかというの、市町村の方の実際の計画、それから実績がそれに合うかどうかという点でございます。

先ほど、一番最初に私も御指摘をさせていただきまして、私も最初は当初、いわばこの数値が最初にありきに受けたわけなんです。すなわち、これは、いわゆるマニフェストと我々も言っておりますけれども、数値目標というものを最初に掲げて、そしてこまめには削減しなきゃいけないんではないかという形にお示しになったものであるというふうにとりしても受け取ってしまうんです。

第二点目は、今御指摘のありました二期から三期につきましては、ごらんいただいておりますように、給付費は相当ふえるということでございます。七兆二千億にふえるところが六兆六千億なり六兆五千億でとどまるかどうかということでございます。七兆二千億でとどまるかどうかということでございますが、この効果のかんがりの部分は施設給付の見直しの効果でございます。委員御指摘のとおり、予防の効果につきましてはまだ徐々に市町村の取り組みが上がついていくというふうにご考えておりますので、第三期については相当低目の効果になっているというところがございます。

したがって、大臣もよくわかりだと思っておりますけれども、政府が発表する数字であるとかいわゆる厚生労働省が発表する数値、全国の担当者の方々に対してお示しをする数値というものは、やはりこれは大変強い影響力を示すものであるというふうには私は考えてまいりました。

それにしても、現在の第二期の平均に比べまして一兆円程度ふえるというふうに見込んでおります。要は、ふえるんだけれども、そのふえ方が少し抑えられる、こういうのが第三期の姿ではないかと思っております。先ほど来御指摘になっているのが適切に利用されている方の削減効果というものがここに入っているわけではない、また削減されるものでもないし、削減効果がそういうことに入っているわけではないということでございます。

そして、受け取った側からすれば、一〇%あるいはそれ以上の数値目標に抑えなければいけないということからすれば、これから事業を実施していくときに、無理無理こういった数値に合わせるような形に、さまざまなサービスの抑制、あるいはその効果を上げていかなければいけない、重度化を防いでいかなければいけないということ、今回の審議でさまざまな懸念がございましたけれども、無理やり、これはないというふうにおっしゃっておられましたが、何か運動器の機能向上を無理無理押しつけていくような形にもつながりかねない心配というものをある面で私たちは抱いてしま

したがって、今回お示しをされたこの数値、目標という位置づけになっていないかどうか、私はこれをまず心配として上げているわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 私ども、これまでも数字はお示しをしてまいりました。それは、先ほど来局長が言っておりますように、参酌すべき標準という言い方でお示しをしております。それは、現在の介護保険法ですけれども、これの百十六条に基づいて国が定めます基本指針において、各市町村が介護保険事業計画に盛り込むサービスの量の見込み量を算定するに当たってまさに参酌してくださいというところで、今までもお示しをしてまいりました。今までも参酌すべき標準というのは示してきましたということをまず申し上げたわけであります。

今、いろいろ数字を言っていたいておりますけれども、これまでも同様で、平成十八年度からスタートいたします第三期介護保険事業計画の作成に当たり、市町村が要介護、要支援認定者数を算定する際の今度は十八年度からの算定に当たってのまた参酌すべき標準としてお示しをしておるものでございます。

したがって、今までのこういう数字の示し方が変化しておりますものでもございませんし、またそれは、こうした数字というのは市町村の参考にしていただくための数値として私どもがお示しをしているというところを改めて申し上げておるところでございます。

○園田(康)委員 あくまでもこれは参考の数字で、推計であるということでありまして、これが、ある種ここに最終的な結論、結論といえますが、ある程度を持っていくものではないということ、あくまでも、新予防給付あるいは地域支援事業というものを通じて、結果がこういう数字になれば一番いいという状況として私どもはとらえたいというふうに考えております。

ぜひ、そういう積み上げの部分で最終的にこのようになるんですよということであって、最初はこの数字ありきではないということをもう一度

大臣に確認いただきたいと思っております。

○尾辻国務大臣 これは、今先生のお話を伺いながら、経済財政諮問会議で私と民間議員の皆さんがいつもやりとりしておる議論を思い出しておりますけれども、私は、いつも経済財政諮問会議においても、社会保障というのは積み立てなきゃいけない、皆さんがおっしゃる通りに、最初に頭からキャップをはめられてこの数字でやれと言われてもやれないでしようということを言っておることでございまして、私は絶えずそういう主張をいたしております。

○園田(康)委員 ありがとうございます。ぜひそういう観点で今後も進めていただきたいというふうに思っております。

それから、ちよつと幾つかさらにお願ひをしておきたいことがあります。

新予防給付につきまして、これは改正後、介護サービスに係る都道府県が行うサービスのうち、介護予防サービスにつきましては、給付限度額は、大臣告示ということで五十五条にこの算出規定があるわけでございしますが、いわば必要サービス量、今の話ではありませんけれども、まず必要サービス量というものをきっちり確保した上でこういういった限度額というものを設定していただきたいというふうに思っております。

そして、引き続き大臣にお伺いをしたいんです。ホームヘルプサービスですね、介護予防訪問介護を行う際のガイドライン、これにつきましては、今回どういう観点で、いわゆるケアマネジメントをきちんと行うとなつていくわけでございますが、こういう項目をここで加えていくというふう

に考えておられるでしょうか、具体的にお示しをいただきたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 これは、何回も御答弁申し上げたこととございますけれども、今回導入いたします軽度者に対する新予防給付の基本的な考え方は、本人にできることは可能な限り自分でやっていただくという考え方のもとで、本人の生活能力を引き出すためのサービスを適切に組み合わせ、

手助けする場合も、できる限り本人が今持つておられる能力を生かす工夫をしながら行うというものでございまして、これは介護保険の自立支援の考え方を徹底するものでございます。

したがって、ガイドラインにつきましてもその観点で行いますということをお申し上げたわけでございますけれども、介護予防訪問介護につきましても、今申し上げたような観点から、現場において、利用者も含め、専門家がよく話し合つて適切なマネジメントを行った上で利用者の自立支援に資するサービスが提供されるよう、内容を見直してまいりたいと考えております。

すなわち、いろいろ申し上げましたけれども、必要なものは引き続き必ずサービス提供されるということとは繰り返し申し上げてきたところでございます。

○園田(康)委員 その御答弁は大変、最終的には私にとりましても安心をするわけであります。

要支援になった方のケアプラン作成に当たりましては、いわば今おっしゃつていただいたさまざまな自立的な観点というもののから、こういった項目が加えられるのでしょうか。これは具体的にどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○中村政府参考人 新予防給付のケアマネジメントにつきましては、利用者の選択を専門家が支援する、こういう基本的な考え方に立ちまして、御利用者の心身の状況をきちんと把握した上で、生活機能の改善可能性について評価をマネジメントする人たちがする、それから、いつまでにどの程度向上するかという短期と長期に分けての個別具体的な目標を設定し、御利用者の方の意欲を重視しながら、改善後の地域の予防サービスを利用することも念頭に置いて、また介護保険以外の地域のサービスも組み入れるという観点から、モニタリング、評価についても配慮しながらケアプランの見直しを行う、こういう一連のケアプランの策定作業を考えているところでございます。

○園田(康)委員 そうしますと、やはりここは利用者にとりましては一番大切な部分であろうと思

うわけでありまして、要介護認定において新予防給付の対象者の選定というものが大変大きなポイントになってくる、制度改正においてはポイントになってくるというふうに考えます。

そこで、介護認定審査会の審査、いわゆる二次判定がこで行われるわけでありまして、これによつて、要支援者あるいは要介護者という形でこで振り分けられる、スクリーニングが行われると先ほどから御答弁をいただいておりますけれども、この二次判定の際に、実際に対象者の介護度合いを見ている、やはり私が考えるには主治医、これが一番よくわかつていくわけですね。それから、ケアマネジャーさん、このケアマネさんの作成の特記事項というものが重要な指標となるといふふうに私は考えておるんですけれども、いかがでしょうか。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、認定審査会では、一次判定の上で専門家による二次判定がございしますが、それは、コンピュータによる一次判定のほか、主治医の意見書、それから調査票の特記事項、参考指標等が大事になってまいりますので、委員御指摘のとおり、それらの特記事項、主治医意見書が大事になってくると思ひます。

○園田(康)委員 その際に、参考指標というのを今御答弁いただきましたけれども、これはいわば改善可能性を審査するという点で、参考指標というものをうけて検証するというふうになっているわけですが、これは具体的にどういったもの

でしょうか。

○中村政府参考人 要介護認定調査の調査票の中で、二次判定の際に御利用いただく参考指標というものが幾つかございます。そういう参考指標は今も第二次判定で非常に重要な役割を果たしておりますけれども、今回、新予防給付の際の二次判定で必要になりますので、参考指標につきましても、コンピュータを用いた認知機能や追加項目の結果、そういったことにつきまして参考指標として、改善可能性が審査できるように充実にま

いたいと考えております。
○園田(康)委員 ぜひその辺をよろしくお願いしたいと思ひます。

そして、今回、改善可能性を掌握する項目の整理の中で追加されたのは、活動の状況における三項目であつたわけでありまして。日中の生活や外出頻度、あるいは家族、住居環境、社会状況などの変化という形でありまふけれども。

この際、心身の状況については、現行の認定調査項目から変更なしという形で全国の担当者の課長会議の中でお示しをされているわけでございます。私から言わせれば、こういった改善可能性の中においては、やはり心身の状況が安定していること、これが一番重要ではないかというふうに考えているわけでありまふけれども、現行のこの七十九項目の形ではやはり私は不十分であること。

すなわち、今回のこの予防給付あるいは新予防給付の制度改正の中においての一番の重要点というのは、お年寄りといひますか、利用者のいわばやる気だと思ふですね。自発的に、自分たちでこういうふうにしていきたい、ああいうふうにしていきたい、一番最初にも申し上げましたけれども、やはり自分らしさというものを、そして、自分らしく年をとっていききたい、そういうのが観点になければ一番だと思ふんです。

したがって、心身の状況というものを現行も見させていただきますと、大変不十分であるというふうには私は思っているわけですが、いかがお考えでしょうか。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘ありました心身の状態が安定しておられるということは非常に大事なところでございまして、私どもも、その点をきちんと把握していく必要があると思つております。

現在、今御指摘ございましたように、新予防給付の対象者の方を選定するための認定調査方法の見直しについて考えておりますが、ある意味では、これは市町村の方がやっていたこととございまして、できる限り簡易に対象者を選定できる

ということも大きな要素になっております。

そこでいろいろ専門家とも御議論していただいておりますが、今委員から御指摘ございましたように、心身の状況については、既存の七十九項目を活用してさらに精査をしていくとともに、特に、今特記事項とございましたけれども、特記事項につきましましては、活動性と関連の深い項目について特記事項に記載していただく、特記事項についても記載をする様式がございまして、その記載内容の充実を図つていただく、その辺は調査員の方のマニュアルなどできちんとお願いをしていきたい、こういうふうにご考えておりまして、御指摘のありました心身の状況の安定性ということについてきちんと把握できるようにしてまいりたいと思つております。

○園田(康)委員 時間が参りまして、大臣にも最後予定をしておつたものがこれで切れてしまつたわけでございますけれども、今後、一番最初に申し上げました観点をぜひ忘れずに、今後の法律、政省令事項も多いということも含めて、今後またさらに自立支援法、障害者の法律にも入つていくわけでありまして。そういった意味では、ぜひ利用者の立場に立つた法改正そして制度の充実というものを図つていただきたいということを最後にお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○鴨下委員 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十四時四十二分休憩

午後一時四分開議
○鴨下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山井和則君。

○山井委員 これから三十分間、質問をさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。介護保険改正法案の審議も終局に近づいてまいりましたが、冒頭に一つ。
四月二十二日、福岡地裁において、学生時代の

発病により障害者となつた原告に対する障害年金不支給処分を取り消し、原告勝訴の判決を言い渡しました。このことで、何としてももう控訴はやめてほしいということを最初にお願ひしたいと思ひます。この判決は、地裁が本人やその御家族の置かれた窮状や切なる願ひに対して真摯に耳を傾けたからにはほかなりません。

きょうのこの資料の最後のページに、「原告の親からのお願い」という平川栄一さん、そして不二子さんからのお願いをつげさせていただきましたので、その中で割愛して読ませていただきます。四月二十二日、福岡地裁が、学生時代の発病により障害者となつた長男の無年金障害者に対する障害年金不支給決定の行政処分を取り消すよう判決を下しましたことを、感無量の気持ちで感謝いたしております。

息子の発病当時、私どもはいまだ若く、何とか病気を治して人並みの勤めができることを願つて、あらゆる努力をいたしました。しかし、その甲斐もむなく息子の病気は進行し、重い障害者となつてしまいました。その間の親の苦しみは筆舌に表せないものがあります。

しかも、父親の私自身が昨年十一月二日、福岡地裁の結審から十一日目に大腸ガンによる腸閉そくで手術を受けました。第一リンパ節に転移していたため、五年生存率六十%と再発の可能性も低いとはいひ切れないう状況です。

もし、高等裁判所に控訴され、さらに最高裁判所まで控訴が続くようなことになれば、果たして私が生きていくうちに救済がなされるのか不安です。親亡き後の息子の将来が一番気掛かりです。この訴訟が親としてできる最後の勤めかもしれない。

というふうに、切々とつづつておられます。大臣、どうか、このような思いをしつかり受けとめていただいて、これがもし控訴されたら、本当にまたこれから長期間の御苦労を今まで以上に与えてしまうことになるわけです。控訴の断念を切にお願ひ申し上げます。

大臣、答弁をお願いいたします。

○尾辻国務大臣 去る四月二十二日の福岡地裁の判決は、私どもも重く受けとめておるところでございます。

これは、今お話しいただきましたように、二十前に病院を受診しておられるその日を障害基礎年金の受給要件である初診日と認定をして、そして、社会保険庁長官が行いましたところの障害基礎年金の不支給決定処分を取り消すというものでございます。

今後の対応につきましては、判決の内容を十分に検討いたしまして、関係機関と協議をして対応してまいります。

○山井委員 これはほかの委員からも、参議院でも指摘があつていと思ひますが、何としても控訴を断念していただきますように、改めて強くお願いを申し上げます。

それでは続きまして、介護保険の質問をさせていただきます。

まず最初に、認知症の予防のことについて質問させていただきます。三月に、平成十六年度老人保健健康増進事業の認知症予防教室(増田方式)に関する調査研究結果というものが、このグリーンの冊子で出されました。

それで、今回の審議では筋トレにスポーツが当たつていましたが、筋トレ以上に重要であり、効果が明らかなのが認知症予防教室です。そして、これは、脳機能の低下段階において適切なサービスを提供するという脳のリハビリにより脳が活性化され、閉じこもりが減少し、家族以外との交流頻度がふえる効果が上がつています。具体的には、週に一回五カ月の教室参加で、リズム運動、パズル、風船バレー、じゃんけんなどの簡単な運動を楽しむながら、密接なかわりでの濃密なケアを行うものです。

実は、私も、今から十年以上前からこの教室に行つておまして、やはり将来、寝たきり防止とともに、こういう痴呆予防というものを、まだま

だなかなか大きな課題であります。やっていかないとだめだという思いは十年前から持っておりまして。そんな中で、今回、こういう調査結果も出たわけがあります。

その結果がどうかというと、ミニメンタルステートテストの指標でも、この資料、皆さんのところでも一ページ目に出ておりますが、パネルにもつくっておりますが、五二％が改善をしているわけですね、この上で。そして、四八％が変化なしという結果が出ております。そして悪化はゼロであります。

注目していただきたいのは、筋トレの場合は一六％が悪化しているというデータもあつたわけですから、これはそういう悪化はないわけですね。もちろん、認知症の予防というのは簡単な話でなくて、エビデンスについてももっとと詰めていかねばならないと思いますが、先日の高知県で行われました地方公聴会でも、悪化の七割程度がやはり認知症の進行によるという、そういうふうな参考人の方から御指摘もあつたわけでありまして、この認知症に対してどう対応していくのかということとは非常に大きな、最大のテーマの一つであると言つても過言ではないと思ひます。

そういう意味で、この報告書、厚生労働省さんとしても恐らくざつとお目通しかとは思ひますが、このことについての見解と、そして、できれば予防通所介護という中でぜひともこういうことをやっていくことが可能なように要望したいと思ひます。大臣、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 まず、認知症に対してどう対応するか、このことが大変重要な今後の課題であるということ、もう私も全くそのとおりに考えております。

そして、認知症に対する対応については、早期発見、早期対応が大変重要である、こういうふうにもまた認識をしておるところでございます。そこで、特に軽度な方々に対する働きかけにより進行を予防できるのではないかと、こういうふうにかえまして、これまでもさまざまな取り組みがな

れてきたところでございます。

先生が今御指摘いただきました認知症予防教室につきましても、これはもう御案内のとおりでありまして、厚生労働省として、研究事業を通じて支援をさせていただいてきたところであります。こうした取り組みの中から、有効な方法を開発する必要があると考えておるところでございます。

したがいまして、全体の取り組みの中では、まだ認知症の状態になっていない方も含めた幅広い集団に対して事業を実施する形がふさわしいと言われておりますから、地域支援事業において介護予防事業の一環として実施することといたしておるところでございます。

○山井委員 こういうことは、何をもちつて認知症の予防というかという定義とか難しい面もありますが、今回の委員会審議では筋トレという肉体的なリハビリの方が脚光を浴びましたが、やはりこの脳のリハビリ、認知症の予防というのは非常に重要であると思ひます。

少し紹介をさせていただきますと、認知症予防教室、そこでは優しいシャワーという大原則がありまして、一人ずつへの言葉かけやタッチング、褒める、感謝の言葉を言う、落ちこぼれをさせない、一人ずつにスポットを当てる。やはりこういう中で、この資料にもありますように、趣味が多くなり閉じこもりがちが減少したとか、あるいは、閉じこもりがちが四十三人から十六人に減少するというような効果も上がつてきております。

何よりも、繰り返しですが、悪化している人はいないんです。やはり、六人に一人は悪化するとか、そういうふうなもの、もちろん筋トレがいい人もおられるでしょうけれども、そういう意味では、筋トレも一つのメニュー、そしてこういう認知症予防教室も一つのメニューとして、ぜひとも近い将来、予防通所介護などで制度化をしていただきたいというふうに思つております。

私もこういう教室に何回か参加させてもらったこともありますが、やはりお年寄りに楽しんでも

らう、仲間ができる、笑つてもらふ、そういう意味では本当に人間の本質に非常に合つていと思ふんですね、楽しみながらできるといふことで、ぜひとも、こういう教室を広げていくように、厚生労働省としても御支援をいただきたいと思ひます。

それでは次に、この介護保険の改正法案の新予防給付のことをちょっとまた触れていきたいと思います。四月六日の質問のときに言いましたように、この介護保険がなかったら私も国会議員にはなつていなかった。この介護問題を十数年私ずつと研究しております。大学でも教えておりまして、そんな中で、介護をよくするために、もつと言えれば介護保険をよりよいものにするために、国会議員にならせていただきました。

そんな中で、やはり今回の審議を通じて、本当にまだまだ疑問に思ふ点が非常に多いわけです。この国会での議論が余りにも現場からかけ離れてしまつていふに思ひます。

そこで、少し時間をいただいて、要支援、要介護一のお年寄りの姿を改めてちよつと御説明をさせていただきます(写真を示す)

八十五歳、ひとり暮らしの男性、要介護一。ホームヘルパーさんに週に二回、二時間半ずつ来てもらつて、一時間半は一緒にリハビリを兼ねた買い物、一時間は調理、洗濯、掃除などをしてもらつてゐるわけなんです。

それで、この方がどうおつしやつてゐるかという、脳梗塞で昨年入院し、退院してひとり暮らしをするようになったときは、不安で不安でたまたま、死にたいと思つたこともあつた、しかし、ホームヘルパーさんに支えられ、励まされ、元気になつた、ホームヘルパーさんの訪問回数が減つたらどうなるんだらうということ非常に不安に思つておられます。

十九キロに減り、私は骨皮筋右衛門になつた、筋力もほぼゼロ、もうお葬式の準備までしていた私がこまで顔色がよくなったのもホームヘルパーさんのおかげというふうにおつしやつておられます。まさに命綱なわけですね。

この方も、八十歳、要介護一。週に二回、一時間半ずつホームヘルパーさんを受けてひとり暮らしをされている女性の方ですが、この方も、自分でも調理ができる範囲はやつてゐる。でも、握力がなく物が持ち上げられない。野菜をゆがくのは自分でやつてゐる。ホームヘルパーさんと一緒に調理をされている。同行したケアマネジャーさんは、軽度者の家事援助をなくすとかえつてお年寄りが重度化するのではないかとこのふうにおつしやつておられます。

三人目、最後のお年寄りの写真を紹介しますと、この方も、八十五歳で要支援でひとり暮らしで、週一回だけホームヘルパーさんがお風呂の掃除と買い物に来てくださつてゐます。週二、三回ホームヘルパーさんに来てほしいが、厚かまししいし、頼り過ぎると甘えになるので週一回で我慢してゐるということをおつしやつておられます。

そして、こうおつしやつてゐるんですね。昨夜ホームヘルパーさんからの電話で、あした話があるとつられて昨夜は眠れませんでした、睡眠薬を飲んで眠れませんでした、もうホームヘルパーに來られへんと言われるのかとびくびくした、私はこのホームヘルパーさんに死に水をとつてもらふことにしているというふうにおつしやつてゐるわけです。

先日、尾辻大臣も現場に行つていただいたわけなんですけれども、やはり今、現場のお年寄りは、今回の改正で家事援助がカットされるのではないかと、今までのホームヘルパーが利用できなくなるのではないかとということで非常に不安に思つておられます。詳しくは後ほど、確認答弁で横路議員がやつてくださると思ひますが、こういう本当に今不安に思つてゐる高齢者の軽度の方々に、大臣にぜひとも、大丈夫ですよという言葉をかけてい

ただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 先日もし上げましたけれども、先生のお勧めもございまして、私も現場を見せたいと思ひました。そのときに感じましたのは、今先生お述べになりましたように、利用しておられる方とヘルパーさんとの間の大変な信頼関係といひましようか、人間的なきずができていふところでは感じました。これは、今先生お話しのとおりだと私も感じたというのを申し上げるところでございします。

そして、これも何回か申し上げたように思ひますけれども、その現場を見せていただいた帰り際に、みんないましたから、きょう見せていただいたようなこうしたサービスが、今度の改正で、見直しで、まさかカットされるようなことにはならないと言ひましたら、これはもうそんなことには決してなりませんときつちり答えております。

私が申し上げたいのは、今までそうして適切にお受けになっていた必要なサービスというのが、今度の見直しでカットされるものでは決してありませんというのを明確に申し上げておきたいと存じます。

○山井委員 力強い御答弁、ありがとうございます。

余りくどく言つてはなんなんです、先日、二カ所行かれた、そのサービスは減らないということですが、くどく言つて本当に恐縮なんです、まさかそこは例外的なところを行かれたというわけではないですよ。代表的なところへ行かれたということですよ。ちよつとだけそこを確認しておきたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 正直に言ひまして、私も連れていかれたところを見せたいと思ひましたので、そこがどんなところかということを確認に承知しておるわけじゃないが、私をそういう例外的なところに連れていつて見せたとは思ひませんので、ごく標準的なところを見せられたんだと思ひますし、私も、感じからしても、ごく普通の利用をしておられる方のお伺ひをしたと

いうふうと思つております。

○山井委員 そういう標準的なケースではそれほどカットはされないというふうな理解をしたいと思ひます。

法案審議も大詰めに近づいてきましたが、私はやはり何点か非常に気になることがあるんです。

一つは、今も、なぜわざわざこんな写真を前回到続いて委員会を出させていたのかというところ、私も十五年間ぐらい老人ホームで実習したり、デイサービスセンターで実習したり、ホームヘルパーさんと一緒に在宅のお年寄りの家を回つたりして、老人福祉のために議員にもなつたわけなんですけれども、そこで感じていたのは、軽度の、要支援、要介護一の高齢者であつて、非常にか弱いということなんです。そういうホームヘルパーさんが減ることによつて、先日も水島議員から話がありました、ホームヘルパーさんが減るかもしれない、そういうことを聞いただけで、もうそのショックで症状が悪化してしまう人もいふかもしれない、そういう状況であります。

私も、議員になつた一つの引き金というのは、あるお年寄りがこういうのをひとつよくしてほし

いということに私に言われたのが一つのきっかけでありまして、私もそのおばあさんとの出会いが大きかつたので、当選して二日後にそのお年寄りのところに電話をしたら、残念ながら電話はつながりません、私が当選する少し前にそのお年寄りは亡くなつてしまつていたんです。

なぜ亡くなつたのかと思つてホームヘルパーさんに聞いてみたら、少し前に、ホームヘルパーさんが制度の改正によつてかわることになつたと。そうしたら、結局、何年間か一緒だったホームヘルパーさんがかわるだけでも、もう結構です、介護してくれていた夫も先に天国に行つたから、ホームヘルパーさんがかわるのを機に、私ももうこれ以上生きてゐる気力がありませんと言つて食事を拒否して、それから一週間後に亡くなつてしまつたということなんです。それぐらいひと

り暮らしのお年寄りというのは不安で不安で、やはりホームヘルパーさんが命綱になつていふところ、面があるわけなんです。ぜひとも、そういうところ、慎重に対応していただきたいと思ひます。

私は、今回の法改正でかかしく思ふのは、法律の中に高齢者の尊厳と書き込みながら、大臣も先日からおつしやつておられました、家事援助をたくさん受ける、と雇用性症候群になるとか、何か逆ににお年寄りの尊厳に反するような考え方が入つていふのではないかとふうに思ふわけです。やはり、こういう、筋トレをやらなかつと雇用性症候群になりかねないよと言わなければかりの趣旨というの、私はおかしいと思ふんです。

大臣、私は、こういう、弱つたお年寄りを安易に雇用性症候群という非常に失礼な名前で呼ぶというところは、高齢者の尊厳というのを書き入れた今回の法改正に矛盾している、ふさわしくないと思ふんですが、いかがですか。弱つたお年寄りを安易に雇用性症候群と呼ぶということはやはりやめるというか名前を変える、そういうことを、大臣、高齢者の尊厳というのなら決断をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 この法案の審議が始まりまして、事務方といういろいろなやりとりが始まりましたときに、率直に申し上げて、この言葉、まづいなと思ふ言葉が幾つかございしました。そういう言葉については、これはかえようといつて、あるいはもうこの言葉は使わないようにしようといつて、かえたものもございします。

ただ、今の言葉でいいますと、学術的に使われてきているとかいろいろ言うものですが、何かかえられる言葉があるのかと思ひながら今日に至つてしまひました。そして、せめてもう自分では使わないようにしよう、こういうふうと思つておるところでございします。

くどくど申し上げておりますけれども、今度のことで私が反省しましたことの一つは、何かそのことにかかり合つていふと、ついつい、違和感がなくというか、もう情性でそうした言葉を使つ

てしようときがある。そういうことについて私どもは絶えず気をつけなければという言葉を使つてしようということも感じたところでありま

す。

したがひまして、ふさわしくない言葉、本当にお年寄りの皆さんの尊厳を損なうような言葉遣いというのには厳に慎むようにしたいと思ひますし、今日まで情性で使つていたような言葉、とにかく一つづつかえていく必要があるというふうを感じておるところでございします。

○山井委員 私は、これは一つの問題じゃなくて、この法改正の、何か象徴しているような気がするわけなんです。

それとも一つ、私はやはりおかしいと思ふのは、繰り返して厚生労働省さんは、訪問介護などをたくさん利用し過ぎるとそれこそ雇用性症候群になつてお年寄りの症状が悪化すると言わなければかりの主張をしてこられました。私、この法改正で本

当に納得いかないのが、現場を支えておられるホームヘルパーさん、ケアマネジャーさんあるいは老人ホームの職員さん、その方々に対する感謝の念、ねぎらい、激励という気持ちがこの法改正から感じられないんです。

どういふことかといふと、訪問介護の利用し過ぎでお年寄りは雇用性症候群になつちやつた、そういうことを厚生労働省さんから言われると現場のホームヘルパーはどう感じるのか。そして、今回の法改正も、ケアマネジャーさんに任せておいたら不適切なケアプランをたくさんつくるから市町村がタッチしますと。確かにそういう例もあるでしょう。

しかし、そういうことを言う前に、ケアマネジャーさんの独立性も担保されていない、中立性も担保されていない、また少ない介護報酬で、介護報酬、ケアマネジャーさんはマネーマネジャーとかと言われながらも、本当に、バーンアウトして、燃え尽きて、倒れてしまつた方も私の知り合のケアマネジャーさんにもおられます。過労の方、そして多くの方が、もうケアマネジャーをや

めたいとおっしゃっている方もおられるわけですね。そういう苦しい苦しい中でケアマネジャーさんが頑張ってくださいというところに対する感謝とねぎらいの言葉もなく、ケアマネのプランは不適切なものが多いから法改正するんだと。やはりそういうところは私はちょっと違うんじゃないかというふうに思います。

そこで、一つお願いと要望ですが、今までからこの審議の中でも、訪問介護をたくさん利用すると雇用性症候群になったり症状が悪化する。確かにごく一部そういうケースもあるかもしれないが、やはりそういうことは大々的に厚生労働省が言うべきことではないと私は思うんですね。

その前に、繰り返しになりますが、ホームヘルパーさんが、あるいは介護職員の方が、ケアマネの方が、過去五年間最前線で、十分とは言えない労働条件の中で、雨の日でも風の日もお年寄りのために献身的にやってくださっているから、五年間で介護保険に対する評価もここまで上がったと思います。ありがたうございます。しかし多少制度はいじらねばならないということにならないと、私は話の順序が逆なんじゃないかというふうに思うんです。

今回の法改正でも、要支援の方や要介護一の方というのはほとんど文句なんか言いに来られませんが、あるいはホームヘルパーさんやケアマネジャーの方もほとんど、この法改正に対して文句を言う、そういう機会も与えられていないんですね。

そこで、大臣、どうでしょうか、訪問介護の使い過ぎが雇用性症候群をつくるとか、やはりそういうふうなところというのは誤解を招く発言であった、基本的には多くのホームヘルパーさんのおかげでお年寄りが幸せに、こうやって継続的に在宅生活を過ごしているんだ、そのことに對して、厚生労働省を代表して、大臣としても非常に感謝して、労働条件をよくするために頑張りますということを一言言っていたきたいと思います。

○尾辻国務大臣 お言葉を返すつもりは全くありません。

ただ、先日、これも申し上げておりますけれども、ホームヘルパーの皆さん方ともいろいろなお話をさせていただきたいと思ひまして、何人かの方に大臣室に来ていただいて、いろいろなお話を伺いました。そのときもやはり、今、一部の皆さん、一部のケースというべきだと思いますが、そういうことがあるという事例については、またそれぞれに皆さんが言ってもおられました。

厚生労働省といいますか、私どもとしては、やはりそういうおしかりの部分、ここがまずいぞと言われることについてはずしんとくるわけであります。ですから、その言われていること、まずいと言われているおしかりを受けることがどうしても頭の中にあるものですから、すぐそのことが口に出してしまうということ。申し上げましたように、決してお言葉を返すつもりもありませんし、言いわけをするつもりもありませんが、御理解いただければありがたいと思ひてついでに申し上げたところでございます。

しかし、先日、先生との間でも大部分か一部かというような議論もいたしましたけれども、多くの皆さんに頑張ってきたいたおかげで、五年間で介護保険という私どもが初めて導入した制度がここまで定着をした。これはもう本場にあるがたいことだと思ひていて、その影というよりももう主役として、ケアマネジャーの皆さん、ホームヘルパーの皆さんが一番現場で頑張ってきたいてきた。そのことを否定するつもりも全くありませんし、もうそのとおりだと思ひておりますので、改めて、皆さんのおかげで介護保険が五年間こまごま定着をしたという御礼は申し上げたいと存じます。

○山井委員 私の質問時間も本当にもう残すところあと数分となりましたが、そういう意味では、私は、こういう老人福祉をライフワークとする人間として悔しいという思いもあります。

やはり、反論することもできないホームヘルパーさんがこうやって雇用性症候群をつくったと

批判され、あるホームヘルパーさんは、私たちはそんな極悪非道なことをやっただけですかということをおっしゃっていられた。また、ケアマネジャーさんも、本場にケアマネジャーさんをやるべきなのに、歯を食いしばってやりながらも、国と家の帰りが遅くなると家庭が崩壊するまで言われながら、歯を食いしばってやりながらも、国会審議の中ではケアマネには任せられない、不適正なケースが多い。やはり私は、そういう、お年寄りの幸せのために、日夜、三百六十五日、本場に献身的に働いておられる方々のことを思うと、何か今回の国会審議というのは非常に悔しいという気がします。

なぜ、この委員会審議がこれだけ混乱したか。私は、やはり厚生労働省さんの持ついき方はおかしかつたと思ひます。

私だつたらこう言うというのをちよつと考えてきました。

五年間、現場の方々のおかげ、市町村の皆さんのおかげ、また利用者の理解と協力があつて、ここまで介護保険は定着してきた。しかし、給付が予想以上に伸びて、このままでは持続可能性が危うい。重度の方は切りにくいので、軽度の人を少しだけカットさせていただきたい。できるだけ悪影響が出ないようにするので、何とか協力してもらえないか。また、すべての人ではないが一部の人は筋トレも効果があるので、それも新たなメニューに加えます。ここまで介護保険が評価をされているのは、安い賃金、不安定な労働条件の中で、お年寄りのために献身的に働いてくださったというホームヘルパーさんや介護職員さん、ケアマネさんのおかげです。また、これからはサービスカットで御苦労をかける面もあるが、どうか何とかよろしくお願い申し上げます。最前線で頑張っていたいていいる皆さんは国の宝です。

やはり、こういうことを言つて法案審議をお願いするのが私は筋だと思ひますが、そうではなくて、家事援助よりも筋トレをやった方がお年寄りは元気になるんですとか、そういうふうなことを言い出すから、本場なのかということで、この審

議もその方向に流れてしまった面もあると思ひます。そういう意味では、私たち民主党も、正直に言つてくださったら正直に私たちもこたえるわけなんですよ。

そういう意味では、この審議が、残念ながら、そういう入り口の筋トレや新予防給付に集中したことを、私も責任の一端はあるのかもしれない、非常に残念に思ひます。本音を言えば、もう一回時間を返してほしい。ほかにやらなければならない審議の問題はいっぱいあるわけですよ、積みもつた五年間の介護保険の問題が。

ところが、やはり厚生労働省さんがこの半年間、わかつていられるでしょう、テレビを見ても新聞を見ても、筋トレマシンでお年寄りが元気になったという報道をあれだけはんさんさせて、やはりそういう問題点はあつたと思ひます。

最後に、こんなことを言つてもなんですから、尾辻大臣から、今回の改正によってお年寄りを幸せにするんだ、そのことの最後の決意を聞いて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○尾辻国務大臣 私どもが申し上げたかったこと、気持ちとして持つておつたことを最後に先生にお述べいただきました。私どもの言葉が足らなかったといひますが、あるいは説明がまずかったといひますが、そうしたことでもし皆さんに誤解を与えたとなれば、これはおわびをするものでございひます。

最後に決意を述べろということでもございましたけれども、私どもは、介護保険の中でそうしなきゃならぬと思ひていて、お年寄りの皆さんの尊厳を守るといふこと、そして、お幸せに生きていていただくといふことについて全力を傾けまして、改訂を改訂して申し上げて、答弁にさせていただきます。

○山井委員 時間が来ましたので、質問を終わります。ありがたうございました。

○鴨下委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として厚生

労働省労働基準局長青木豊君、職業安定局長青木功君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鴨下委員長 次に、五島正規君。

○五島委員 大変時間のかかってまいりましたこの介護保険改正に関する質疑も、きょうで三十六時間という大変な時間を費やしてまいりました。そして、お互い、この議論の中において非常にいろいろな思いがございます。それを今、山井議員が非常に率直に語ってくれたと思っています。私も実は、きょう最後の質疑の中で同じことを申し上げたいと思っております。

厚生労働省は今回法案を出すに当たりまして、政省令事項が非常に多い法案でした。それだけに大変な不安を国民は持った。それはやむを得ないことだと思えます。問題は、厚生労働省がさまざまな政策を新たにやっていくときに、もう少しだれが考えても常識的なところで物事の判断をしたらどうなのか。

例えば、一番最初に出されてきたのは、家事サービスが多いから高齢者の介護度が悪化する。あほ言いなさんなど。そんなもの、家事サービスがふえたから悪化度がふえるということはずあり得ない。

今度は、筋トレ。筋トレという言葉自身が最近の流行語になっていますが、高齢者に対して筋肉トレーニングをする場合は、間違いなく有酸素運動です。そういう意味においては、器械を使う、エアロビクスを含めてそういう運動をすることが、一定の条件においてそれはお年寄りの状態を改善するでしょう。しかしながら、要介護になっ

ているお年寄りの問題というのは、それが最大の課題かどうかという検討はどうだったのか。

第一類第七号

厚生労働委員会議録第十九号

平成十七年四月二十七日

いは九十を超える高齢だった場合、そういうふうなそれぞれのリスクファクター、それを超すほどの効果が筋トレにあると。ばかなことを言いなさんなど。そんなことはやらなくたってわかる話。一体どういう範囲においてそういうものがいいのか。そういう解析が全く出ない。

それどころか、やはり大事なことは、個々のお年寄りに対して一定の効果を判定するときに、医療ではありません、まして運動選手をつくるわけではありません。そうだとすれば、要介護度というのはい体何なのか。

これは、お年寄りが年をとることによって、あるいは障害を持つことによって、人としての尊厳を維持するために、第三者が手伝いをすることによって人としての尊厳を維持させる、その目標のもとでどれだけサービスが必要かということを出しているのがこの要介護度。そうだとすれば、要介護度が進行するケース、二年間なら二年間、進行するケースについては何が原因で介護度が悪化したか、そういう調査をされたらどうですか。一つも難しくありません。

例えば、ヘルパーさんやケアマネジャーさんに、二年間たつて介護度改定をして、悪化していると思われる人について、その悪化原因について書きとめていただく。ほとんどのケアマネさんは書いておられます。それを集計すれば、何のことはない、何が原因で介護度が悪化しているのか、何が原因で改善したのか、わかるわけですね。そういうことをしないままに、何かある日突然筋トレという言葉だけが出てくる。

恐らく、今回の介護保険の改正をやらざるを得ない理由については、今山井議員が指摘したとおりだったと思います。ところが、そこを避けて、そういうふうな思いのつきのような、議論を最初から聞いて、僕はあほくさい議論をしているなど正直思っていました。なぜ家事サービスがあれば介護度が悪化する、そんな常識外れなことを言っておつたら、なぜそんなものが通ってくるんだらうかと。これが、施設に入れておれば介護度が悪化

するというデータがあるんですが、そうであればまだよくわかる。そうではなしに、例えばそのお年寄りが閉じこもりである、ヘルパーさんが行つて、その人を外へ連れ出すことに成功した、それで改善したというのならまだわかる。そういうこととの分析も何もしないままの議論が始まったというところが、私は、この委員会審議の中でむだな時間を使ってきた最大の原因であつたと思います。

この点については、恐らく、大臣も副大臣も、あるいは厚生省の幹部の皆さん方もわかつた上での話だろうと思えます。しかし、そのことについては、返事は要りません。しかし、そのことについて、最後に当たって強く申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、こうした問題との関連の中で、厚生省がいろいろ出されてきましたデータがございまして、大変興味のあるデータを手に入れることができました。

これは、福岡県八十二市町村を対象として、国保と介護保険のデータすべてを結合させた検討のデータでございます。すなわち、一九九九年に三百日以上長期入院していた患者さんが介護保険導入後どういふふうに変わってきたのかということ、一つはまとめています。それで見ますと、九九年に三百日以上入院していた方々は、介護保険ができてから四つのところに移っています。

一つは特別養護老人ホーム、一つは老健施設、そして一つは介護療養型、一つは医療療養型、それぞれ移っておられますが、トータルを見てみますと、それぞれの施設の間の移動はあるけれども、ほとんどはその方々は在宅には戻っていないまま経過している。これは、介護保険ができて、在宅をを進めようとしたということが目的でした、しかし、そこについては、少なくとも福岡県では成功していないという一つの例ではないかというふうに思います。

もう一つは、同じくこの方々について、それぞれの施設について、その施設に入ってから死亡について、いわゆる標準化死亡率といいますが、

死亡について計算しています。そうしますと、介護保険導入後も、そうではない対照群と比較してみても、死亡に関しては、ほとんどが施設に入所されてもされていなくても差がないという数字を出された資料が入ってきています。

その辺から見ると、介護保険の問題というものを、今回盛んにエビデンスとか何とかいう形で医療と一体になったような話をしておられましたけれども、やはりメジャーが違ふんじゃないか。介護保険というのは、人としての尊厳を自力で維持できなくなった人に対して、第三者がどの程度サービスを提供することによって維持できるか、そのところを果たすメジャーが必要なのを、それをあえて目をつぶって議論してきたということではないだろうか、この資料からも言えると思います。

そして、第三の問題として、詳しいことは申しませんが、同じデータの中から、例えば今施設に入っているお年寄りは非常にサービスの質が悪いというふうに出てきたら困ります。というのは、三施設とも介護五の状態になったお年寄り、その人の平均余命がどれくらいあるかというものは計算しています。そうしますと、要介護五の段階でも、男性の七十歳で平均余命は三・四年、八十歳で二・四年、九十歳では一・六年でした。しかし、女性の場合は、介護五でも七十歳の平均余命は七・一年、八十歳では四・五年、九十歳でも三・二年。これは大方倍の違いが出ます。男と女によってもそういうふうな生命力の強さといえますか、そういうふうなものが違ってくる。

基本的に大きな問題は、施設がどうなのかというところを超えて、若年時代からの健康度の問題や男女の性差というものが、要介護の状態になっても、生命という問題で見れば出てきている。そういうふうなものを前提とした議論をもう一回構築する必要があるのではないかと。いうふうには思います。

そのために大事なことは、介護予防という言葉

我が党の議員の中からも、予算の関係も含めて大変反発もございします。問題は、予防の中に介護予防を入れていくという事は、介護状態になることを防止するということは当たり前だろうと私は思っています。しかし、それが、高齢期になってきて要介護状態になってからの話ではない。そのためには、現在の四十代あるいは三十代からのそうした予防の体制をどうつくるのか、そこところが大事な点だろうというふうに思います。

この辺もかつて私も申し上げましたので、後ほど一括して答弁をいただきたいと思いますが、どうお考えかをぜひ後ほどお話しいただきたいと思っています。

そうした私の見解のもとで申し上げるとするならば、今、何が一番高齢期になった場合に大きな問題かといえますと、施設、在宅の人たちに対して、さまざまな基礎疾患を持つておられます。高血圧あるいは脳血管障害、あるいは糖尿病、そうした生活習慣病が加齢によって大変問題になっているケースがふえてきています。こうした基礎疾患のコントロールができていないと、筋力やあるいは家事サービスがあっても、そんなものを越えてリスクファクターが大きいと私は思うわけですが、そうしたことはどうするかということが第一点。

二つ目の問題として、認知症の問題とつづきの問題です。

認知症の問題は非常に深刻になってきています。一体、認知症の早期段階はどのような形で発見させるように厚生労働省はガイドラインや何かをおつくりになっているのか、また、それは実際どういうふうになっているのか。

もっと深刻な問題はうつ病の問題です。人口の五%がうつにかかると言われています。高齢期になっても非常にふえています。高齢期のうつがふえてきています。これに対しては、精神科の医師がタッチすればいいという話ではありません。そうかといって、今開業医が早期のうつの状態をきちんと診断できるのかどうか。もし診断できれば、

今の時代、薬物療法を含めてかなり対応は楽になります。しかし、それは不可能、現実にはなっていない。

そうすると、この問題はこういうふうに対応しようとしているのか。その辺の問題をまずきちんと整理することから介護の悪化度あるいは改善の問題というのは議論に入るとするのが私は筋だと思わなければならない。そのあたりについて、ぜひ御答弁をお願いしたいと思います。

○中村政府参考人 委員の方から大変広範な御指摘とそれから高齢期の問題としてとりわけ二つ、基礎疾患のコントロールの問題、それから認知症の問題、うつの問題等の御指摘がございましたので、お答えをさせていただきますと思います。

委員の方からデータに基づきましてお話がございましたが、大変重度の方がふえております。要介護度五につきまして、男性が約十万人、女性が約三十万人ということで、男女比も大きい。また、要介護五の方のほぼ半数、四八%が八十五歳以上の高齢者であるというような問題、それから、要介護度五の方をとりましますと、原因疾患の四三%が脳血管疾患でありました。認知症の方が一二%おられるということで、そういうさまざまな原因疾患を持つておられる。

また、委員御指摘のとおり、糖尿病等さまざまな基礎疾患があり、こういった方々、要介護五です。要介護五のものはありませんが、実際問題としてはスケールのにはありませんが、実際問題としてはさらに重度化するというようなことは、こういう基礎疾患の悪化、認知症の進行、そういうことがあるのではないかと認識いたしております。

そういった中で、介護予防の御指摘がございましたけれども、高齢期からの話ではなく、四十代あるいは三十代からの取り組みが必要ではないか。これは、前回委員がこの委員会御質問に立たれたときもそういう御指摘がございました。

私も、今回の介護保険法の中で、六十五歳以上の介護予防対策については御提案させていただいておりますが、現在、再三御答弁申し上げてお

りますように、四十代からやっております老人保健事業の見直しにつきましては、十八年度の医療制度改革の中で省として再度御提示させていただきたいと思っております。その健康づくりの問題、健康日本21も含めまして、四十歳からでよいのか、さらに若年期からの取り組みといったことなどについて、あわせて十八年度改革の中で、私も老人保健事業担当の局長でございますし、同僚の皆さんと協議し、成案を得て、ぜひまたこの点については省として御提案をさせていただきたいというふうに考えております。

また、高齢期の問題として御指摘のありました基礎疾患のコントロールの問題、これは、介護保険の立場から申し上げますと、介護保険の中でどれだけ医療サービスを提供するのか、介護保険制度の中で提供するとか、あるいは医療保険との連携をもつときとすることという問題であろうと考えており、このことについては、私も、十八年四月の介護報酬、診療報酬改定の中で、委員からの宿題として、さらにこの点について前進させていただきたい、こういうふうな考えております。

うつの問題につきましては、担当部長が来ておりますので、そちらの方に答弁を譲らせていただきます。

認知症対策につきましては、今回法律の中で痴呆という名称を認知症に改めさせていただきました。これは、何も名称を変えろということでは、足れりということではなく、認知症対策、これからまさにサブスタンス、実質の面でも進める必要があると考えておりました。そういう一環として名前も変えさせていただきましたので、本年を認知症を知る一年として位置づけ、国民の皆様方にもキャンペーンもさせていただきますが、委員御指摘の、地域で認知症の初期症状をチェックできるような体制づくりもしていく必要がある。

それから、非常に迂遠な話とさえ思われるかもしれませんが、そのキャンペーンを通じて、実は十年がかりで、認知症になっても地域の中で安心して暮らせる地域づくりを十年間かけて実現し

ていきたい。そういう中で、もちろん十年たたなければできないということではなく、認知症の早期発見や早期診断につきましては、地域の医師会あるいは専門医、そういった方々が協力し合って、今よりもずっと進んだシステムになるよう取り組みを進めてまいりたい、こういうふうな考えております。

○塩田政府参考人 高齢期のうつの問題は大変重要な問題だと考えております。高齢者の自殺の理由のかなりの部分をうつが占めているということでございます。高齢者のうつの問題、原因はいろいろあると思います。家庭内での役割がなくなってきたこととか、地域社会での役割がなくなってきたこととか、いろいろな事情があると思いますが、その一方で、高齢者自身が訴えをされないとか、身体症状の中に隠れていかないうつが発見しにくいとか、いろいろな問題があります。

いずれにしても、早期に発見して早期にサポートするということが大事であろうと思っております。精神科医がいっぱいしゃれば精神科医が対応できると思いますが、普通の地域では、必ずしも精神科医がいっぱいしゃりませんので、一般のかかりつけ医の方とか保健師の方とか福祉の関係者とか、いろいろな人が早く気づいて早くサポートをすることが大事だろうと思っております。そういう意味で、医師の方々あるいはいろいろな関係者にうつのことを正しく理解してもらうということが大変大事であろうと思っております。厚生労働省で昨年うつの対応マニュアルというのをつくりましたが、こういうものの普及も図ってまいりたいと思っております。

一方で、全国各地で先進的な取り組みの事例があると聞いております。秋田県や秋田市の取り組みでありますとか青森県の八戸市とか六戸町でいろいろな関係者が一堂に会してうつの対策をして効果を上げているというところでございます。総務省では、そういう事例の調査をして、全国にいい事例が普及するように調査をされるということでありまして、厚生労働省もそういった調査に協力しまして、

いいうつ対策の取り組みが全国各地に広がりますように努力したいと思っております。

○五島委員 先ほど中村局長のお話ありましたけれども、介護五の重度の障害を持ったお年寄り、女性は三十万、男性十万というお話なんです、これは、七十歳、八十歳、九十歳、いずれの年齢をとってみてもそういう要介護五になってからの平均余命が女性は倍はあるわけですね。したがって、個別のそういう要介護五になる人の数にその差があるわけではなくて、結局男の方は、要介護五になった場合、女性の半分で死ぬから数が少ないというだけの話であるということには注意していただきたい。すなわち、保険給付の上でいえば、そういう現状が問題になります、全体的なそういう介護の体制を考えた場合、そのあたりもぜひ置いておいていただきたいと思います。

そしてもう一つ、認知症の問題ですが、脳血管性障害、痴呆の場合は別として、いわゆる認知症、アルツハイマーの問題、この点については、これは老健局長にお伺いするのは筋違いのような感じもするんですが、最近では随分とアルツハイマーに対する治療薬とそれからアルツハイマーに対するワクチン療法、これはアミロイドの沈着を防止するためのあれですが、随分と今取りだたされています。このアミロイド沈着に対するワクチン療法というのは世界でも非常に注目されている。これは、一日も早く日本においてもこの問題について対策を考えていただきたい。それができるならば、少なくともこの認知症については少しは対応策が持てる。今のうちに何の手段もないという状況から変わってきます。

しかし、もしそういうことをやるとすれば、ではそれはどこがするかといえば、当然医療になるんだらう。だから、介護と医療との区別というのはあるんだ、それを、乗り合いはだめよと言っているところに無理があるのであって、そのところろもぜひ検討していただきたいと思います。

そして、もう一つ、障害福祉部の方にお願したいわけですが、うつの問題につきまして、やはり

り早期に、重度のうつですつと若いときからの人は別として、多くの場合は、早期にうつ状態に対応すればかなり改善できる。これを一体どうするんですか。まさかそこを、中村さん、これをヘルパーさんに任せてうつの問題が何とかなると思っていないでしょう。開業医に対してどうとおっしゃるけれども、それは非常に大事なことで、ぜひ、早期のうつを開業医の地域のドクターが診られるような対策をとっていただきたいわけ

です。やはり何よりも大事なことは、こうした問題の気安い相談ができる、そういう人材の問題。実は、高齢者に対して、ケアマネさんとヘルパーさんただけおれば高齢期のそういう問題が全部解決できるんじゃないんです。僕はやはり、臨床心理といいますが、今医療心理士をつくらうと言っておりますが、そういう方々が地域の中に出てこない限り対応は大変なんだというふうに思うわけなんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○中村政府参考人 先生から御指摘をいただきました点について御報告をさせていただきます。

まず、アルツハイマーの治療の問題。今、対症療法でございますけれども、薬が出てきているということで、特に早期の場合ですと進行が一年程度遅延するということが、非常に御家族、御本人のためにも有効視されておりますので、そういった意味でも、早期発見、早期診断、早期治療ということが重要なのではないかとということで私ども取り組んでいるところでございます。

アミロイド沈着を除去するワクチンについては、一九九九年に世界的に注目され、アメリカなどで実際に投与されたようですが、五%の患者さんが脳炎様症状を起こしたために今そちらの方の開発はとまっているようでございますけれども、私どもの国立長寿医療センターの方で、経口ワクチン療法についての研究は平成十五年より実施しているということで、マウスによる実験段階を経て、現在、アフリカドリザル、霊長類の経口投与の段階まで来ている。世界各国でこのワクチ

ン療法の先陣争いをしているようでございますが、国立長寿医療センターの方でもそういう取り組みがされているということを御報告させていただきたいと思えます。

それから、うつの問題でございますが、先ほど、私どもも、認知症の早期発見、早期対応が重要であるということですが、地域で、かかりつけ医の方に認知症についてその役割を果たしていただきたい、かかりつけ医の果たす役割は大きいわけでございますが、すべてのかかりつけ医の方が認知症に対して十分知識や患者さんへの対応を習得していないという状況でございますので、このところは、まだ地域的なモデル事業でございますけれども、都道府県の医師会とかかりつけ医の研修をする、それと、認知症サポーター医をつくりまして、このサポーター医につきましては、国立長寿センターなどで研修受講をしていただいで、地域のかかりつけ医をサポーターする、こういう体制をとりたいと思っております。その中で、うつの問題などについても、サポーター医は精神科のお医者さんなどを考えておりますので、非常に機能を果たしていただけるのではないかとということが第一点。

介護の問題でもうつの問題は大変重要でございます。介護関係者のためにも、うつに対するマニュアル、予防マニュアルの作成を今専門家をお願いして作成していただいているところでございますので、そういった側面からも、うつ対策について介護の分野でも対応してまいりたいと考えております。

○五島委員 介護の分野でもそういうマニュアルを使って知識を持ってもらおうとお話なんです、私は、それはひょっとしたら危険かも知れない。同じようなうつの状態であったとしても、ある人に対しては、軽く背中を押してあげることで、効果が出る場合もあるし、ある人に対しては、そのことに対して、それが引き金となって、より悪くなる場合もあるというところがございます。そういう意味においては、その前に、やはり

そうしたプロの方々をもう少しふやしていくということが大事なんだろうというふうに申し上げておきたいと思えます。

ちよっと時間過ぎましたので、次の問題に進めたいと思えます。

私は、もう一つこの委員会の中で十分議論されていないかった問題がヘルパーさんの問題だと思っています。

今、全国で約二十六万ぐらいのヘルパーさんがお仕事をされています。今、日本の中で、パートの仕事というところとよくコンビニの仕事とヘルパーさんという名前が出てくる。それぐらいパートの人たちの働く職場はヘルパーさんというのが非常に一般的になりました。事実、二十六万のヘルパーさんの中で常用労働者として働いておられる方は二割ぐらいしかおられません。残りの八割はパート労働として働いておられます。

その中で、大変さまざまなヘルパーさんに対する労働条件の問題等々があるわけですが、介護雇用管理改善計画というのがございます。これは、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律というものが平成四年にでき上がり、そして、えらく時間を置いたものですが、先般また改正された内容ですけれども、その中において、やはり基本的に、この法律を補完するという意味で、介護労働者に対する何らかの労働基準を、その上、パート労働者を前提としてつくるべきではないか、そのように思うわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○青木（功）政府参考人 パートで働く介護労働者の方々についての課題でございます。

既に今回の法案審議の中でも何回か御指摘をいただいておりますけれども、介護分野の雇用の改善というものが必要であるという認識をしております。

そして、今お触れになりましたように、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律、この第六条に基づきまして、厚生労働大臣が介護雇用管理改善等計画というのをつくりまします。これは、介護

労働者の労働市場の問題から、具体的な雇用管理の改善、能力開発等を含む計画となっております。その中で、今回の介護保険法の改正等を踏まえて見直しをする必要があるわけでありますが、やはり一定の雇用管理の到達目標的なことも含めて検討しなければならぬというふうに思っております。

具体的にどのようなことになるかというのはこれからの見直しでございますけれども、今の先生の御提案も含めて、到達目標なり目安なりというものを意識した計画になるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○五島委員 青木局長にお伺いしますが、この法律は、でし上がって十二年たっています。この十二年間において、具体的に数字の上で、この法律があったことによって、介護労働者の雇用管理、あるいは労働条件を含めて、どのような点が改善されてこの法律が機能したと言えるのか、お知らせいただきたいと思っております。

○青木(功)政府参考人 具体的に統計をということになりまして、抽象的なことになるわけでございますけれども、この法律に基づいて私どもやっている事業といたしましては、介護事業者の方に対する雇用管理改善のための講習会、あるいはサービスインストラクターによる相談援助ということでございます。こういった形で関係者の理解が深まるというふうなことを期待いたしております。

さらに、制度導入当初は、介護労働に参入する方々を応援しております。この点については、今、手元に初期のころの数字はございませんが、相当数の方々のこの市場への参入に寄与したものであるというふうに考えております。

○五島委員 それでヘルパーさん自身にだけ役割に立っているかということですね。実際問題、今おっしゃいましたように、さまざまな小口の助成制度がございます。

例えば介護基盤人材確保助成金、これはヘルパーさんを確保するための助成金なんです、こ

れが一番大きなお金で、約五十億ぐらいの予算。それに対して、平成十六年度で約五十二億の実施、七千八百七十二名を確保されたということになっております。しかし、例えば、労働者の健康診断や何かにも使えるような問題、あるいはヘルパーさんの能力開発、そういうふうな面はどうなっているのかと見てみますと、介護能力開発給付金でございます。これは一億八百万ありますが、昨年とい

いますか、ことしの二月までに使われたのが千七百万。これで、千七百万で二十六万のヘルパーさんの能力アップのためにどういうふうな使い方をしたのか、ぜひ教えてほしいと思っております。皮肉になりますので、もういいです。また、介護雇用管理助成金、六千四百万。実施は四千六百万。こんな小口の助成金はあるけれども、実際にこの数字を見た場合、実効性を持っていると思えない。一体、これはどのように変えていかれるつもりなのか。

そのことを踏まえて、やはり、今の介護労働者のあり方、せっかく法律ができておりながら、この介護労働者のあり方をどうするんだ、雇用をどうするのか。後ほど言いますけれども、介護労働者としての非常に特殊な労働条件もあります。そういうふうなものをどうしていくのか、今のいわゆるパート労働者一般の規制の中で、それでいいのかどうか、再度御答弁をお願いします。

○青木(功)政府参考人 ただいま委員から御指摘のございました、この介護雇用管理支援の助成の仕組みでありますけれども、ただいま御指摘がありましたように、制度導入当初は、むしろ、この介護労働市場に参入をしていただけるようなところに焦点があつたというふうに考えております。今後において、この介護労働者の雇用管理改善、非常に重要な課題でありますので、先ほど申し上げました介護の管理改善計画の見直しも含めながら、その中でどういうふうな実際の働く現場の状況を改善していくことができるかという観点に立つて見直してまいりたいというふうに思っています。

○五島委員 その一方で、例えば福祉施設に対する退職金制度ですか、現在、三分の二が国庫補助。それを、この法律ができ上がると事業主が全額負担という話が出ています。私は、そう言ったときに、やはりその場における事業所の中で労働者はどう変わるだろうかというのを考えて、それに対する手当をきちんとしていかなければならないだろうと思っております。

例えば、ことし採用された福祉施設の職員の方、ことしですと入っていた人に対しては引き続き国庫補助がありますので、その方々は、今回若干下がりましても、二十五年勤めて八百数十万の退職金が保障される。ところが、来年からはそれは全額事業主が負担しないといけない。あれは割と保険料高いです。それに果たしてどれだけ福祉施設、社会福祉法人がこたえて、引き続き全額払ってくれるだろうか。払えないところはどうするだろうか。

去年までの先輩が、全部、退職についての共済制度の中で退職時の退職金が保障されている。来年から採用される人にはそれが全く保障されない。そんなことになってきた場合、私は、職場の中の労働管理はたがたになつてしまつたら、混乱するのは目に見えている。混乱して、混乱を避けながらそれをどういうふうにやっていくかとすれば、一番手っ取り早いのは、やはりパートにかえることです。いわゆる基幹職員としてどうしても必要な人を除いては、もう全部パートにかえていく。そういう方向になることは目に見えている。

この問題は、後ほど確認答弁の中で、横路議員の方からもしいただきますが、中退金の加入をようやく認めていただきます。そこでそういう状態を少なくとも少しづつ避けるという方向の手当てをしてもらうことになりましたけれども、基本的に、そういう制度を変更する場合、そのことによって職場やあるいはそういうヘルパーさんたちの仕事の内容はどう変わるだろうか、そのことをやはりきちっと想像力を働かせていただきました。

い。筋力ややつたらよくならないというのは、これは想像力と言わずに妄想です。やはり想像力をきちっと働かせていただきたいというふうに思います。

そこで、大事な点についてまたお伺いします。ヘルパーさんのお仕事というのは、何らかの障害を持っているお年寄りを対象にします。そして、非常に身近なところでさまざまなお仕事をされます。あるいは、施設の中でも一緒ですが、そういう意味においては、非常に病気に弱いといえます。抵抗力の落ちたお年寄りを相手にする。また、逆に、そういうお年寄りは、多くの場合、さまざまな疾病にかかりやすい。言いかえれば、介護する人に対して感染を起しやすい。すなわち、介護を必要とするケースの方も、介護をする人も、非常に健康上のリスクの高い仕事をされている。あるいは健康上のリスクの高いところに置かれて

いる。これはほぼ病院と同じような状態だろうというふうに思っています。そのところはわざわざ確認答弁しなくても御理解いただけると思います。とするならば、そこに大量のパートの人が投入されている。パートの人に対して、その方々の健康診断やあるいは危険からの回避という措置、これは全くとられていないんじゃないでしょうか。労安衛法でいうところの一般的な健診だけで果たしていいんでしょうか。それもとられていないのではないのでしょうか。

先ほどの例で申しますと、そういうふうなヘルパーさんなんかに対するそういう健診の助成はどうなっているのかということに対しては、この介護能力開発給付金、一億八百万円、今のところ千七百万しか使っておりません、このお金をそこに使つても構いません。ちょっと待つてくださ、二十六万のヘルパーさんに対して一億で使つて何の健康管理ができるんですか。

一方で、いわゆる家政婦派遣所の家政婦さんたちに対する健康管理上の介護労働者健康診断助成金制度これは、介護保険でいうところのヘルパーさんではありません、家政婦さんたちです。これ

に対しては、平成十五年度でも七千八百万円、補助金が出ています。なぜそこらには七千八百万円、多いことはないですよ、決して多くはないんですよ、利用者数でも一万人ぐらいが利用しておられる。

ところが、現在圧倒的にパートになっているヘルパーさん、しかも、その方々から、患者さんに対する、あるいはお年寄りに対する感染も防止しなければいけない。昨年は、ノロウイルスでそういうような問題が起きました。そういうふうな予防をしないといけない。あるいは、そういうお年寄りが持つておられる病気に對して、直接喀たんの吸引等々もヘルパーさんがやってもいいということになるとすれば、それからの感染防止も必要です。

一体、そういうことはどこでどういうふうに行うとしていくのか。今のまま使い捨てみたいな形で、ヘルパーさんをパート労働のまま、パート労働であつても、他のパート労働者と同じように、何らそういう安全面、衛生面の特別な措置をしないということで大丈夫とお考えなのかどうか、御答弁をお願いします。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

今ホームヘルパーの方々のさまざまな感染防止問題、あるいは安全衛生問題についての御指摘をいただきました。

委員御指摘のとおり、利用者の方に直接接するサービスをホームヘルパーさんは担っていたいておりますし、それも、お一人の方でなく複数の利用者と接するというところでございますので、ヘルパーさん自身を感染の危険から守るという必要もございまして、また、ホームヘルパーさんが感染源とならないようにしていく必要があると思っております。

介護保険の方の制度では、訪問介護事業者の方にはまず衛生管理の基準がございまして、訪問介護員等の清潔の保持、健康状態についての必要な管理を行わなければならないとせし、運営に関する基準でも、訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染

源になることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、例えば、使い捨ての手袋等、感染の予防をするための備品等を備えるなどの対策を講じる必要があるということでございます。私どもがやっておりますのは、こういう基準が守られているかどうか、都道府県による事業者指導監査の際、チェックするべき項目として国から都道府県に周知徹底しているところでござい

○五島委員 老健局は、そういうふうな管理ということでは物を言わないわけです。

本当に、そこで働いているヘルパーさんに対する健康上の配慮、あるいはそのヘルパーさんから患者さんに対しての健康上の配慮、そういう今のようないパート労働者であるからということでは、そういうパート労働者としてのヘルパーさんのお考えなのか、お伺いしたいと思ひます。

○青木(豊)政府参考人 労働安全衛生法におきましては、委員が少しお触れになりましたけれども、ヘルパーが短時間労働者である場合には、少なくとも、事業者は、年に一回の健康診断の実施というものが義務づけられているわけでありまして。この短時間労働者の定義、要件はもちろんだと思いますが、原則そういうことになっているわけであり

ます。また、そういう意味で、今、私ども労働基準局といたしましては、そういうことで事業主に對し指導を行っているところでありますので、事業者による健康診断が的確に行われるようにいろいろな機会を通じて周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

感染症との関係で若干申し上げれば、感染症の多くは発熱だとせきなどの自覚症状が見られるというところであります。健康診断を待つまでもなく、早期に医療機関において治療が開始されるのではないかなというふうに思っています。むしろ、先ほど老健局長からもお話がありましたよう

に、感染を未然に防止するための感染防護措置の徹底というのが重要ではないかなと思っております。

○青木(功)政府参考人 パート形態の勤務を含む介護労働者の皆様方の職場環境の改善なり仕事の環境の改善というものは極めて重要であります。そして、これは、事業活動として行っている以上は、基本的に事業者の責任であるというふうに私も考えておりますが、そういった事業者の方々がさまざまな措置を導入しやすいように、どういうふうに応援ができるかということも含めてこれから検討してまいりたいと存じます。

○五島委員 労働基準局長にお伺いしますが、直行直帰型の登録ヘルパーさんを含めて、パート労働者は、一体、定期健診をどれだけ受けているんですか。

○青木(豊)政府参考人 これは、平成十六年の調査によりますと、先ほど申し上げました定期健康診断の実施率でありますけれども、常勤の人が八六・七％、非常勤の人が七五・四％、登録ヘルパーの人が五四・四％ということでありまして、非常勤、登録ヘルパーについてはこの調査で無回答の割合も高くて、若干そういう面はありますけれども、以上のような調査がございまして。

○五島委員 だから、現実問題としては、あなたが、労安衛法に基づいて健診をやっているといつたつて、半数近くの人がやっていないんですよ。そういうふうな状態に現在介護労働者が置かれたまま放置されて、ここできよう議論があつたように、家事介護がどうのこうのというふうな話をしているわけです。

だけれども、人としての尊厳を維持するためにどうしても必要な介護というものの、それをヘルパーさんたちにお願ひしている以上は、雇用の関係がどういふ状態であろうとも、その人たちが最低限安全で働けるような措置を考へることは当たり前じゃないですか。家政婦さんに対しては手当てしているわけですよ、家政婦紹介所に対しても、それを全くやっていない。

しかも、一方では麗々しく、何をやっているのかわからないけれども、介護雇用管理改善計画などというふうなものをもち、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律というふうなものを掲げ、その延長修正もし、だけれども、中身は変わっていない。これじゃ、何をしておったんだと言われても仕方ないと思ひます。

こればかりやっていても仕方ありませんので、この点については、私は、この介護保険の審議が終わつたとしても、引き続き、皆さん方にどういう状態になっているのか聞き続けていきたいと思ひます。

最後になりましたが、私は、九六年、前回の介護保険をつくつたときから、本当に衛藤副大臣とは一緒になつてつくつてまいりました。ちょうどあのとき、確認答弁をつくるために夜遅くまでやつていましたが、それと同じような状態を今回も経験させてもらいました。

この委員会は、担当は西副大臣ということで、衛藤さんは出てきておられなかつたんだけれども、やはりここで私は一つ衛藤さんに申し上げたい。

あのとき一緒につくつた責任からいって、そして、あのときに見直しの規定も入れ、その見直し規定の意味は何だつたかわかりのほうです。それは、そのときそのときの国会の状況、政党内の議論によつてそれが曲げられることがあるということとは私はよくわかつています。しかし、基本的に、やはりこの介護保険というものは、年齢拡大を達成してお互いのあのときの思いが終了するといふものだろうというふうに思ひわけなんです

が、その辺、どうお考えでしょうか。

○衛藤副大臣 創設当時のことは、一緒にずっとやらせていただきました。

平成六年からスタートをさせていたいただきました。そのときから見ますと、実は予算も、毎年六千億ずつ国庫負担を上げていくということと与党間で決めさせていただきました。現に、我々は社会保障の国庫負担を、十三・四兆の時代、平成六

年でありますけれども、この十一年間かけまして二十・二兆まで、ことしの予算でございますけれども、ふやしてまいりました。片っ方で、平均しますと一年間に六千億というペースで社会保障の拡大を続けてきたわけであります。これは、この国の経済にとりましては大変な予算上の措置だったというように思います。

その片っ方でまた、少子高齢化の中で、どうしても介護保険制度というような形で、何とか一刻も早く整備しなきゃいけないということでござい

ました。そういう中で、五年経過しましたが、大変多くの心配があつた中で、皆さんの御尽力の中で、本当によくここまで定着してくれた、先ほど山井先生からもお話がございましたけれども、私はそういうぐあいに感じる次第でございます。

当然、このスタートに当たりましては、共生と自立ということをテーマにスタートいたしました。ですから、一定の自己負担、自助努力もお願いしようじゃありませんかと。そして、保険という形で共助の世界に、今までは全部公助、税という世界を、ともに支え合うということで共助の世界を入れるということで、自助、共助、公助という世界にこの介護保険制度というものを持ち込んでやってきたというぐあいに思っているわけであり

ます。そんな中で、大変多くの心配がございましたから、スタートに当たりましては、年齢もとりにあらず皆さんから御理解いただける四十歳からスタートするしかないであろうと。世界で初めてのような介護保険制度、ドイツではやっておりましたけれども、あくまでも、ある意味では損害保険のような形の保険でありましたから、日本のようにサービスが必ずつくという形の介護保険制度は初めてでありましたから、このスタートに当たりまして、非常に多くの心配をしながらスタートいたしました。

ですから、保険料をいただく方々につきましては、二十歳という案もありましたけれども、四十

歳から、国民的な合意をいただける中からまずスタートして大きく育てる必要があるのではないのかということでありましたので、そういう意味での見直しについて、やはり一刻も早くやらなければいけないのではないのか、多くの方々によって負担をしていただく、二十歳あるいは二十五歳の方々、全日本人によって負担していただくということが必要ではないのかというぐあいに当初から考えておつたことは間違いないことでござい

ます。そしてまた、まずはお年寄りの介護ということからスタートしながら、医療保険でも、障害者に

つきましても、あらゆる人の医療についてこれを担うということでありましたから、将来は介護保険もあらゆる日本人、国民の皆さんの介護について担えるような制度にしなければいけない。しかし、まずはここからスタートしようということでスタートしてきたというように思っております。

そういう意味で、いろいろな議論が今回なされてきましたので、ぜひ、将来に向けたそのような思いがやはりちゃんと介護保険制度の中で実現されるように期待をしているものでござい

ます。改めまして、スタートに当たりましては、保険料徴収が市町村で本当にうまくいくかどうかと、あるいはサービスがスタートしても追いついていくかどうか、いわゆる保険あつてサービスなしなんということにならないか、あるいは要介護認定が間に合うかどうかというような数々の心配もしながらスタートしましたが、先ほど山井先生、また五島先生からもお話ございましたように、大勢の方々の努力の中で、いろいろな問題もありま

すけれども、よくここまで定着してくれたというぐあいに思っている次第でござい

ます。お互いにスタート時点からタッチさせていただいたことを、またある意味ではありがたいと思つて

いる次第です。以上であります。

○五島委員 もう私の質疑時間は終わりましたので、これで終わりますけれども、やはりこの介護保険の問題というものは、今回の改正があつたとしても到達点にはまだまだある。やはり介護という問題、これは、人がこの日本で生きていく上において、地球で生きていく上において必要な人の尊厳を維持するために、本人で無理なところはそれをサービスとして提供して人の尊厳を維持させるんだということにこの値打ちがある、それは年齢とは関係ないんだという当たり前のことを前提としてこれからも取り組んでいただきたいし、一日も早くこの年齢拡大にも到達していただきたい、そのことをお願いして、質疑を終わります。

○鴨下委員長 次に、横路孝弘君。

○横路委員 この介護保険法の改正案、この委員会

で四月の一日から審議が始まりまして、今日まで大変熱心に審議が行われてきたというように思

います。先ほど、山井委員と五島委員から、今回の介護保険法の改正案について、そしてまたこの審議を通じての厚生労働省の対応について、いろいろと思いを述べられましたけれども、私も同感でござい

ます。そして、この審議が進むにつれて、介護の現場で不安が広がっていったというように思うんです

ね。私たちは、そうした人々の不安を取り除いて、そしてできるだけよい介護保険制度というのを目指していきたい、このように思っております。住みなれた地域で、自宅で老後を過ごすことが

できるように、そのための必要なサービスが必要

な人にきちんと提供されるということ、それから同時に、制度も途中で破綻してしまつたのでは困りますから、持続性のある制度にしてい

くというように思っております。そこで、今日までの審議を踏まえまして、少しでも人々の不安を解消し、よりよい介護保険制度にしてい

くために、私どもも厚生労働省の皆さんと協議をしてまいりまして、合意をいたしました

内容について、この委員会では厚生労働大臣から確認の御答弁をいただきたい、このように思つてお

ります。確認を求める事項について一つ一つお尋ねをさせていただきますので、一つ一つお答えをいただければと思

います。まず第一に、予防給付の問題、その中の家事援助の問題でござい

ます。新予防給付では、家事援助が一律にカットされるのではない

か。そしてまた、新要支援一、二のサービス限度額というものは、現行の要支援、要介護一の水

準を大幅に下回らないようにすべきではないかと思

います。いかがでござい

ますか。

○尾辻国務大臣 今まで御審議をいただきました中から、そして、その中で御指摘、御質問いただいたことについて確認をなさるということござ

いますので、私も正確を期して答弁をさせていただきますと存じます。

まず、ただいまの御質問でござい

ます。新予防給付におきましても、家事援助を一律にカットすることはあり

ません。適切なケアマネジ

メントに基づいて提供される家事援助は認められること

でござい

ます。具体的には、自力で困難な行為、例えば掃除だとか買い物だとか調理等のご

とでござい

ます。そうしたものがあ

り、それについて、同居家族による支えや地域の支え合

い、支援サ

ービスや他の福祉施策などの代替サ

ービスができないケースについては、ケアマネジ

メントによる個別の判断を経た上で、サ

ービスが提供されます。

新予防給付は、軽度者の既存サ

ービスのうち、一部の不適正なケースの適正化を

目指すものであり、原則として、現在提供されて

いる適正なサ

ービス、すなわち、適正なケアマネジ

メントに基づいて、独居や要介護同士の夫婦の利用者が行うことができない家事をホームヘルパーが行う家事援助は、今ま

でどおり利用できるものとしてまい

ります。

また、新予防給付におけるケアマネジ

メントにおいては、当該サ

ービスによる心身の状況の変化等について、加齢に伴う機能の変化も含め、適切なア

セスメントを行うものとし、その中で必要と

されるサ

ービスについては、新予防給付導入後も

も

引き続き相当するサービスを受けられることとしております。

新たなサービス限度額の設定に当たりましては、国会での御議論を踏まえ、現行の要支援と要介護一の限度額水準の違いを勘案しつつ、費用の効率化など財政的な観点と必要なサービス内容の確保の観点から、適切な水準とすべきものと考えております。

具体的な水準につきましては、今後、介護給付費分科会における報酬の議論を踏まえ検討してまいりたいと考えますが、その場合も、こうした国会でのたゞいままでの御議論は同分科会にも報告をさせていただきます。

〔委員長退席、大村委員長代理着席〕

○横路委員 次に、筋力向上トレーニングについてでございますが、いわゆる筋トレ、これは強制されるのか。あるいはまた、マシンや資格など、筋トレをめぐる新たなビジネスで介護給付費が膨らむのではないかと。さらに、筋トレを行う場合には、利用者に対して事故などについての十分なインフォームド・コンセントを行うべきではないかと思っておりますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 新予防給付のサービスにおきましても、利用者の選択が基本でありまして、強制されることはありません。マシンの利用や有酸素運動等を含む筋力向上を中心とするプランを本人が望まない場合は、それらのプログラムを含まないプランが適切なケアマネジメントに基づいて提供されるものと考えております。

また、筋力向上トレーニングを受けられない、あるいは受けたくない利用者が介護予防通所介護を利用できるように、介護予防通所介護で提供されるサービスとして、現行の通所介護と同様に筋力向上プログラムが含まれないサービスも提供されるものとしてまいります。

また、マシンの費用については個別に介護報酬の対象とするかはいたしません。新たな資格制度を創設することも考えておりません。

さらに、筋力向上のためのメニューを導入する

前に、マシンを用いた筋力向上トレーニングの実施方法や効果を持続させるための方策等について、市町村におけるモデル事業や試行の結果を踏まえ、慎重に検討してまいります。

なお、他のサービスと同様、筋力向上トレーニングの利用者に対しても事前に十分な説明を行い、同意に基づくサービス提供を行ってまいります。

○横路委員 介護予防通所介護の指定ということでございますが、これに筋力向上トレーニングマシンの設置というものを条件とするのかどうか。○尾辻国務大臣 筋力向上トレーニングマシンの設置を介護予防通所介護の指定要件とすることは考えておりません。

○横路委員 次に、介護予防サービスの提供期間でございますが、介護予防の各サービス、例えば訪問入浴介護とか通所介護などにおきまして、「厚生労働省令に定める期間にわたり」というようにあるわけでございますが、その意味は一体何なのか。サービス提供を停止する口実あるいはきつかけに使われることはないのか、こういう心配がございますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 御指摘の規定は、生活機能の維持または向上のためには、個々の利用者の状態像に応じた適切なサービスが提供されているかどうかを定期的に評価いたし、必要に応じプランの見直しを行うことが必要であることから設けたものでございます。

当該サービス期間が終了いたしましたとしても、引き続き当該サービスが必要な場合には、当然に新たな提供期間が設定されて引き続きサービスを提供すべきものでございまして、その趣旨は保険者等に徹底してまいります。

○横路委員 次に、これもいろいろ議論になりました施設給付についてでございますが、特に居住費、食費についてお尋ねをいたします。

施設に入っている方の居住費や食費を保険外にする場合に、第三段階、いわゆる年金が八十万を超えて二百六十六万円以下の人ですが、このうち

所得の低い層にとりましては、負担額が重く、そのために手元にお金が少額になってしまふ。また、残された配偶者の在宅の生活が困難になるということも生じるわけでございます。さらに、個室には入れなくなるのではないかと、こういった不安もありません。

また、税制の改正、高齢者の非課税限度額の見直しに伴いまして、十八年度以降は、従来非課税であった世帯が課税となつて、保険料だけでなく利用料が急増するのではないかと。こうしたケースについて、施設入所が困難とならないように配慮すべきではないかと考えますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 低所得者、第一から第三段階の方々でありますけれども、これらの方々につきましては、入所者の負担が過重とならないよう、負担上限額を設定して補足給付を行うこととしたしております。こうした仕組みにあわせて、三点申し上げます。まず一点は、新第三段階のうち、所得の低い層の方や、十八年度から税制改正により利用料が急増する層の方については、現行の社会福祉法人による入所者負担軽減措置の運用を拡充することにより、きめ細かな対応を行ってまいります。

二点目でございます。利用料のみならず、保険料につきましても、税制改正の趣旨を踏まえまして、激変緩和措置を講じてまいります。

三点目でございます。保険外負担につきましては、改正後の実態を把握しつつ、必要があれば適切な是正を行っていくことといたしたいと考えております。

なお、社会福祉法人による減免措置の拡充につきましては、収入要件を百五十万円に引き上げる方向で検討をいたしたいと存じます。

○横路委員 次に、保険料段階が新第四段階以上であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室やユニットに入った場合には、残された配偶者が在宅で生活が困難となる場合がございます。こうした

場合への対応はどのようなものではないかと。

○尾辻国務大臣 御指摘のケースで、残された配偶者の収入、資産が一定額以下となりますような場合には、当該世帯は新第三段階とみなして、特定入所者介護サービス費を適用する方向で、運用面での対応を図ることといたしたいと存じております。

○横路委員 次に、高額介護サービス費でございますが、ホテルコストの導入は十月からとされているわけでございます。利用者負担の軽減を図るために、新第二段階についての高額介護サービス費の上限の引き下げも早急に行うべきではないかというように思いますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 高額介護サービス費の上限の見直しにつきましては、施設サービス、在宅サービスともに、十月から施行することといたしたいと考えております。

○横路委員 次に、医療療養病床の居住費用でございますが、療養病床のうち介護保険適用の病床は居住費、食費が保険外となりますけれども、医療保険適用の病床についてはどのような対応を考えておられるのでしょうか。

○尾辻国務大臣 医療保険適用の療養病床の居住費、食費のあり方につきましては、平成十八年の医療保険制度改革の中で検討をしております。

○横路委員 次に、介護療養病床における施設・設備基準の経過措置の問題でございますが、介護療養病床については、病床面積や食堂などの施設・設備基準について経過措置が講じられておりますけれども、入所者の療養環境の改善を図る観点から、廃止すべきではないかというように思いますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 介護療養病床の施設設備の経過措置につきましては、昨年七月の介護保険部会報告におきまして、その見直しの必要性が指摘をされております。この指摘も踏まえ、一病室当たりの病床数を四床以下とする原則を徹底するなど、療養環境の改善に向けた介護報酬の水準のあり方

を含め、具体的措置について平成十八年四月の介護報酬改定に向けた議論の中で検討をいたします。

○横路委員 次に、これも議論されてまいりました末期がんの問題でございますが、特定疾病に末期がんを追加するに当たりましては、小児がん以外はすべてこれは対象に含めるべきではないかと考えますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 専門家の御意見を踏まえつつ、御指摘の方向で検討をまいります。

○横路委員 次に、介護事業者の情報開示でございますが、介護事業者の情報開示において、介護現場における労働条件なども開示の対象とすべきではないかと考えますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 介護事業者の情報開示に当たりましては、労働条件などのうち介護サービスの質に直接関係するような事項、例えば、従業員に対する健康診断の実施、夜間を含む労働時間、勤務体制、従業員一人当たり担当利用者数などにつきましては、情報公開の対象とする方向で検討をいたします。

○横路委員 次に、社会福祉施設職員等の退職手当共済制度の問題でございます。退職手当共済制度を見直す場合においても、人材確保の観点から、新規職員を含めて適切な退職手当が確保されるようにすべきであるというように考えますが、この点、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 人材確保の観点から、退職手当共済制度への加入継続努力を促しますとともに、公的助成の廃止の対象となりました新規加入職員につきましても、中小企業退職金共済制度に加入する選択肢も可能となるよう、必要な措置を講じてまいります。

なお、個々の職員に対して、どのような退職金が支給されるかについても適切に情報提供がなされるよう、関係者に周知してまいりたいと考えております。

○横路委員 次に、二号被保険者等の給付への関与でございますが、二号被保険者や医療保険者が

給付、サービスに関与できるようにすべきではないかと考えますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 介護保険制度について、二号被保険者や医療保険者の代表が制度運営により関与していく観点から、自治体における介護保険事業計画等の策定への参画を進めてまいります。

○横路委員 次に、被保険者と受給者の範囲の拡大の問題でございます。

これまでの審議におきまして、附則第二条に規定する検討におきまして、十八年度末までに結論を得るように新たな場を設けて行うということが答弁されておられますが、まず一つ、新たな議論の場はどのようなイメージであるのか。二つ目は、いつから議論に着手をするのか。そして、議論の経過について国会はどのように関与していくことになるのか。この三つの点についてお答えをいただきたいと思っております。

○尾辻国務大臣 これまで議論を重ねてまいりました社会保障審議会介護保険部会とは異なる構成となると考えておりますけれども、その場合、できる限り幅広く国民各層を代表する方の参画を求めることといたしたいと考えております。

なお、範囲の拡大が議論の課題として含まれておりまして、拡大の検討対象となる方を代表する方の参加も検討することといたしたいと存じます。

八十年代末までには結論を得られるために、法律の成立後できるだけ速やかに人選に着手し、議論を開始することといたします。

また、議論の状況次第でございますけれども、来年度夏までには議論の中間報告を行うように努めてまいりたいと存じます。(発言する者あり)
十八年度末と読むべきところを十八年度末と読んだらどうでございますので、訂正をさせていただきます。

〔大村委員長代理退席、委員長着席〕

○横路委員 次に、認知症と高齢期のうつ対策でございますが、認知症と高齢期のうつが介護度を上げる主な要因であるという理解は一致している

と思っております。しかし、本法案においてその対策が打ち出されているかというと、そうは言えない状況にあるのではないかと思います。

うつや認知症の適切な把握を行わないでサービスの提供を行えば、介護度の悪化というのは避けられないわけでありまして。保険財政の健全化、あるいは制度の持続可能性を高めるためには、認知症や高齢期うつ対策の取り組みを順次進めていくということが必要であると考えますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 心身の状態の把握は、介護予防を行う上での前提となると考えております。

ケアマネジメントやケアカンファレンスに携わる者がうつや認知症の知識を持つことは当然のことながら、介護サービスに従事する方にも、うつや認知症の知識を得るための研修を行い、早急に体制の整備を行いたいと考えております。

また、認知症やうつに関する介護予防の手法について、研究を行い、エビデンスを備えた介護予防策を取りまとめたいと考えております。

○横路委員 次に、地域支援事業についてお尋ねをしたいと思います。地域支援事業の創設によりまして、従来老人保健事業で行ってきたヘルス事業のうち、六十五歳以上の者に対する介護予防のための事業について、介護保険の中に含まれることになりました。地域支援事業につきましては、制度実施後も不断の見直しが必要であると考えますが、その点、いかがでございますか。

また、ヘルス事業には生活習慣病予防もあることから、六十五歳を境にして分断をされるというものではなくて、六十五歳未満の者に対する施策との連携ということも必要であると考えますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 地域支援事業につきましては、審議の過程においてお示しいただきました財源や事業内容をめぐる御意見を尊重して取り組んでまいりますとともに、その実施状況を見ながら有効性や効率性を確認して、不断の見直しを行ってまいります。

また、六十五歳を区切りとして事業の連続性が失われることがないよう、高齢期においても健康な生活ができるように健康な心身を維持する観点で、有機的な事業連携を図ってまいります。

○横路委員 次に、地域包括支援センターについてお尋ねをいたします。

地域包括支援センターの運営協議会、これが今度の一つのポイントになっているわけですが、利用者や被保険者の意見が反映されますように、これらの参加というのが必要だというように思いますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 運営協議会の構成団体としては、サービス利用者や第一号及び第二号被保険者の代表を入れるよう、市町村に周知してまいります。

また、地域包括支援センターにおいて行われる地域支援事業につきましては、保険料を充当する事業の範囲が過度に拡大しないように、その費用の上限及び事業内容を政令で定めるとともに、各保険者において事業実績の公表が行われるようにしてまいります。

○横路委員 地域包括支援センター、これがやはり非常に大きな、大事な役割を果たすことになると思いますが、その運営については、やはりしっかりとした体制をとっていかねば、私はなかなか新しいこともうまくいかないのではないかと考えています。しっかりと体制をとるべきではないかと思いますが、いかがでございますか。

○尾辻国務大臣 地域包括支援センターの運営につきましましては、公正中立を確保する観点から、市町村が責任主体であることを明らかにいたしますとともに、その設置に当たりましては、職員体制が確保され、地域に根差した活動を行ってまいります。在宅介護支援センターの活用を図ってまいります。

○横路委員 次に、医療との連携ということでございます。

この点も、従来から言われながらなかなか強化されないでいた問題でございますが、まず最初に、

訪問看護ステーションを活用した多機能なサービスについても、これを介護保険制度において実施すべきではないかと考えますが、この点、いかがでしょうか。

○尾辻国務大臣 難病など、医療ニーズと介護ニーズをあわせ持つ在宅の中重度の方への対応などの観点から、日中、訪問介護ステーションで要介護者をお預かりする試みも行われておりますけれども、医療と介護の連携等で検討すべき課題は多いと考えております。

社会保障審議会介護保険部会の意見書におきましても、医療型多機能サービスについて「一つの方向性として考えられる」とされておることもございまして、今後、新たなサービス形態として検討を進めてまいります。

○横路委員 そして、サービス提供が何としても必要なのは、在宅の、特に中重度の人への支援というのをやはり強化していかなければいけないと思います。その点がなかなか進んでこないわけでございますが、この支援を強化するという点についてどのようにお考えですか。

○尾辻国務大臣 小規模多機能サービスなどの地域密着型サービスの充実、訪問介護ステーションや地域に密着した医療機関を活用した医療と介護の連携強化を図ることにより、在宅の中重度者への支援の強化を図ることといたします。

○横路委員 次に、グループホームでございますが、グループホームも全国にどんなふうで、六千カ所を超えております。このグループホーム入居者の健康管理の体制につきまして、もつと整備を図るべきではないか。非常に格差がある状況にありますので、ぜひ整備を図っていただきたいというふうにお考えですが、いかがですか。

○尾辻国務大臣 まず、二つ前と一つ前の答えで、訪問看護ステーションと申し上げるべきところを介護ステーションと申し上げたようでございますので、訪問看護ステーションでございます。訂正をさせていただきます。

それでは、ただいまの御質問についてお答えを

申し上げます。

グループホーム入居者に係る健康管理体制につきましては、医療との連携の強化や外部の訪問看護サービスの活用等も含め、介護報酬の見直しの中で検討をしてまいります。

○横路委員 今回の法律は政省令が多いわけでございますが、今後の政省令の制定に当たりまして、ただいま厚生労働大臣から御確認をさせていただいた答弁を踏まえて政省令の制定に当たるといふことについて、確認をさせていただきたいと思っております。

○尾辻国務大臣 本日御答弁をさせていただきまして、確認をさせていただきました内容を踏まえて、政省令の策定作業を進めてまいります。

○横路委員 以上で、私の確認を求める事項については終わりとさせていただきます。

政省令も多い。政省令がなかなかわからないと議論していても、どこが本当にどんな姿になるのか、これは後の障害者自立支援法も同じなんですけれども、それから厚生労働省ばかりじゃなくて、どうもほかの法律も、このころはもうやたら政省令が多くなつて、どうも私も法律を審議するに当たって、実体の姿というのはなかなか思い浮かべることができないままに議論しているということ、これは、本日に国会の責任というのを果たすことにはなりません。

ぜひ法律を出す場合には、ある程度どんなことなのかということも考えられて、しかも、政省令は後でいろいろと審議会などを開いて決めますという話が非常に多いわけでございます。具体的な姿をお互い持たないで議論しているというやうなところ、今回の審議の中でもいろいろやりとりの中で浮かび上がってきたのではないかと考えております。

いずれにしても、介護保険制度というのはこれからの日本の中ではますますその重要性を増していくということございまして、高齢者はふえていくばかりなわけですから、制度を持続させると同時に、本日に必要なサービスがきちんと提供され

て、そして、住みなれた地域、自宅で生活のできるように、そういう体制を何とかバックアップしていくために、私も努力していきたいというように思います。それから皆さん方が、参議院の審議に入るわけですが、いろいろと作業を進められるに当たっても、私どもは時々報告を求めて、この委員会を通じて議論させていただきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○鴨下委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○鴨下委員長 この際、本案に対し、大村秀章君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党の三派共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。三井雄雄君。

介護保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○三井委員 ただいま議題となりました介護保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、公明党、民主党・無所属クラブを代表いたしまして、提案理由を説明いたします。

修正案はお手元に配付したとおりでございます。

以下、その内容を御説明申し上げます。

第一に、地域支援事業に関する事項について、被保険者に対する虐待の防止及びその他の被保険者の権利擁護のために必要な援助を行う事業については、市町村の任意事業から必須事業に改めるものとするとしております。

昨今、高齢者虐待や高齢者の消費者被害等が急増していますが、一方で、その対策の重要な柱となる成年後見制度は、約二割の自治体でしか実施

されていないなど、対策のおくれが目立っております。そこで、成年後見制度と相まって高齢者の権利擁護事業の両輪とされている介護保険制度に新たに規定される地域支援事業において、権利擁護事業を市町村の必須事業とし、高齢者の権利擁護事業を総合的かつ迅速に充実強化することが適当であると考えます。

また、現在提案されている障害者自立支援法案において、権利擁護事業は市町村の必須事業とされているにもかかわらず、高齢者を対象とする本改正案では任意とされたことは整合性に欠き、かつ、与野党それぞれにおいて高齢者の虐待問題について積極的な立法作業の検討を進めている現状を見れば、本修正案は極めて自然な内容であると考えます。

第二に、政府は、この法律の施行後三年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要な措置を講ずる旨の規定を追加することとさせていただきます。

この規定については、新予防給付等の対象者の基準、基本的なサービスの内容、効果等が現段階では不明確なため、施行後にその再検討を政府に義務づけるものであります。

当委員会において三十時間以上の審議を重ねた現在においても、家事援助のカットや、卒後も含めた明確な効果が確認できないままに筋力向上トレーニングを介護保険のメニューに組み込まれたことなどについて、国民の不安を払拭できたとは言えない状況にあります。この国民の不安に対応するために、三年の期限を設け、今回新設される新予防給付及び地域支援事業について、実施状況を勘案して検討を行うことにより、介護保険制度の信頼性及び持続性の確保、サービス利用者の生活改善のために必要な措置を講ずるものであります。

以上、修正案の提案趣旨及び概要を御説明いたしました。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○鴨下委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○鴨下委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。北川知克君。

○北川委員 私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となっております介護保険法等の一部を改正する法律案及びこれに対して自由民主党・民主党・無所属クラブ、公明党が提出した修正案につきまして、修正案及び修正案を除く原案に賛成の意を表するものであります。

介護保険制度については、施行から五年を迎え、サービスの利用者数が施行当初の二倍を超え、各種世論調査でもその評価は年々高まってきているなど、国民の老後生活を支える基礎的なシステムとして定着しつつあるところであります。

しかし、サービスの利用の伸びに伴い、給付費も急速に増大しており、今後の十年、二十年を展望して、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けられるよう、また、認知症の高齢者の増加等の新たな課題に対応できる制度となるよう、改革を行うことが必要であります。

政府原案は、こうした状況を踏まえ、予防給付の対象者、内容、マネジメント体制の見直しを行うなどにより、制度を予防重視型のシステムへ転換することとし、また、公平性の確保という観点から、在宅と施設の利用者負担の不均衡の是正等のため、低所得者への配慮を行いつつ、介護保険施設等における利用者負担の見直しを行うこととしております。

また、一方で、認知症の高齢者の増加等に対応し、身近な生活圏単位での新たなサービス体系を確立するため地域密着型サービスを創設することや、サービスの質の確保、向上を図るため、介護サービス事業者の指定等について更新制を設け

るとともに、介護サービス事業者について情報の公表を義務づけることとしております。

以上申し上げましたように、政府原案は、多くの国民に支えられ、そして支持されている介護保険制度を、将来にわたって国民生活の安心を支え続けられる仕組みとするよう、給付の重点化、効率化等を図っていくとともに、認知症の高齢者の増加等の直面する新たな課題にも適切に対応しようとするものであり、その趣旨に賛同するものであります。

また、自由民主党外二党提案の修正案により、主として次のような諸点について所要の修正を行うことにより、一層の制度の改善が図られるものと考えております。

第一に、地域支援事業のうち、被保険者の権利擁護のために必要な援助を行う事業について、市町村の任意事業から必須事業に改めるものであります。

第二に、この法律の施行後三年をめぐり、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の規定を追加するものであります。

以上の修正によって、法案の目的の達成と円滑な実施に資するものと考えられるものであります。

以上申し上げましたように、介護保険法等の一部を改正する法律案及びこれに対して自由民主党・民主党・無所属クラブ、公明党が提出した修正案は、介護保険制度を将来にわたって安定したものとし、同時に直面する新しい課題に対応したものとなるよう制度全般にわたる改革を行うものであり、私どもとしては、この修正案及び修正部分を除く原案に賛意を表するものであります。

これをもちまして、私の賛成討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○鴨下委員長 次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 民主党の大島敦です。私は、民主党・無所属クラブを代表いたしましたし

て、ただいま議題となりました政府提出、介護保険法等の一部を改正する法律案及び介護保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案に対して討論を行います。

私たちは、介護を家族だけに担わせるのではなく、社会が高齢者と家族を支える社会連帯の理念に基づく介護保険制度が、この五年間で我が国に定着したと考えます。これから団塊の世代が退職期を迎えることを考えると、介護保険制度が持続できるのか、持続するにはどのような制度設計がなされるべきかを検討する介護保険法施行五年目でもありました。

しかしながら、今回の法案では、今後を見据え、何が給付と負担の関係を明確にする社会保険としての介護保険給付の対象か、何を福祉施策の対象とするのか、また、その財源がこれまでの介護保険財源によるのか、新たに加わった地域支援事業財源によるのか、明確に切り分けられていないことと、議論が深まらなかったと考えます。そのことについて、法案を提出した政府の反省を求めます。

しかし、今回、私たちの求めに応じて、政府は、この法律の施行三年をめぐり、新予防給付と地域支援事業について現在のところ費用対効果が実証されていないことから、実施状況の検証を行い、見直しを行う旨の修正を図ることとしたしました。

また、本法案は、現行法の附則第二条による、介護保険制度施行五年を迎えるに当たって行うべき介護の普遍化について、方向性そのものを明らかにせず、再び検討事項に積み残すこととしております。懸念事項を再度先送りすることに、内心じくじたる思いです。

しかし、制度が存続する道を開いていくために、附則の事項について、審議を通じて、介護保険制度の被保険者、受給者の範囲の拡大を検討することを確認してまいりました。

さらに、高齢者の権利擁護事業も、市町村の必須事業としての位置づけとすることが修正されま

した。

本法案では、多くの事項が法律において方向性も明らかにされないまま政省令にゆだねられていますが、法律案の審議を通じて政府からの答弁を得ることで、少なからず方向性を確認いたしました。

以上申し上げてまいりましたとおり、政府案は修正を加え、審議を経ることにより、十分とは言えませんが、あるべき介護保険制度へと一定の前進をさせることを確認することができております。

したがって、修正案及び政府案に賛成すること、あわせて、本法案が国会で成立し、今後政府が政省令を定め、その実施を図っていくに当たっても、その動向を注意深く関与していくことを申し上げ、私の討論を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○鴨下委員長 次に、山口富男君。

○山口(富)委員 日本共産党を代表して、介護保険法等の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、新予防給付の導入に伴い、従来の居宅サービスが抑制されることです。その対象は百六十万規模となり、居宅生活が維持できないという深刻な不安を広げています。

現行のサービスは、軽度の方々の状態の維持、改善に資するものとなっていないというのが、新予防給付導入の理由とされました。しかし、厚生労働省の資料によっても、要介護一の八割以上が居宅サービスによって状態を維持、改善しています。

一方、新たなサービスの筆頭に上げられた筋力向上トレーニングは、市町村モデル事業を分析した厚生労働省の中間報告でも明確な効果を認できませんでした。

新予防給付を導入し、家事援助などの居宅サービスの削減を図る理由は、こここしく崩れました。この上、軽度者の状態の維持、改善を図り、日常生活を支える上で不可欠となっている居宅サービ

スを削減することなど、許しがたいものです。

第二に、予防重視型システムをめぐる問題です。新たに導入する地域支援事業は、現行の老人保健事業、介護予防・地域支援合い事業などを再編したものです。これによって、国の費用負担は大きく減額され、その分が一千億円に上る介護保険料負担となつてはね返ります。また、高齢者の健診や福祉事業が介護保険に組み込まれることで、国や自治体の公的責任が後退し、一割の利用料負担も広範囲に導入されかねません。

さらに、地域包括支援センターの実態は不明瞭この上なく、保健師一人で三百件余りのケアプランに責任を負う事態すら考えられます。これらのシステムの前提となる介護予防のスクリーニングの規模と内容も、一向に示されていません。

第三に、居住費や食費、保険料などの国民負担増です。居住費と食費の負担増は、平年度で三千億円、入所者一人当たりでは年間三十九万円余りとなります。低所得者対策をとつても、年金生活者などの負担は重く、新たな住民税課税で低所得者対策から締め出される人も生まれます。利用者負担の押しつけは、低所得者にとって事実上施設利用を制限するものです。

そのほか、特養ホームの待機者の解消、施設整備を充実する手だてが極めて弱く、今後、施設入所を要介護二以上に制限することも重大な問題です。また、社会福祉施設職員の退職金への公的支援の打ち切りは、介護労働者の労働条件の改善に逆行する事態です。

本法案への修正案は、これらの問題点を何ら改めるものではありません。

以上の諸点を申し述べ、私の反対討論といたします。

○鴨下委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題となっております介護保険法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

います。

本法案は、ただただ介護保険費用の縮減のみを目的として、利用者の負担をふやし、サービスの削減を押しつけるものにはなりません。直面する超高齢社会に向かって、制度の充実、発展を図る改正点はごくわずかであり、逆に、介護保険制度制定以前の介護不安に国民を再び突き落とす内容を多く含んでおります。

まず第一に、新予防給付並びに介護保険に財源と責任を押しつけた地域支援事業の創設は行うべきではありません。

要介護認定という行政処分によって、介護給付とサービスの異なる新予防給付に軽度要介護者を振り分けることは、必要なサービスを自分で選び、自分らしい暮らし方を自分で決めるといふ介護保険制度の理念を根本から覆すこととなります。

審議の中で、政府は、法改正によって、どのケースが適当な家事援助とみなされ、軽度要介護者が従来のサービスの利用することができると、一切明らかにしていませんでした。

法案は、抽象的な枠のみを示し、利用者の生活と直結する肝心なことはすべて省政令にゆだねるといふ姿勢で、余りにも無責任であります。

政府は、データをねじ曲げることなく、家事援助による生活負担の軽減が、要介護度の悪化を予防し、自立を守る有効な手段の一つであることをしっかりと認識すべきです。本人の事情を軽視して利用を制限すれば、かえって重度化を招き、財政的な悪化にも結びつくこととなります。

また、対象を自立の高齢者に広げて行われる地域支援事業には、事故、リスクに基づいて給付をする保険の原理を踏み外した点があります。健康寿命を延ばすための老人保健・福祉の政策は、小児期から高齢期に至るまでの一貫した地域健康政策として税を財源として行うべきです。これを安易に介護保険に流し込むことは、介護保険費用の膨張、老人保健・福祉の後退につながりかねません。

四月十五日、審議も後半になって、政府は、やつ

と今回の介護予防給付の目玉である筋トレ等を含めたサービスの市町村モデル事業の結果を公表しました。しかし、その分析はおろか、市町村から指摘された問題点にも真摯な対応を一切とることがありませんでした。まして、こうしたサービスが可能な地域についての検証もなく、過疎地での実施は恐らく極めて困難と思われる、都市中心型の発想に基づくものと言わざるを得ません。

そもそも、介護保険法には「要介護状態の軽減」「悪化の防止」という用語は出てきますが、改善はもとと出てまいりません。国が筋力向上トレーニング等の統一的なメニューで介護予防を行うことは、結果的に改善を強調し、要介護状態になること、老いて心身が衰えていくことが社会悪であるかのような誤った印象を国民に植えつけます。高齢者の尊厳を脅かすものであり、介護を社会連帯で支えようとする法の理念に反しています。

第二に、介護保険施設の居住費、食費を保険外に出すべきではないと考えます。

現金給付である年金が先細っていく中、現物給付である介護保険の自己負担分をふやすことは、国民に過度な負担を強いることとなります。施設と居住の違い、施設が食事の提供に責任を持つこととの意義、施設建設における公費補助の大きさなどを考慮し、居住費、食費は引き続き保険給付内にとどめるべきです。

本法案は、高齢者の所得の状況、そして個々人の税、医療保険、介護保険など社会保障の自己負担を総合的に勘案した上での制度設計とはなされていません。

来年六月から実施される住民税の大幅改正による住民税非課税世帯の変化、保険料と利用者負担額の変化もあえて無視しています。

施設利用者に対する新たな負担を課すにもかかわらず、施行予定は本年十月からで、余りにも周知期間の短い乱暴な法案です。

在宅と施設の利用者の負担の公平性が目的であるのなら、まず、重度要介護者を在宅で支えられる

ような介護保険を充実することが先決であります。

最後に、本法案は、介護業民、介護地獄を誘発しかねない内容であることを申し添えて、本法案に反対いたします。

なお、修正案につきましては、本来、御高齢者の後見人制度等、権利擁護は極めて重要な施策であると思いますが、まず、国の責任が明示されて、しかる後に、市町村の取り組みの中に明文化されるべきと考える点を申し添えて、反対を表明して、終わらせていただきます。(拍手)

○鴨下委員長 以上で討論は終局いたしました。

○鴨下委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、介護保険法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、大村秀章君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鴨下委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鴨下委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○鴨下委員長 この際、本案に対し、大村秀章君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。大村秀章君。

○大村委員 自由民主党の大村秀章であります。

私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしまして、本動議について御説

明を申し上げます。
案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

介護保険法等の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 附則第二条第一項に規定する検討は、平成十八年度末までに結果が得られるような新たな場を設けて行うものとする。また、その場においては介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲の拡大も含めて検討を行うものとする。

二 難病など医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の重度者への対応や、在宅におけるターミナルケアへの対応などの観点から、訪問看護ステーションや地域に密着した医療機関を活用して医療と介護の連携を図ることに、在宅療養をより一層支援していくために必要な措置を講ずること。

三 地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化するとともに、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。

四 ケアマネジャーについては、中立性・独立性を重視する観点から、資質の向上を図るとともに、介護報酬についても見直しを行うこと。また、介護に携わる人材の専門性の確立を重視する観点から、研修体系や資格の在り方の見直しを行うこと。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)
○鴨下委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○鴨下委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、尾辻厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。尾辻厚生労働大臣。

○尾辻国務大臣 ただいま御決議のありました本法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいる所存でございます。(拍手)

○鴨下委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨下委員長 次に、内閣提出、障害者自立支援法案及び障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
順次趣旨の説明を聴取いたします。尾辻厚生労働大臣。

障害者自立支援法案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○尾辻国務大臣 ただいま議題となりました障害者自立支援法案及び障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
まず、障害者自立支援法案について申し上げます。

まず。
障害保健福祉施策につきましては、障害者及び障害児の地域における自立した生活を支援することを主題に取り組んでおりますが、現在は身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別等によって福祉サービスや公費負担医療の利用の仕組みや内容等が異なっており、これを一元的なものとする

ことや、その利用者の増加に対応できるよう、制度をより安定的かつ効率的なものとするものが求められております。

これらの課題に対応し、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、今般、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、自立支援給付は障害福祉サービス、自立支援医療、補装具の購入などに要する費用の支給とし、当該給付を受けようとする者は、市町村等に申請を行い、その支給決定等を受けることとしております。

第二に、自立支援給付の額は、障害福祉サービス等に通常要する額の百分の九十を原則としつつ、利用者の負担が多額となる場合等については、家計に与える影響等を考慮して給付割合の引き上げを行う等、負担の軽減措置を講ずることとしております。

第三に、市町村及び都道府県が行う地域生活支援事業に関することを定めることとしております。
第四に、市町村及び都道府県は、国の定める基本指針に即して障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画である障害福祉計画を定めることとしております。

第五に、自立支援給付に要する費用は、一部都道府県が支弁するものを除き市町村が支弁し、その四分の一を都道府県が、二分の一を国が、それぞれ負担することとしております。

このほか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を初め関係法律について所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行日は、自立支援医療に関する事項など一部の事項を除き、平成十八年一月一日としております。

次に、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。
共生社会の理念が浸透しつつある中、障害者の社会参加が進展し、障害者の就業に対する意欲も高まっております。

このため、精神障害者への雇用率適用や在宅就業支援による障害者の就業機会の拡大、福祉施設との連携強化等、障害者が職業生活において自立することを促進する施策の充実を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、精神障害者に係る対策を充実強化するため、雇用されている精神障害者について、障害者雇用率制度上、身体障害者または知的障害者を雇い入れたものとみなすとともに、障害者雇用納付金等の額の算定対象に加えることとしております。

第二に、自宅等において就業する障害者の就業機会の確保等を支援するため、これらの障害者に直接、または厚生労働大臣の登録を受けた法人を介して業務を発注した事業主に対して、特例的な調整金等を支給することとしております。

第三に、国及び地方公共団体は障害者福祉施策との有機的な連携を図りつつ障害者雇用促進施策を推進するように努める旨の規定を整備するとともに、社会福祉法人等が行う職場適応援助者による援助に対して助成金を支給する等独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が行う納付金関係業務

を拡充することとしております。

最後に、この法律は、平成十八年四月一日から施行することとしておりますが、障害者福祉施策との連携及び助成金に関する部分は、平成十七年十月一日から施行することとしております。

以上が、二法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鴨下委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

介護保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

介護保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条のうち介護保険法第八条の改正規定のうち同条第二十一項中「第百十五條の三十八第一項第四号」を「第百十五條の三十八第一項第五号」に改める。

第三条のうち介護保険法第六章を第七章とし、第五章の次に一章を加える改正規定のうち第百十五條の三十八第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のために必要な援助を行う事業

第三条のうち介護保険法第六章を第七章とし、第五章の次に一章を加える改正規定のうち第百十五條の三十八第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第三条のうち介護保険法第六章を第七章とし、第五章の次に一章を加える改正規定のうち第百十五條の三十九第一項中「第四号」を「第五号」に改める。

附則第二条に次の一項を加える。

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、第三条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）による予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則第三条第一項中「第三条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）を「新介護保険法」に改める。

障害者自立支援法案

障害者自立支援法

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 自立支援給付

第一節 通則（第六条―第十四条）

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第一款 市町村審査会（第十五条―第十八条）

第二款 支給決定等（第十九条―第二十七条）

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第二十八条―第三十一条）

第四款 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第三十二条―第三十五条）

第五款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者（第三十六条―第五十

第三条 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第五十二条―第七十五条）

第四節 補装具費の支給（第七十六条）

第三章 地域生活支援事業（第七十七条―第七十八条）

第四章 事業及び施設（第七十九条―第八十六条）

第五章 障害福祉計画（第八十七条―第九十一条）

第六章 費用（第九十二条―第九十六条）

第七章 審査請求（第九十七条―第一百五条）

第八章 雑則（第九十九条―第一百八条）

第九章 罰則（第一百九条―第一百五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」と

いう。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十

五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。第四十二条第一項において同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができよう必要の便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。

三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援

助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に
対する必要な助言、情報の提供その他の援助
を行うこと。

3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給
付、地域生活支援事業その他の法律に基づき
業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及
び都道府県に対する必要な助言、情報の提供そ
の他の援助を行わなければならない。

(国民の責務)

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかか
わらず、障害者等がその有する能力及び適性に
応じ、自立した日常生活又は社会生活を営める
ような地域社会の実現に協力するよう努めなけ
ればならない。

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体
障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知
的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳
以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉
に関する法律第五条に規定する精神障害者（知
的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下
「精神障害者」という。）のうち十八歳以上であ
る者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉
法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害
者のうち十八歳未満である者をいう。

3 この法律において「保護者」とは、児童福祉
法第六条に規定する保護者をいう。

4 この法律において「障害程度区分」とは、障
害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明
らかにするため当該障害者等の心身の状態を総
合的に示すものとして厚生労働省令で定める区
分をいう。

第五条 この法律において「障害福祉サービス」
とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療
養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入
所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施
設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継
続支援及び共同生活援助をい、「障害福祉サー

ビス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支
援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合
施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七
号）第十一条第一号の規定により独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置
する施設（以下「のぞみの園」という。）その他
厚生労働省令で定める施設において行われる施
設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労
働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下
同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

7 この法律において「児童デイサービス」とは、
障害児につき、児童福祉法第四十三条の三に規
定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令
で定める施設に通わせ、日常生活における基本
的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他
の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
をいう。

2 この法律において「居宅介護」とは、障害者
等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事
の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供
与することをする。

8 この法律において「短期入所」とは、居宅に
おいてその介護を行う者の疾病その他の理由に
より、障害者支援施設その他の厚生労働省令で
定める施設への短期間の入所を必要とする障害
者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、
入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働
省令で定める便宜を供与することをする。

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重
度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障
害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食
事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及
び外出時における移動中の介護を総合的に供与
することをする。

9 この法律において「重度障害者等包括支援」
とは、常時介護を要する障害者等であつて、そ
の介護の必要の程度が著しく高いものとして厚
生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その
他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを
包括的に提供することをする。

4 この法律において「行動援護」とは、知的障
害又は精神障害により行動上著しい困難を有す
る障害者等であつて常時介護を要するものにつ
き、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険
を回避するために必要な援護、外出時における
移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便
宜を供与することをする。

10 この法律において「共同生活介護」とは、障
害者につき、主として夜間において、共同生活
を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事
の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供
与することをする。

5 この法律において「療養介護」とは、医療を
要する障害者であつて常時介護を要するものと
して厚生労働省令で定めるものにつき、主とし
て昼間において、病院その他の厚生労働省令で
定める施設において行われる機能訓練、療養上
の管理、看護、医学的管理の下における介護及
び日常生活上の世話の供与をい、「療養介護
医療」とは、療養介護のうち医療に係るものを
いう。

11 この法律において「施設入所支援」とは、そ
の施設に入所する障害者につき、主として夜間
において、入浴、排せつ又は食事の介護その他
の厚生労働省令で定める便宜を供与すること
をいう。

6 この法律において「生活介護」とは、常時介
護を要する障害者として厚生労働省令で定める
者につき、主として昼間において、障害者支援

12 この法律において「障害者支援施設」とは、
障害者につき、施設入所支援を行うとともに、
施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行
う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令
で定める施設を除く。）をいう。

13 この法律において「自立訓練」とは、障害者
につき、自立した日常生活又は社会生活を営む
ことができるよう、厚生労働省令で定める期間
にわたり、身体機能又は生活能力の向上のため
に必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便
宜を供与することをする。

14 この法律において「就労移行支援」とは、就
労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定
める期間にわたり、生産活動その他の活動の機
会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力
の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省
令で定める便宜を供与することをする。

15 この法律において「就労継続支援」とは、通
常の事業所に雇用されることが困難な障害者に
つき、就労の機会を提供するとともに、生産活
動その他の活動の機会の提供を通じて、その知
識及び能力の向上のために必要な訓練その他の
厚生労働省令で定める便宜を供与することをし
う。

16 この法律において「共同生活援助」とは、地
域において共同生活を営むのに支障のない障害
者につき、主として夜間において、共同生活を
営むべき住居において相談その他の日常生活上
の援助を行うことをする。

17 この法律において「相談支援」とは、次に掲
げる便宜の供与のすべてを行うことをい、「相
談支援事業」とは、相談支援を行う事業をい
う。

一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題
につき、障害者等、障害児の保護者又は障害
者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要
な情報の提供及び助言を行い、併せてこれら
の者と市町村及び第二十九条第二項に規定す
る指定障害福祉サービス事業者等との連絡調
整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合
的に供与すること。

二 第十九条第一項の規定により同項に規定す
る支給決定を受けた障害者又は障害児の保護
者（以下「支給決定障害者等」という。）が障

害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれていた環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この号において「サービス利用計画」という。）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

18 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものをいう。

19 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

20 この法律において「移動支援事業」とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。

21 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等と通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

22 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

第二章 自立支援給付

第一節 通則

（自立支援給付）

第六条 自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給とする。

（他の法令による給付との調整）

第七条 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による介護給付、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

（不正利得の徴収）

第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払

わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。（報告等）

第九条 市町村等は、自立支援給付に必要があるとき、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十条 市町村等は、自立支援給付に必要があるとき、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等）

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に必要があると認めるときは、自立支援給付に係る障害者等若しくは障害

児の保護者又はこれらの者であつた者に対し、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3 第九条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について準用する。

（資料の提供等）

第十二条 市町村等は、自立支援給付に必要があるとき、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

（受給権の保護）

第十三条 自立支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができる。

（租税その他の公課の禁止）

第十四条 租税その他の公課は、自立支援給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二節

介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定

障害者特別給付費及び特別特定
障害者特別給付費の支給

第一款 市町村審査会

(市町村審査会)

第十五条 第二十六条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会(以下「市町村審査会」という。)を置く。

(委員)

第十六条 市町村審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

2 委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が任命する。

(共同設置の支援)

第十七条 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、市町村審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 支給決定等

(介護給付費等の支給決定)

第十九条 介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費又は特別訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

2 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害者又は

障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者及び生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により入所している障害者(以下この項において「特定施設入所障害者」と総称する。)については、その者が障害者支援施設、のぞみの園、第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同法第三十条第一項ただし書の規定する施設(以下「特定施設」という。)への入所前に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者(以下この項において「継続入所障害者」という。)については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地)の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、入所前におかつた特定の者の所在地(継続入所障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地)の市町村が、支給決定を行うものとする。

4 前項の規定の適用を受ける障害者が入所している特定施設は、当該特定施設の所在する市町村及び当該障害者に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

(申請)

第二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状態、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「指定相談支援事業者等」という。)に委託することができる。

3 前項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

4 第二項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

5 第二項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 第二項の場合において、市町村は、当該障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

(障害程度区分の認定)

第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うものとする。

2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

(支給要否決定等)

第二十二条 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。)を行うものとする。

2 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所(第七十四条及び第七十六条第三項において「身体障害者更生相談所」という。)、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所(以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。)その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量(以下「支給量」

と総称する)を算出するものとする。

2 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所(第七十四条及び第七十六条第三項において「身体障害者更生相談所」という。)、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所(以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。)その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

4 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量(以下「支給量」

と総称する)を算出するものとする。

2 市町村は、支給決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所(第七十四条及び第七十六条第三項において「身体障害者更生相談所」という。)、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所(以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。)その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

という。)を定めなければならない。

5 市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証(以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

(支給決定の有効期間)

第二十三条 支給決定は、厚生労働省令で定める期間(以下「支給決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

(支給決定の変更)

第二十四条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができ。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二條第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。

3 第十九条(第一項を除く。)、第二十条(第一項を除く。)、及び第二十二條(第一項を除く。)の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害程度区分の変更の認定を行うことができる。

5 第二十一條の規定は、前項の障害程度区分の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(支給決定の取消し)

第二十五条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

一 支給決定に係る障害者等が、第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十條第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)

三 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第二十二條第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により支給決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給決定障害者等に対し受給者証の返還を求めるものとする。

(都道府県による援助等)

第二十六条 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第十九條から第二十二條まで、第二十四條及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

2 地方自治法第二百五十二條の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務(第二十一條(第二十四條第五項において準用する場合を含む。)、第四項において同じ。、並びに第二十二條第二項及び第三項(これらの規定を第二十四條第三項において準用する場合を含む。))の審査判定業務を行う。以下この条及び第九

十五條第二項第一号において同じ。)を行う都道府県に、当該審査判定業務を行わせるため、介護給付費等の支給に関する審査会(以下「都道府県審査会」という。)を置く。

3 第十六條及び第十八條の規定は、前項の都道府県審査会について準用する。この場合において、第十六條第二項中「市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

4 審査判定業務を都道府県に委託した市町村に於いて第二十一條並びに第二十二條第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「市町村審査会」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

(政令への委任)

第二十七條 この款に定めるもののほか、障害程度区分に関する審査及び判定、支給決定、支給要否決定、受給者証、支給決定の変更の決定並びに支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給)

第二十八條 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第三十條の規定により支給する給付とする。

- 一 居宅介護
- 二 重度訪問介護
- 三 行動援護
- 四 療養介護(医療に係るものを除く。)
- 五 生活介護
- 六 児童デイサービス
- 七 短期入所
- 八 重度障害者等包括支援
- 九 共同生活介護
- 十 施設入所支援

2 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第三十條の規定により支給する給付とする。

- 一 自立訓練
- 二 就労移行支援
- 三 就労継続支援
- 四 共同生活援助

(介護給付費又は訓練等給付費)

第二十九條 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。))から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。))を受けたとき、又はその旨の園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限り。以下「指定障害福祉サービス等」という。))に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。))を除く。について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

2 指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はその旨の園(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。))に受給者証を提示して当該指定障害福祉サービス等を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス

等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)の百分の九十に相当する額とする。

4 支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における介護給付費及び訓練等給付費の合計額を控除して得た額が、当該支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における介護給付費又は訓練等給付費の額は、同項の規定により算定した費用の額の百分の九十に相当する額を超え百分の百に相当する額以下の範囲内において政令で定める額とする。

5 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があつたものとみなす。

7 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があつたときは、第三項の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)又は第四十四条第二項の厚生

労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準(施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

8 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託することができる。

9 前各項に定めるもののほか、介護給付費及び訓練等給付費の支給並びに指定障害福祉サービス事業者等の介護給付費及び訓練等給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。(特例介護給付費又は特例訓練等給付費)

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第二号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限り。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。

一 支給決定障害者等が、第二十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。

二 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス(次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたとき。

イ 第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所(以下「基準該当事業所」という。)

ロ 第四十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる施設(以下「基準該当施設」という。)

三 その他政令で定めるとき。

2 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、当該指定障害福祉サービス等については前条第三項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)の百分の九十に相当する額を、当該基準該当障害福祉サービスについては障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額)の百分の九十に相当する額をそれぞれ基準として、市町村が定める。

3 前二項に定めるもののほか、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。(介護給付費等の額の特例)

第三十一条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける次の各号に掲げる介護給付費等の支給について当該各号に定める規定を適用する場合において、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

一 介護給付費又は訓練等給付費の支給 第二十九条第三項

二 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給 前条第二項

第四款 サービス利用計画作成費、高障害福祉サービス費、障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給 (サービス利用計画作成費の支給)

第三十二条 市町村は、支給決定障害者等であつて、厚生労働省令で定める数以上の種類の障害福祉サービス(施設入所支援を除く。)を利用するものその他厚生労働省令で定めるもののうち市町村が必要と認めたもの(以下この条において「計画作成対象障害者等」という。)が、都道府県知事が指定する相談支援事業を行う者(以下「指定相談支援事業者」という。)から当該指定に係る相談支援(第五条第十七項第二号に掲げる便宜の供与に限る。以下「指定相談支援」という。)を受けたときは、当該計画作成対象障害者等に対し、当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費を支給する。

2 サービス利用計画作成費の額は、指定相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定相談支援に要した費用の額)とする。

3 計画作成対象障害者等が指定相談支援事業者から指定相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画作成対象障害者等が当該指定相談支援事業者等に支払うべき当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費として当該計画作成対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画作成対象障害者等に代わり、当該指定相談支援事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、計画作成対象障害者等に対しサービス利用計画作成費の支給があつたものとみなす。

5 市町村は、指定相談支援事業者からサービス

利用計画作成費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準（指定相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

6 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

7 前各項に定めるもののほか、サービス利用計画作成費の支給及び指定相談支援事業者のサービス利用計画作成費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（高額障害福祉サービス費の支給）

第三十三条 市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに要した費用の合計額から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるものの合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額障害福祉サービス費の支給要件、支給額その他高額障害福祉サービス費の支給に関し必要な事項は、障害福祉サービスに要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

（特定障害者特別給付費の支給）

第三十四条 市町村は、施設入所支援その他の政令で定める障害福祉サービス（以下この項において「特定入所サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設又はそのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所し、当該指定障害者支援施設等から特定入所サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当

該指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用（次条第一項において「特定入所費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。

2 第二十九条第二項及び第五項から第八項までの規定は、特定障害者特別給付費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 前二項に定めるもののほか、特定障害者特別給付費の支給及び指定障害者支援施設等の特定障害者特別給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例特定障害者特別給付費の支給）

第三十五条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は基準該当施設における特定入所費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。

一 特定障害者が、第二十条第一項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。

二 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。

2 前項に定めるもののほか、特例特定障害者特別給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五款

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この

款において「サービス事業所」という。）ごとに、就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る前項の申請は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができな

いと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第五十条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日

前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

七 申請者が、第五十条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第一項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 前号に規定する期間内に第四十六条第一項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

4 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があつた場合において、当該都

道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域とする。）における当該申請に係る指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないこととができる。

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更）

第三十七条 指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。）は、第二十九条第一項の指定に係る障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス事業者に係る同項の指定の変更を申請することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（指定障害者支援施設の指定）

第三十八条 第二十九条第一項の指定障害者支援施設の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第八十九条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになる

と認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないこととができる。

3 第三十六条第三項（第四号、第八号及び第十号を除く。）の規定は、第二十九条第一項の指定障害者支援施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（指定障害者支援施設の指定の変更）

第三十九条 指定障害者支援施設の設置者は、第二十九条第一項の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は当該指定に係る入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害者支援施設に係る同項の指定の変更を申請することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（指定相談支援事業者の指定）

第四十条 第三十六条（第三項第四号、第八号及び第十一号を除く。）の規定は、第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（指定の更新）

第四十一条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの

間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第三十六条、第三十八条及び前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の責務）

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者（以下「指定事業者等」という。）は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービス又は相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上に努めなければならない。

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定障害福祉サービスの事業の基準）

第四十三条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

（指定障害者支援施設等の基準）

第四十四条 指定障害者支援施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、施設障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害者支援施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従い、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

（指定相談支援の事業の基準）

第四十五条 指定相談支援事業者は、当該指定に係る相談支援事業を行う事業所（以下この款において「相談支援事業所」という。）ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定相談支援を提供しなければならない。

（変更の届出等）

第四十六条 指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者は、当該指定に係るサービス事業所又は相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定障害福祉サービス若しくは指定相談支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退）

第四十七条 指定障害者支援施設は、三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があるとき、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業員であつた者(以下この項において「指定障害福祉サービス事業者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業員若しくは当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 前二項の規定は、指定障害者支援施設等について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 第一項及び第二項の規定は、指定相談支援事業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(勸告 命令等)

第四十九条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員若しくは技能若しくは人員について第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定障害福祉サービス事

業者に對し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、当該指定に係る施設及びそのの園の従業員若しくは技能若しくは人員について第四十四条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、指定相談支援事業者が、当該指定に係る相談支援事業所の従業員若しくは技能若しくは人員について第四十五条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援事業の運営に関する基準に従つて適正な指定相談支援事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援事業の運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、前三項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前三項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 都道府県知事は、第一項から第三項までの規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつ

たときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

7 市町村は、介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費若しくは特定障害者特別給付費の支給に係る指定障害福祉サービス等又は指定相談支援を行った指定事業者等について、第四十三条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、第四十四条第二項の厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準又は第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害福祉サービスの事業、施設障害福祉サービスの事業又は指定相談支援事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所若しくは相談支援事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三

条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなつたとき。

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業員が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれにせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定障害福祉サービス事業者が法人でな

い場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、自立支援給付に係る指定障害福祉サービスを行った指定障害福祉サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3 前二項（第一項第十二号を除く。）の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項（第十二号を除く。）及び第二項の規定は、指定相談支援事業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（公示）
第五十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定又は第三十二条第一項の指定相談支援事業者の指定をしたとき。

二 第四十六条第一項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）があったとき。

三 第四十七条の規定による指定障害者支援施設の指定の辞退があったとき。

四 前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定により指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の指定を取り消したとき。

第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費

の支給

（自立支援医療費の支給認定）

第五十二条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。

2 第十九条第二項の規定は市町村等が行う支給認定について、同条第三項及び第四項の規定は市町村が行う支給認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（申請）

第五十三条 支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。

2 前項の申請は、都道府県が支給認定を行う場合には、政令で定めるところにより、当該障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村（障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村）を経由して行うことができる。

（支給認定等）

第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、

自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

2 市町村等は、支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。

3 市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給認定障害者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定自立支援医療機関の名称その他の厚生労働省令で定める事項を記載した自立支援医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。

（支給認定の有効期間）

第五十五条 支給認定は、厚生労働省令で定める期間（以下「支給認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（支給認定の変更）

第五十六条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。

2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。

3 第十九条第二項の規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について、同条第三項及び第四項の規定は市町村が行う前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合に

において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村等は、第二項の支給認定の変更の認定を行った場合には、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。（支給認定の取消し）

第五十七条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

一 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。

三 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定障害者等に対し医療受給者証の返還を求めるものとする。（自立支援医療費の支給）

第五十八条 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。

2 指定自立支援医療を受けようとする支給認定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定自立支援医療機関に医療受給者証を提

示して当該指定自立支援医療を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。 3 自立支援医療費の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一 当該指定自立支援医療（食事療養（健康保険法第六十三条第二項に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該支給認定障害者等が同一の月における指定自立支援医療に要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、当該指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額 二 当該指定自立支援医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額 4 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの自立支援医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。 5 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、市町村等は、当該支給認定障害者等が当該指定自立支援医療機関に支払うべき当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費として当該支給認定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給認定障害者等に代わり、	当該指定自立支援医療機関に支払うことができる。 6 前項の規定による支払があつたときは、支給認定障害者等に対し自立支援医療費の支給があつたものとみなす。 （指定自立支援医療機関の指定） 第五十九条 第五十四条第二項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請により、同条第一項の厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに行う。 2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定自立支援医療機関の指定をしないことができる。 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。 二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、自立支援医療費の支給に關し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第六十三条の規定による指導又は第六十七条第一項の規定による勧告を受けたものであるとき。 三 申請者が、第六十七条第三項の規定による命令に従わないものであるとき。 四 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。 3 第三十六条第三項（第一号から第三号までを除く。）の規定は、指定自立支援医療機関の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （指定の更新） 第六十条 第五十四条第二項の指定は、六年こと	にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 健康保険法第六十八条第二項の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 （指定自立支援医療機関の責務） 第六十一条 指定自立支援医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な自立支援医療を行わなければならない。 （診療方針） 第六十二条 指定自立支援医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。 2 前項に規定する診療方針によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針は、厚生労働大臣が定めるところによる。 （都道府県知事の指導） 第六十三条 指定自立支援医療機関は、自立支援医療の実施に關し、都道府県知事の指導を受けなければならない。 （変更の届出） 第六十四条 指定自立支援医療機関は、当該指定に係る医療機関の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 （指定の辞退） 第六十五条 指定自立支援医療機関は、一年以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。 （報告等） 第六十六条 都道府県知事は、自立支援医療の実施に關して必要があると認めるときは、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定自立支援医療機関の開設者	若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定自立支援医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。 3 指定自立支援医療機関が、正当な理由がなく、第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該指定自立支援医療機関に対する市町村等の自立支援医療費の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。 （勧告、命令等） 第六十七条 都道府県知事は、指定自立支援医療機関が、第六十一条又は第六十二条の規定に従つて良質かつ適切な自立支援医療を行っていないと認めるときは、当該指定自立支援医療機関の開設者に対し、期限を定めて、第六十一条又は第六十二条の規定を遵守すべきことを勧告することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定自立支援医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定自立支援医療機関の開設者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定自立支援医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。 5 市町村は、指定自立支援医療を行った指定自
---	---	--	--

立支援医療機関の開設者について、第六十一条又は第六十二条の規定に従って良質かつ適切な自立支援医療を行っていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る医療機関の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。
(指定の取消し等)

第六十八条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定自立支援医療機関に係る第五十四条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定自立支援医療機関が、第五十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定自立支援医療機関が、第五十九条第三項の規定により準用する第三十六条第三項第四号、第五号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 指定自立支援医療機関が、第六十一条又は第六十二条の規定に違反したとき。
- 四 自立支援医療費の請求に関し不正があつたとき。
- 五 指定自立支援医療機関が、第六十六条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 指定自立支援医療機関の開設者又は従業者が、第六十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定自立支援医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定自立支援医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

2 第五十条第一項第八号から第十二号まで及び第二項の規定は、前項の指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止について準用する。

る。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(公示)

第六十九条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第五十四条第二項の指定自立支援医療機関の指定をしたとき。
- 二 第六十四条の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く)があつたとき。
- 三 第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があつたとき。
- 四 前条の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消したとき。

第七十条 市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限り)に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

2 第五十八条第三項から第六項までの規定は、療養介護医療費について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(基準該当療養介護医療費の支給)

第七十一条 市町村は、特例介護給付費(療養介護に係るものに限り)に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療(以下「基準該当療養介護医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。

2 第五十八条第三項及び第四項の規定は、基準該当療養介護医療費について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第五十八條第三項及び第四項の規定は、基準該当療養介護医療費について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

める。
(準用)

第七十二条 第六十一条及び第六十二条の規定は、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設について準用する。
(自立支援医療費等の審査及び支払)

第七十三条 都道府県知事は、指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設(以下この条において「公費負担医療機関」という。)の診療内容並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費(以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。)の請求を随時審査し、かつ、公費負担医療機関が第五十八条第五項(第七十条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて請求することができる自立支援医療費等の額を決定することができる。

2 公費負担医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により公費負担医療機関が請求することができる自立支援医療費等の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 市町村等は、公費負担医療機関に対する自立支援医療費等の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前各項に定めるもののほか、自立支援医療費等の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

6 第一項の規定による自立支援医療費等の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。
(都道府県による援助等)

第七十四条 市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たつて必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

2 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行うこの節の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。
(政令への委任)

第七十五条 この節に定めるもののほか、支給認定、医療受給者証、支給認定の変更の認定及び支給認定の取消しその他自立支援医療費等に関する必要な事項は、政令で定める。

第四節 補装具費の支給
第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があつた場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

2 補装具費の額は、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額)とする。

2 補装具費の額は、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額)とする。

理に要した費用の額とする。以下この項において「基準額」という。の百分の九十に相当する額とする。ただし、当該基準額の百分の十に相当する額が、当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、当該基準額から当該政令で定める額を控除して得た額とする。

3 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があるとき、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

4 第十九条第二項から第四項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 地域生活支援事業
(市町村の地域生活支援事業)
第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害の

ため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

三 移動支援事業

四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わつて前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(都道府県の地域生活支援事業)
第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、前条第一項第一号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

第四章 事業及び施設
(事業の開始等)
第七十九条 都道府県は、次に掲げる事業を行うことができる。

一 障害福祉サービス事業

二 相談支援事業

三 移動支援事業

四 地域活動支援センターを経営する事業

五 福祉ホームを経営する事業

2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、前項各号に掲げる事業を行うことができる。

3 前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国及び都道府県以外の者は、第一項各号に掲げる事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの基準)
第八十条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。以下この条及び第八十二条第二項において同じ。）、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 前項の障害福祉サービス事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者は、同項の基準を遵守しなければならない。

(報告の徴収等)
第八十一条 都道府県知事は、障害者等の福祉のために必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業、相談支援事業若しくは移動支援事業を行う者若しくは地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(事業の停止等)
第八十二条 都道府県知事は、障害福祉サービス事業、相談支援事業若しくは移動支援事業を行う者が、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたとき、又は身体障害者福祉法第十八条の二、知的障害者福祉法第二十一条若しくは児童福祉法第二十一条の七の規定に違反したときは、その事業を行う者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、障害福祉サービス事業を行う者又は地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者が、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、当該障害福祉サービス事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームが第八十条第一項の基準に適合しなくなったとき、又は身体障害者福祉法第十八条の二、知的障害者福祉法第二十一条若しくは児童福祉法第二十一条の七の規定に違反したときは、その事業を行う者又はその設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずることができる。

(施設の設置等)
第八十三条 国は、障害者支援施設を設置しなければならない。

2 都道府県は、障害者支援施設を設置することができる。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十九号
平成十七年四月二十七日

3 市町村は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、障害者支援施設を設置することができる。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の定めるところにより、障害者支援施設を設置することができる。

5 前各項に定めるもののほか、障害者支援施設の設置、廃止又は休止に關し必要な事項は、政令で定める。

（施設の基準）

第八十四条 厚生労働大臣は、障害者支援施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する障害者支援施設については、前項の基準を社会福祉法第六十五条第一項の最低基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第二項及び第七十一条の規定を適用する。

（報告の徴収等）

第八十五条 都道府県知事は、市町村が設置した障害者支援施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（事業の停止等）

第八十六条 都道府県知事は、市町村が設置した障害者支援施設について、その設備又は運営が第八十四条第一項の基準に適合しなくなつたと認め、又は法令の規定に違反すると認めるときは、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分をす

るには、文書をもって、その理由を示さなければならない。

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に關する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に關する事項

三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に關する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に關する事項

四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に關し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に關する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に關する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み

二 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

確保のための方策

三 第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に關する事項

四 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

五 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に關する事項

六 地域生活支援事業の種類ごとの実施に關する事項

七 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に關し必要な事項

3 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第九条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第八十八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に關する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する医療計画と相まって、精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第二十六条第一項の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第九十条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害

福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要の助言をすることができる。

(国の援助)

第九十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第六章 費用

(市町村の支弁)

第九十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 介護給付費等、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特別特定障害者特別給付費(以下「障害福祉サービス費等」という。)の支給に要する費用

二 自立支援医療費(第八条第一項の政令で定める医療に係るものを除く)、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に要する費用

三 補装具費の支給に要する費用

四 市町村が行う地域生活支援事業に要する費用

(都道府県の支弁)

第九十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 自立支援医療費(第八条第一項の政令で定める医療に係るものに限る。)の支給に要する費用

二 都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用

(都道府県の負担及び補助)

第九十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、第九十二条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第九十二条第一号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該市町村における障害福祉サービス費等の支給に

係る障害者等の障害程度区分ごとの人数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額(以下「障害福祉サービス費等負担対象額」という。)の百分の二十五

二 第九十二条第二号及び第三号に掲げる費用のうち、その百分の二十五

都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第四号に掲げる費用の百分の二十五以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第九十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものを負担する。

一 第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十

二 第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第二号及び第三号に掲げる費用の百分の五十

三 第九十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第一号に掲げる費用の百分の五十

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

一 第十九条から第二十二条まで、第二十四条及び第二十五条の規定により市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用(地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。)の百分の五十以内

二 第九十二条及び第九十三条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用のうち、第九十二条第四号及び第九十三条第二号に掲げる費用の百分の五十以内

(準用規定)

第九十六条 社会福祉法第五十八条第二項から第

四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第三号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第七章 審査請求

(審査請求)

第九十七条 市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障害者又は障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(不服審査会)

第九十八条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、前条第一項の審査請求の事件を取り扱わせるため、障害者介護給付費等不服審査会(以下「不服審査会」という。)を置くことができる。

2 不服審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い、条例で定める員数とする。

3 委員は、人格が高潔であつて、介護給付費等に関する処分の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

(委員の任期)

第九十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第一百条 不服審査会に、委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行する。

(審査請求の期間及び方式)

第一百一条 審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な

理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

(市町村に対する通知)

第一百二条 都道府県知事は、審査請求を受理したときは、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

(審理のための処分)

第一百三条 都道府県知事は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師その他の都道府県知事の指定する者(次項において「医師等」という。)に診断その他の調査をさせることができる。

2 都道府県は、前項の規定により出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等に対し、政令で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

(政令等への委任)

第一百四条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査請求の手続に関し必要な事項は政令で、不服審査会に関し必要な事項は当該不服審査会を設置した都道府県の条例で定める。

(審査請求と訴訟との関係)

第一百五条 第九十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第八章 雑則

(大都市等の特例)

第一百六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する規定で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)においては、

政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（権限の委任）

第七十七条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（実施規定）

第八十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第九章 罰則

第九十条 市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の委員又はこれらの委員であった者が、正当な理由なしに、職務上知り得た自立支援給付対象サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第二十条第四項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百十條 第十一條第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の間に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百十一條 第四十八條第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の

報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は第四十八條第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第一百十三條 正当な理由なしに、第一百三条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、不服審査会が行う審査の手続における請求人又は第一百二條の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

第一百十四條 第十一條第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

第一百十五條 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第九條第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村等は、条例で、正当な理由なしに、第十條第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは

同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村等は、条例で、第二十四条第二項又は第二十五条第二項の規定による受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十六条及び第一百八条の規定 公布の日

二 第四条第一項から第三項まで、第五条第十八項、第二章第一節（自立支援医療費の支給に係る部分に限る。）、第十九条（第一項を除く。）、第三十六条第三項、第五十条第一項及び第二項、第二章第三節（第七十条から第七十二条までを除き、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条の規定は自立支援医療に係る部分に限る。）、第九十二条第二号（自立支援医療費の支給に係る部分に限る。）、第九十三条第一号、第九十四条第二項第二号（第九十二条第二号に係る部分に限る。）、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分に限る。）、第九十五条第二号（第九十二条第二号に係る部分に限る。）及び第三号、第六十六条（児童相談所設置市に係る部分を除く。）、第六十七条、第六十八条並びに第一百十條、第一百十四條並びに第一百十五條第一項及び第二項（自立支援医療費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第四条から第六条まで、第二十五条、第二十八条、第三十五条、第三十八条、第四十七条、第五十条、第九十四条、第九十七条、第一百五條、第一百六條、第一百八條及び第一百七條の規定

平成十七年十月一日

三 第一百六條（児童相談所設置市に係る部分に限る。）の規定 平成十八年四月一日

四 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特別特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八條第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八條第三項及び第四項、第四十九條第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十條から第七十二条まで、第七十三条、第七十四條第二項及び第七十五条（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特別特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条

第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百条サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百一条及び第一百二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百十四条並びに第十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに第二十三号まで、第二十七号、第三十一条から第三十四条まで、第三十七号、第四十一条から第四十五条まで、第四十九号、第五十一条から第五十三号まで、第五十五号、第五十九号から第六十三号まで、第六十五号、第六十八号、第七十一条から第七十三号まで、第七十五号から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十六条、第八十八号から第九十三条まで、第九十五条、第九十六条、第九十八号、第九十九号、第一百一条から第一百四条まで、第一百七条、第一百九条、第一百一十一条、第一百二十二条及び第一百二十四条の規定、平成十八年十月一日

五 附則第六十六条、第六十九号、第一百条及び第一百十号の規定、平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日
(自立支援給付の特例)
第二条 児童福祉法第六十三条の四及び第六十三条の五の規定による通知に係る児童は、第十九条から第二十五条まで、第二十九号から第三十五号まで、第七十条、第七十一条、第九十二条、第九十四号及び第九十五条の規定の適用については、障害者とみなす。

(検討)
第一類第七号 厚生労働委員会議録第十九号

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(自立支援医療に関する経過措置)
第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給を受けている障害児の保護者、附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第九号第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給を受けている障害者並びに附則第四十七条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の規定による医療に必要な費用の負担を受けている障害者及び障害児の保護者については、厚生労働省令で定めるところにより、同日に、第五十二条第一項の規定による支給認定を受けたものとみなす。
第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条の二第一項の指定を受けている医療機関及び附則第四十七条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条第一項の医療を担当するものとして厚生労働省令で定める基準に該当する医療機関は、同日に、第五十四条第二項の指定があつたものとみなす。
2 前項の規定により第五十四条第二項の指定があつたものとみなされた医療機関に係る同項の指定は、当該医療機関が、附則第一条第二号に

掲げる規定の施行の日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に第五十九条第一項の申請をしないときは、第六十条第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。
(費用負担に関する経過措置)
第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第九十四条第一項第二号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法に定める福祉に関する事務所を設置しない町村が支弁するものに限る。）とする。」とする。
(特定施設入所障害者に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十九条第三項中「介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六号第一項」とあるのは、「訓練等給付費若しくは特別訓練等給付費の支給を受けて又は知的障害者福祉法第十五条の三第二項の規定により入居の措置が採られて共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居している障害者、身体障害者福祉法第十七条の十第一項の規定により同項の施設訓練等支援費の支給を受けて又は同法第十八条第三項」と、「障害者支援施設、のぞみの園又は第五号第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「同法第三十条に規定する身体障害者療養施設（以下この項において「身体障害者療養施設」という。）」と、「障害者支援施設、のぞみの園、第五号第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「共同生活住居、身体障害者療養施設」と、「入所前」とあるのは「入居又は入所の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入居又は入所をして」と、「入所した」とあるのは「入居又は入所をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入居し、又は

入所して」とする。
(支給決定障害者等に関する経過措置)
第八条 施行日において現に附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の十一第二項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者、附則第三十六条の規定による改正前の身体障害者福祉法第七号の五第二項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者及び附則第五十四号の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の六第二項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。
2 前項の規定により支給決定を受けたものとみなされた障害者又は障害児の保護者についてこの法律の規定を適用する場合において必要な読替は、政令で定める。
(障害程度区分の認定及び支給決定に関する経過措置)
第九条 施行日から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十五条中「置く」とあるのは「置くことができる」と、第二十条第二項中「調査をさせるものとする」とあるのは「調査をさせることができる」と、第二十一条第一項中「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と、第二十二号第一項中「障害程度区分」とあるのは「障害程度区分又は障害の種類及び程度」とする。
(身体障害者更生相談所等に関する経過措置)
第十条 施行日から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十二号第二項中「第九号第六項」とあるのは「第九号第五項」と、「第九号第五項」とあるのは「第九号第四項」とする。
(介護給付費等及び障害福祉サービスに関する経過措置)
第十一条 施行日から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十八号

掲げる規定の施行の日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に第五十九条第一項の申請をしないときは、第六十条第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。
(費用負担に関する経過措置)
第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第九十四条第一項第二号中「費用」とあるのは、「費用（社会福祉法に定める福祉に関する事務所を設置しない町村が支弁するものに限る。）とする。」とする。
(特定施設入所障害者に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十九条第三項中「介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六号第一項」とあるのは、「訓練等給付費若しくは特別訓練等給付費の支給を受けて又は知的障害者福祉法第十五条の三第二項の規定により入居の措置が採られて共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居している障害者、身体障害者福祉法第十七条の十第一項の規定により同項の施設訓練等支援費の支給を受けて又は同法第十八条第三項」と、「障害者支援施設、のぞみの園又は第五号第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「同法第三十条に規定する身体障害者療養施設（以下この項において「身体障害者療養施設」という。）」と、「障害者支援施設、のぞみの園、第五号第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設」とあるのは「共同生活住居、身体障害者療養施設」と、「入所前」とあるのは「入居又は入所の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入居又は入所をして」と、「入所した」とあるのは「入居又は入所をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入居し、又は

第一項の規定にかかわらず、介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げるサービスに關して第二十九条及び第三十条の規定により支給する給付とする。

一 居宅介護

二 行動援護

三 児童デイサービス

四 短期入所

五 外出介護（附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童居宅介護、附則第三十六條の規定による改正前の身体障害者福祉法第四條の二第二項に規定する身体障害者居宅介護、附則第四十八條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に關する法律第五十條の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業及び附則第五十四條の規定による改正前の知的障害者福祉法第四條第二項に規定する知的障害者居宅介護のうち、外出時における移動中の介護をいう。以下同じ。）

六 障害者デイサービス（附則第三十六條の規定による改正前の身体障害者福祉法第四條の二第三項に規定する身体障害者デイサービス及び附則第五十四條の規定による改正前の知的障害者福祉法第四條第三項に規定する知的障害者デイサービスをいう。以下同じ。）

2 施行日から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、外出介護及び障害者デイサービスを障害福祉サービスと、外出介護又は障害者デイサービスを行う事業を障害福祉サービス事業とそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。

（介護給付費等の額に關する経過措置）

第十二条 施行日から政令で定める日までの間は、第二十九条第三項中「の百分の九十に相当する額」とあるのは、「から当該費用の額の百分の十に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除して得た額」とする。

第十三条 施行日において現に附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）に係る同法第二十一条の十第一項の指定を受けている者、附則第三十六條の規定による改正前の身体障害者福祉法第四條の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものを除く。）に係る同法第四條の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（行動援護及び外出介護に該当するものを除く。）に係る同法第四十八條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に關する法律第五十條の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業（外出介護に該当するものを除く。）を行つてゐる者であつて厚生労働省令で定めるものは、施行日に、居宅介護に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

2 施行日において現に附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）に係る同法第二十一条の十第一項の指定を受けている者及び附則第五十四條の規定による改正前の知的障害者福祉法第四條第二項に規定する知的障害者居宅介護（行動援護に該当するものに限る。）に係る同法第十五條の五第一項の指定を受けている者は、施行日に、行動援護に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

3 施行日において現に附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六條の二第三項に規定する児童デイサービスに係る同法第二十一条の十第一項の指定を受けている者は、施行日に、児童デイサービスに係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

4 施行日において現に附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六條の二第四項に規定する児童短期入所に係る同法第二十一条の十第一項の指定を受けている者、附則第三十六條の規定による改正前の身体障害者福祉法第四條の二第四項に規定する身体障害者短期入所に係る同法第四十八條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に關する法律第五十條の三の二第三項に規定する精神障害者短期入所事業を行つてゐる者であつて厚生労働省令で定めるものは、施行日に、短期入所に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

5 施行日において現に附則第五十四條の規定による改正前の知的障害者福祉法第四條第五項に規定する知的障害者地域生活援助に係る同法第十五條の五第一項の指定を受けている者及び附則第四十八條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に關する法律第五十條の三の二第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行つてゐる者であつて厚生労働省令で定めるものは、施行日に、共同生活援助に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 前各項の規定により第二十九条第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、当該者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に第三十六條第一項の申請をしないときは、第四十一条第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によつて、その効力を失う。

第十四条 施行日において現に附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る同法第二十一条の十第一項の指定を受けている者、附則第三十六條の規

定による改正前の身体障害者福祉法第四條の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る同法第四十八條の四第一項の指定を受けている者及び附則第五十四條の規定による改正前の知的障害者福祉法第四條第二項に規定する知的障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る同法第十五條の五第一項の指定を受けている者並びに附則第四十八條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に關する法律第五十條の三の二第二項に規定する精神障害者居宅介護等事業（外出介護に該当するものに限る。）を行つてゐる者であつて厚生労働省令で定めるものは、施行日に、外出介護に係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

2 施行日において現に附則第三十六條の規定による改正前の身体障害者福祉法第四條の二第三項に規定する身体障害者デイサービスに係る同法第四十八條の四第一項の指定を受けている者及び附則第五十四條の規定による改正前の知的障害者福祉法第四條第三項に規定する知的障害者デイサービスに係る同法第十五條の五第一項の指定を受けている者は、施行日に、障害者デイサービスに係る第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。

3 前二項の規定により第二十九条第一項の指定を受けたものとみなされた者に係る同項の指定は、第四十一条第一項の規定にかかわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日においてその効力を失う。

（介護給付費及び訓練等給付費の支払委託に關する経過措置）

第十五条 施行日から平成十九年九月三十日までの間は、第二十九条第八項中「国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）とあるのは「国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの」と、第三十二条第六項中「連合会」とあるのは「連合会その他

営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの」とする。

（障害福祉サービス事業の届出に関する経過措置）

第十六条 施行日において現に障害福祉サービス事業を行っている国及び都道府県以外の者（附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を行う者を含む。）であつて、当該障害福祉サービス事業に相当する事業に係る附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第三十四条の第三項、附則第三十六条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十六条第一項、附則第四十八条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の第三項又は附則第五十四条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十八条の規定による届出をしているものは、施行日に、第七十九条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

（事業の停止等に関する経過措置）

第十七条 施行日から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第八十二条中「身体障害者福祉法第十八条の二、知的障害者福祉法第二十一条若しくは児童福祉法第二十一条の七」とあるのは、「身体障害者福祉法第二十一条の二、知的障害者福祉法第二十一条の四若しくは児童福祉法第二十一条の二十五の二」とする。

（特定施設入所障害者に関する経過措置）

第十八条 附則第四十三条第一項又は第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十三条第一項に規定する身体障害者更生支援施設又は附則第六十一条第一項に規定する知的障害者支援施設（附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、障害者支援施設とみなして、第十九条第三項及び第四項の規定を適用する。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十九号

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後、当分の間、第十九条第三項中「第十六条第一項の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は第五條第一項」とあるのは「若しくは第五條第一項」と、「定める施設に入所して」とあるのは「定める施設に入所し、又は共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、「又は同法」とあるのは「共同生活住居又は同法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

（支給決定障害者等に関する経過措置）

第十九条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十七条の十一第二項の規定により施設訓練等支援費の支給の決定を受けている障害者及び同法第三十七条の三十二第四項の規定により同条第一項に規定する国立施設の施設に入所している障害者並びに附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十二第二項の規定により施設訓練等支援費の支給の決定を受けている障害者については、厚生労働省令で定めるところにより、同日に、第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。ただし、当該障害者が同項の規定による支給決定を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給決定を受けたものとみなされた障害者について、この法律の規定を適用する場合において必要な読替えは、政令で定める。

（旧法指定施設に関する経過措置）

第二十條 附則第四十三条第一項又は第六十一条

第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十三条第一項に規定する身体障害者更生支援施設又は附則第六十一条第一項に規定する知的障害者支援施設であつて、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日において附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十七条の十一第一項の指定又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下この条及び次条第一項において「旧法指定施設」という。）については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から同条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該旧法指定施設において行われる附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第五十二条に規定する身体障害者施設支援又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第五十二条に規定する知的障害者施設支援に相当するサービス（以下「旧法施設支援」という。）を障害福祉サービスとみなし、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日、当該障害福祉サービスに係る第二十九条第一項の指定があつたものとみなす。

（旧法施設支援に関する経過措置）

第二十一条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から同条第五号に掲げる規定の施行の日までの間は、市町村は、支給決定障害者等が支給決定の有効期間内において、前条の規定により第二十九条第一項の指定があつたものとみなされた旧法指定施設（第五十条第三項において準用する同条第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。次条において「特定旧法指定施設」という。）から、旧法施設支援（以下この条及び次条において「指定旧法施設支援」という。）を受けたときは、政令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定旧法施設支援（厚生労働省令で定める量の範囲内のものに限り。）に要した費用（特定

費用を除く。）について、介護給付費を支給する。

2 前項の規定により支給する介護給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、指定旧法施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額）の百分の九十に相当する額とする。

3 第二十九条第四項の規定は、前項の規定により算定される介護給付費の額について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定旧法受給者に関する経過措置）

第二十二条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に特定旧法指定施設に入所している附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十七条の十一第二項の規定による支給の決定又は附則第五十五条の十二第二項の規定による支給の決定（以下この条において「旧法施設支給決定」という。）を受けて附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十七条の十一第一項の施設訓練等支援費又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の施設訓練等支援費を受けていた者（以下この条において「特定旧法受給者」という。）は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後引き続き当該特定旧法指定施設に入所している間（当該特定旧法指定施設に継続して一年以上他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはそのぞみの園に入所することにより当該一年以上他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはそのぞみの園のそれぞれが所在する場所に順次居住地を有するに至つた特定旧法受給者にあつては、当該一年以上他の特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはそのぞみの園に継続して入所し

平成十七年四月二十七日

第四条に次の一項を加える。

第六条の二第二項中「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童（以下「障害児」という。）を「障害児」に改める。

第二十条から第二十一条の五までを次のように改める。

第二十一条の九第二項を次のように改める。

療育の給付は、医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給とする。

を「第六項」に、「第八項において準用する第二十一条」を「次条」に、「第二項第一号」を「第二項」に改め、同条第八項を削り、同条第二項

- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに

第二章第一節中第二十一条の二を第二十一条の九の六とし、第二十一条の九の次に次の

第二十一条の九の二 指定療育機関は、厚生労働省令で定める。

前項の規定の適用を受ける障害者が入所している特定旧法指定施設又は障害者支援施設若しくはその他の園は、当該特定旧法指定施設又は

3 特定旧法受給者については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から同条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、同

用する同条第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定旧法指定施設に継続して一年以上の他の特定旧法指定施設

て入所している間を含む。は、当該旧法施設支給決定を行った市町村は、当該特定旧法受給者を第十九条第一項の規定による支給決定を受け

た特定旧法受給者にあつては、当該一以上の他の特定旧法指定施設又は指定障害者支援施設（等）から指定旧法施設支援又は指定算書福祉

ス等に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。ただし、当該特定日去受給者が同項の規定による支

給決定を受けたときは、この限りでない。

前項の規定により特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額は、

した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該

第二十九条第四項の規定は、前項の規定により算定される特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額について準

のを除く。は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から同条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、第二十九条第二項

ては支給決定を受けた障害者とみなす。
(障害者支援施設等に関する経過措置)

とあるのは、「附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に」とする。

てゐる附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム又は附則第五十五条の規定によ

る改正前の知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（以下この項において「身体障害者福祉ホーム等」と総称する。）

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に附則第二十七条の規定による改正前の児童福祉法第三十四条の第三項、附則第三

による届出をして附則第二十七条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、附則第三十七条の規定

福祉法第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下この項において「障害児相談支援事業」と総称する。）を行っている者は、同日に、

（施行前の準備）
第二十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

三十六条（第四十条において準用する場合を含む。）及び第三十八条の規定による第二十九条第一項の指定の手続、第五十九条の規定による第

る都道府県障害福祉計画の策定の準備その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（児童福祉法の一部改正）
第二十五条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

働大臣の定めるところにより、前条第二項の医療を担当しなければならない。

第二十一条の九の三 指定療育機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣が定めるところによる。

第二十一条の九の四 都道府県知事は、指定療育機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定療育機関が前条の規定によつて請求することができると診療報酬の額を決定することができる。

指定療育機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により指定療育機関が請求することができる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

都道府県は、指定療育機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第二十一条の九の五 都道府県知事（厚生労働大臣が指定した指定療育機関にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。）は、指定療育機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があるとき、指定療育機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職

員をして、指定療育機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

指定療育機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県知事の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。

厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務（都道府県知事が指定した指定療育機関に係るものに限り）について、児童の利益を保護する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

第五十条第四号を次のように改める。

四 削除

第五十条第五号の二中「第二十一条の九の二を「第二十一条の九の六」に改める。

第五十六条第五項中「育成医療の給付又は第二十一条の九の二を「第二十一条の九の六」に改め、「指定育成医療機関又は」を削り、「指定育成医療機関等」を「医療機関」に改め、同条第七項中「指定育成医療機関等」を「医療機関」に改める。

第五十九条の五第一項中「第二十一条の四第一項（第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。）を「第二十一条の九の五第一項」に改める。

第二十六条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中 第一款 居宅生活支援費の支給（第二十一条の十一第二十一条の二十四）を「第二十一条の二十五」に改める。

第二款 障害福祉サービスの措置等（第二十一条の二十五）に、第一

六十二条の三を「第六十二条の二」に改める。

第六十二条の十中「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童」を「障害児」に、「児童居宅生活支援事業」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス」という。）に改め、同条第一項から第九項までを削る。

第十二条第二項中「ホマに掲げる業務」の下に「並びに障害者自立支援法第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務」を加える。

第二章第二節第一款を次のように改める。

第一款 削除

第二十一条の十から第二十一条の二十四まで削除

「第二款 居宅介護の措置等」を「第二款 障害福祉サービスの措置等」に改める。

第二十一条の二十五第一項中「児童居宅支援を必要とする」を「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする」に、「第二十一条の十又は第二十一条の十二の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費」を「同法に規定する介護給付費又は特例介護給付費（第五十六条の六第一項において「介護給付費等」という。）に、「児童居宅支援を提供し」を「障害福祉サービスを提供し」に、「児童居宅支援の」を「障害福祉サービスの」に改める。

第二章第二節第二款中第二十一条の二十五の次に次の二条を加える。

第二十一条の二十五の二 障害福祉サービス事業を行う者は、前条第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第二十一条の二十五の三 市町村は、障害福祉サービスに必要となる情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行わなければならない。

市町村は、障害児又は当該障害児の保護者から求めがあつたときは、障害福祉サービスの利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、障害福祉サービス事業を行う者に対し、当該障害児の利用についての要請を行うものとする。

障害福祉サービス事業を行う者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第二十一条の二十八中「第六條の二第二十二項」を「第六條の二第三項」に改める。

第三十二条第二項中「第二十一条の十から第二十一条の十五までの規定による権限」を削る。

第三十四条の三第一項中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業（以下「障害児相談支援事業等」という。）に改め、同条第三項中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改める。

第三十四条の四第一項及び第三十四条の五中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改める。

第三十四条の六中「児童居宅生活支援事業又は児童自立生活援助事業」を「障害児相談支援事業等」に改め、「第二十一条の二十五第一項」を削る。

第四十九条中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改める。

第五十一条第一号の二を削る。

第五十三条中「第一号の二、第二号」を「第二号（第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用に限る。）に改める。

く。及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）を削る。

第五十五条中「第五十一条第三号」を「第五十一条第二号の費用（第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十一条第三号」に改める。

第五十五条の二を削る。

第五十六条の六第一項中「第二十一条の十若しくは第二十一条の十二の規定による居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費」を「介護給付費等」に改め、同条第二項中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改める。

第五十七条の二を削る。

第五十七条の三第三項中「前項に規定するもののほか」を削り、同条第二項を削り、同条を

第五十七条の二とする。

第六十二条の三を削る。

第六十三条の四中「入所すること」の下に「又は障害福祉サービス（障害者自立支援法第四条第一項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。）を利用すること」を加え、「同法第九条」を「身体障害者福祉法第九条又は障害者自立支援法第十九条第二項若しくは第三項」に改める。

第六十三条の五中「昭和三十五年法律第三十七号」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「入所すること」の下に「又は障害福祉サービスを利用すること」を、「第九条」の下に「又は障害者自立支援法第十九条第二項若しくは第三項」を加える。

「第一款 削除

第二款 障害福祉サービスの措置等
第三款 子育て支援事業（第二十一

（第二十一条の二十五―第二十一条の二十五の三）を「第一款 障害福祉サービスの措置（第二十一条の二十六―第二十一条の三十五）」に、

（第二十一条の七）に、「第四節 要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の八―第二十一条の十七）」に、

「第四節 障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並

第一款 障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並

第二款 指定知的障害児施設等（第二十四条の九―第二十四条の十九）

第三款 障害児施設医療費の支給（第二十四条の二十一―第二十四条の二十三）

第五節 要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の八）

第六節 雑則（第三十四条―第三十四条の二）

に障害児施設医療費の支給（第二十四条の二―第二十四条の八）の支給（第二十四条の二―第二十四条の八）

に、「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改

める。

第六条の二第一項を削る。
第七條に次の六項を加える。

この法律で、障害児施設支援とは、知的障害児施設支援、知的障害児通園施設支援、盲ろうあ児施設支援、肢体不自由児施設支援及び重症心身障害児施設支援をいう。

この法律で、知的障害児施設支援とは、知的障害児施設に入所する知的障害のある児童に対して行われる保護又は治療及び知識技能の付与をいう。

この法律で、知的障害児通園施設支援とは、知的障害児通園施設に通う知的障害のある児童に対して行われる保護及び知識技能の付与をいう。

この法律で、盲ろうあ児施設支援とは、盲ろうあ児施設に入所する盲児（強度の弱視児を含む。）又は盲ろうあ児（強度の難聴児を含む。）に対して行われる保護及び指導又は援助をいう。

この法律で、肢体不自由児施設支援とは、肢体不自由児施設又は国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）において、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行われる治療及び知識技能の付与をいう。

この法律で、重症心身障害児施設支援とは、重症心身障害児施設に入所し、又は指定医療機関に入院する重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して行われる保護並びに治療及び日常生活の指導をいう。

第十二条第二項中「障害者自立支援法」の下に「平成十七年法律第 号」を加える。
第二十条から第二十一条の八までを削り、第二十一条の九を第二十条とし、第二十一条の九の二を第二十一条とし、第二十一条の九の三を第二十一条の二とし、第二十一条の九の四を第

第二十一条の三とし、第二十一条の九の五を第二十一条の四とし、第二十一条の九の六を第二十一条の五とする。

第二章第二節第一款を削る。

「第二款 障害福祉サービスの措置等」を「第二款 障害福祉サービスの措置」に改める。

第二十一条の二十五第一項中「同法附則第十条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。」を削り、同条第二項を削り、第二章第二節第二款中同条を第二十一条の六とする。

第二十一条の二十五の二中「障害福祉サービス事業」を「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業」に、「前条第一項」を「前条」に改め、同条を第二十一条の七とする。

第二十一条の二十五の三を削る。

第二章第二節第二款を同節第一款とする。

第二章第二節第三款中第二十一条の二十六を第二十一条の八とし、第二十一条の二十七を第二十一条の九とする。

第二十一条の二十八中「第六条の二第三項」を「第六条の二第二項」に改め、同条を第二十一条の十とし、第二十一条の二十九を第二十一条の十一とする。

第二十一条の三十中「第二十一条の三十二第一項」を「第二十一条の十四第一項」に改め、同条を第二十一条の十二とする。

第二十一条の三十一中「第二十一条の二十九第三項」を「第二十一条の十一第三項」に改め、同条を第二十一条の十三とする。

第二十一条の三十二第二項中「第二十一条の二十九第三項」を「第二十一条の十一第三項」に改め、同条を第二十一条の十四とし、第二十一条の三十三を第二十一条の十五とし、第二十一条の三十四を第二十一条の十六とし、第二十一条の三十五を第二十一条の十七とする。

第二章第二節第三款を同節第二款とする。
第二章第五節を同章第六節とする。

第二十五条の七第一項第二号中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

第二十五条の八第四号中「第二十一条の二十五」を「第二十一条の六」に改める。

第二十六条第一項第二号中「障害児相談支援事業」を「障害者自立支援法第五十七条に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）に改め、同項第五号中「第二十一条の二十五」を「第二十一条の六」に改める。

第二十七条第一項第二号中「障害児相談支援事業」を「相談支援事業」に改め、同条第二項中「国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）を「指定医療機関」に改める。

第三十二条第二項中「第二十一条の六第一項の交付等の権限、第二十一条の二十五」を「第二十一条の六」に、「及び第二十三条第一項ただし書」を「第二十三条第一項ただし書」に改め、「保護の権限」の下に「並びに第二十四条の二から第二十四条の七まで及び第二十四条の二十の規定による権限」を加える。

第三十三条の四第一号中「第二十一条の二十五」を「第二十一条の六」に改める。

第三十三条の五中「第二十一条の二十五」を「第二十一条の六」に改め、「（平成五年法律第八十八号）」を削る。

第二章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節

障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給

第一款 障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給

第二十四条の二 都道府県は、次条第六項に規定する施設給付決定保護者（以下この条において「施設給付決定保護者」という。）が、次条第四項の規定により定められた期間内において、都道府県知事が指定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設又は指定医療機関（以下「指定知的障害児施設等」という。）に入所又は入院（以下「入所等」という。）の申込みを行い、当該指定知的障害児施設等から障害児施設給付費（以下「指定施設給付費」という。）を受けたときは、当該施設給付決定保護者に対し、当該指定施設給付費に要した費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び治療に要する費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、障害児施設給付費を支給する。

障害児施設給付費の額は、障害児施設給付費の種類ごとに指定施設給付費に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設給付費に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設給付費に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。）

施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設給付費に要した費用（特定費用を除く。）の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における障害児施設給付費の額は、同項の規定により算定した費用の額の百分の九十に相当する額を超え百分の百に相当する額以下以下の範囲内において政令で定める額とする。

第二十四条の三 障害児の保護者は、前条第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けようとするときは、障害児施設給付費の種類ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県に申請しなければならない。

都道府県は、前項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児の保護者の障害児施設給付費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、障害児施設給付費の支給の要否を決定するものとする。

前項の規定による決定を行う場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。障害児施設給付費を支給する旨の決定（以下「施設給付決定」という。）を行う場合には、障害児施設給付費を支給する期間を定めなければならない。

前項の期間は、障害児施設給付費の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

都道府県は、施設給付決定をしたときは、当該施設給付決定を受けた障害児の保護者（以下「施設給付決定保護者」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第四項の規定により定められた期間（以下「給付決定期間」という。）を記載した受給者証（以下「施設受給者証」という。）を交付しなければならない。

指定施設給付費を受けようとする施設給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定知的障害児施設等に施設受給者証を提示して当該指定施設給付費を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

施設給付決定保護者が指定知的障害児施設等から指定施設給付費を受けたとき（当該施設給付決定保護者が当該指定知的障害児施設等に施設受給者証を提示したときに限る。）は、

都道府県は、当該施設給付決定保護者が当該指定知的障害児施設等に支払うべき当該指定施設給付費に要した費用（特定費用を除く。）について、障害児施設給付費として当該施設給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設給付決定保護者に代わり、当該指定知的障害児施設等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該施設給付決定保護者に対し障害児施設給付費の支給があつたものとみなす。

都道府県は、指定知的障害児施設等から障害児施設給付費の請求があつたときは、前条第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第二十四条の十二第二項の指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準（指定施設給付費の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

都道府県は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第二十四条の四 施設給付決定を行った都道府県は、次に掲げる場合には、当該施設給付決定を取り消すことができる。

一 施設給付決定に係る障害児が、指定施設給付費を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 施設給付決定保護者が、給付決定期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

前項の規定により施設給付決定の取消しを行った都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る施設給付決定保護者に対し施設受給者証の返還を求めるものとする。

前二項に定めるもののほか、施設給付決定の取消しに必要事項は、政令で定める。

第二十四条の五 都道府県が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害児施設支援に要する費用を負担することが困難であると認めた施設給付決定保護者が受ける障害児施設給付費の支給については、第二十四条の二第二項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合」とする。

第二十四条の六 都道府県は、施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に要した費用の合計額から当該費用につき支給された障害児施設給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該施設給付決定保護者に対し、政令で定めるところにより、高額障害児施設給付費を支給する。

前項に定めるもののほか、高額障害児施設給付費の支給要件、支給額その他高額障害児施設給付費の支給に必要事項は、指定施設支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第二十四条の七 都道府県は、施設給付決定保護者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるものに係る障害児（知的障害児通園施設に通う者その他厚生労働省令で定める者を除く）が、給付決定期間内において、指定知的障害児施設等に入所し、当該指定知的障害児施設等から指定施設支援を受けたときは、当該施設給付決定保護者に対し、当該指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、政令で定めるところにより、特定入所障害児食費等給付費を支給する。

第二十四条の三第七項から第十一項までの規定は、特定入所障害児食費等給付費の支給について準用する。この場合において、必要

な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の八 この款に定めるもののほか、障害児施設給付費、高額障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給及び指定知的障害児施設等の障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定知的障害児施設等

第二十四条の九 第二十四条の二第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）であつて、その設置者の申請があつたものについて行う。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。第二十四条の十三、第二十四条の十四、第二十四条の十七及び第二十四条の十八において同じ。）の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害児施設等の運営をすることができなかつたと認められるとき。

四 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は当該申請に係る知的障害児施設等の長（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから起算して五年を経過しない者であるとき。

五 申請者又は申請者の役員等が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから起算して五年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第二十四条の十七の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

七 申請者の役員等が、第二十四条の十七の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から六十日以内に当該取消しの処分を受けた法人の役員等であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、第二十四条の十七の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該取消しの処分を受けた法人の役員等であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、第二十四条の十四の規定による指定の取消しの処分をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者が、第二十四条の十四の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者の役員等が、同号の通知の日前六十日以内に当該辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であつた者で、当該辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 申請者又は申請者の役員等が、指定の申請前五年以内に障害児施設支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者である

とき。

第二十四条の十 第二十四条の二第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の十一 指定知的障害児施設等の設置者は、障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児施設支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、その提供する障害児施設支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児施設支援の質の向上に努めなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従ひ、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従ひ、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならない。

第二十四条の十三 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従ひ、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならない。

指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従ひ、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならない。

働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

第二十四条の十三 指定知的障害児施設等の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の十四 指定知的障害児施設等は、三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第二十四条の十五 都道府県知事は、必要があるとき、指定知的障害児施設等の設置者若しくはその長その他の従業者（以下「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定知的障害児施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていないと認めるときは、当該指定知的障害

児施設等の設置者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定知的障害児施設等の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十四条の十七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定知的障害児施設等に係る第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定知的障害児施設等の設置者又はその役員等が、第二十四条の九第二項第四号、第五号、第七号又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定知的障害児施設等の設置者が、第二十四条の十一第三項の規定に違反したと認められるとき。

三 指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定知的障害児施設等の設置者が、第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をすることができなくなつたとき。

五 障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児施設医療費の請求に關し不正があつたとき。

六 指定施設設置者等が、第二十四条の十五第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定施設設置者等が、第二十四条の十五第一項の規定により出頭を求められてこれに不応せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定知的障害児施設等の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定知的障害児施設等の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定知的障害児施設等の設置者が、不正の手段により第二十四条の二第一項の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定知的障害児施設等の設置者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定知的障害児施設等の設置者が、障害児施設支援に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定知的障害児施設等の設置者又はその役員等のうちに指定の取消し又は指定の

全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に障害児施設支援に關し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

第二十四条の十八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十四条の二第一項の指定知的障害児施設等の指定をしたとき。

二 第二十四条の十四の規定による指定知的障害児施設等の指定の辞退があつたとき。

三 前条の規定により指定知的障害児施設等の指定を取り消したとき。

第二十四条の十九 都道府県は、指定知的障害児施設等に関し必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行わなければならない。

都道府県は、障害児又は当該障害児の保護者から求めがあつたときは、指定知的障害児施設等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、指定知的障害児施設等の設置者に対し、当該障害児の利用についての要請を行うものとする。

指定知的障害児施設等の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三款 障害児施設医療費の支給 第二十四条の二十 都道府県は、施設給付決定に係る障害児が、給付決定期間内において、指定知的障害児施設等（病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この条、次条及び第二十四条の二十三において同じ。）から障害児施設支援のうち治療に係るもの（以下「障害児施設医療」という。）を受けたときは、

厚生労働省令で定めるところにより、当該障害児に係る施設給付決定保護者に対し、当該障害児施設医療に要した費用について、障害児施設医療費を支給する。

障害児施設医療費の額は、次に掲げる額の

合算額とする。

一 当該障害児施設医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第二項に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該施設給付決定保護者が同一の月における障害児施設医療に要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、当該障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額

二 当該障害児施設医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五條第二項に規定する標準負担額、施設給付決定保護者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないうとき、及びこれによることを適当としないうときの障害児施設医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

施設給付決定に係る障害児が指定知的障害児施設等から障害児施設医療を受けたときは、都道府県は、当該障害児に係る施設給付決定保護者が当該指定知的障害児施設等に支払うべき当該障害児施設医療に要した費用について、障害児施設医療費として当該施設給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設給付決定保護者に代わり、当該指定知的障害児施設等に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、当該施設給付決定保護者に対し障害児施設医療費の支給があつたものとみなす。

第二十四条の二十一 第二十一条の規定は指定知的障害児施設等について、第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は指定知的障害児施設等に対する障害児施設医療費の支給について準用する。この場合において、第二十一条中「前条第二項の医療」とあるのは「第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療」と、第二十一条の二中「診療方針及び診療報酬」とあるのは「診療方針」と、第二十一条の三（第二項を除く。）中「診療報酬」とあるのは「障害児施設医療費の」と読み替えるものとする。

第二十四条の二十二 障害児施設医療費の支給は、当該障害の状態につき、健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち障害児施設医療費の支給に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において障害児施設医療費の支給に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

第二十四条の二十三 この款に定めるもののほか、障害児施設医療費の支給及び指定知的障害児施設等の障害児施設医療費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十四条の三 第一項中「障害児相談支援事業及び児童自立生活援助事業（以下「障害児相談支援事業等」という。）を「児童自立生活援助事業等」に改め、同条第三項中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第三十四条の三の二を削る。
第三十四条の四 第一項及び第三十四条の五中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第三十四条の六中「障害児相談支援事業等」を「相談支援事業又は児童自立生活援助事業」に改める。

第四十二条中「保護する」を「保護し、又は治療する」に改める。
第四十三条の三 中「肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）を「肢体不自由児施設は、肢体不自由」に改める。

第四十九条中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。
第五十条第五号中「第二十一条の九」を「第二十条」に改め、同条第五号の二中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に改め、同条第六号中「次条第三号」を「次条第二号」に改め、同条第六号の二中「次条第四号及び第四号の二」を「次条第三号及び第四号」に改め、同条第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 障害児施設給付費、高額障害児施設給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児施設医療費（以下「障害児施設給付費等」という。）の支給に要する費用

第五十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とする。

第五十二条中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）を「知的障害児施設等」に改める。

第五十三条中「第二号（第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用に限る。）、第四号」を「第三号」に改める。
第五十三条の三を削る。

第五十五条中「第五十一条第二号の費用（第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十一条第三号及び第四号の二」を「第五十一条第一号、第二号及び第四号」に改める。

第五十六条第一項中「扶養義務者」の下に「（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「及び第六号の三から第七号の二まで」を「第六号の三、第七号及び第七号の二」に、「第五十一条第一号に規定する費用（業者に委託しないで補装具の交付又は修理が行われた場合における当該措置に要する費用に限る。）並びに同条第二号及び第三号を「第五十一条第一号及び第二号」に改め、同条第三項中「第五十一条第四号若しくは第四号の二」を「第五十一条第三号若しくは第四号」に改め、同条第五項中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に、「第七項」を「次項」に改め、同条第七項中「前二項」を「前項」に改め、「又は業者」及び「又は市町村」を削り、同条第八項中「又は第六項」を削り、「都道府県又は市町村」を「都道府県」に改め、「又は市町村長」を削り、同条第九項中「若しくは第六項」を削り、同条第十項及び第十一項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第六項を削る。

第五十六条の二 第二項中「基づく」の下に「障害児施設給付費の支給」を加える。
第五十六条の六 第一項中「介護給付費等」の下に「障害児施設給付費、高額障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を加え、第二十一条の二十五」を「第二十一条の六」に改め、同条第二項中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改める。

第五十七条の二 第二項中「この法律」を「前項に規定するもののほか、この法律」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

障害児施設給付費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができる。

第五十七条の二を第五十七条の五とし、第五十七条の次に次の三条を加える。

第五十七条の二 都道府県は、偽りその他不正の手段により障害児施設給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害

児施設給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

都道府県は、指定知的障害児施設等が、偽りその他不正の行為により障害児施設給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児施設医療費の支給を受けたときは、当該指定知的障害児施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

前二項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の第三項に規定する法律で定める歳入とする。

第五十七条の三 都道府県は、障害児施設給付費等の支給に必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二十四条の十五第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十七条の四 都道府県は、障害児施設給付費等の支給に必要があると認めるときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第五十九条の五第一項中「第二十一条の九の五第一項」を「第二十一条の四第一項」に改める。

第五十九条の七第二項ただし書中「第二十一条の二十七各号」を「第二十一条の九各号」に改める。

第六十一条の三中「第二十一条の三十」を「第二十一条の十二」に改める。

第六十二条第三号中「第二十一条の三十二第二項」を「第二十一条の十四第一項」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 正当の理由がないのに、第二十四条の十五第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

本則中第六十二条の二の次に次の一条を加える。

第六十二条の三 都道府県は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

一 第二十四条の四第二項の規定による施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者

二 正当の理由がないのに、第五十七条の三第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十三条の三の次に次の一条を加える。

第六十三条の二 都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等に入所等をした障害児（以下この項において「入所者」という。）について、引き続き指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者が満十八歳に達

した後においても、当該入所者からの申請により、当該入所者が社会生活に順応することができるようになるまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き障害児施設給付費等を支給することができる。ただし、当該入所者が障害者自立支援法第五条第五項に規定する療養介護（以下「療養介護」という。）その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

都道府県は、第二十四条の二第一項、第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項又は第二十四条の二十第一項の規定にかかわらず、当分の間、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者について、重症心身障害児施設支援に係る指定施設支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、その者からの申請により、厚生労働省令で定めるところにより、重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等を支給することができる。ただし、その者が療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。

前二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第二十四条の二から第二十四条の七まで及び第二十四条の十九から第二十四条の二十二までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的説替は、政令で定める。

第一項の場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならない。

第六十三条の四中「同法第五条第一項に規定する身体障害者更生支援施設」を「障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次条において「障害者支援施設」という。）に、「障害者自立支援法第四条第一項」を「同法第四条第一項」に改める。

第六十三条の五中「知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設若しくは同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮」を「障害者支援施設」に、「同法第九条」を「知的障害者福祉法第九条」に改める。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給については、なお従前の例による。

第二十九条 施行日前に行われた附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援に係る同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧法第二十一条の十二第一項に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び本人又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第三十条 施行日において現に旧法第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置を受けて旧法第六条の二第一項に規定する児童居宅支援が提供されている障害児及び障害児の保護者は、政令で定めるところにより、施行日に、附則第二十六条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置を受けて障害福祉サービスが提供されている障害児及び障害児の保護者とみなす。

第三十三條 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日から政令で定める日までの間は、新法第二十四条の二第二項中「の百分の九十に相当する額」とあるのは、「から当該費用の額の百分の十に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除して得た額」とする。

第三十四条 旧法第六条の二第一項に規定する障

改め、「指定医療機関又は」を削り、同条第二

第十七条の四から第十七条の九まで 削除

[illegible]

第十七条の十三の次に次の三条を加える。

(施設訓練等支援費の額の特例)

第十七条の十三の二 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、身体障害者施設支援に要する費用を負担することが困難であると認めた施設支給決定身体障害者が受ける施設訓練等支援費の額は、第十七条の十二の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を下回る額の範囲内において市町村長が定めた額を控除して得た額とする。

(高額施設訓練等支援費の支給)

第十七条の十三の三 市町村は、施設支給決定身体障害者が受けた身体障害者施設支援、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条第二項に規定する知的障害者施設支援及び介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに要した費用の合計額から当該費用につき支給された施設訓練等支援費、知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の施設訓練等支援費及び介護保険法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるものの合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該施設支給決定身体障害者に対し、高額施設訓練等支援費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額施設訓練等支援費の支給要件、支給額その他高額施設訓練等支援費の支給に必要事項は、身体障害者施設支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

(特定入所者食費等給付費の支給)

第十七条の十三の四 市町村は、施設支給決定身体障害者(指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者を除く。)のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「特定入所者」という。)が、施設支給決定期間内において、指定身体障害者更生施設等に入所し、当該指定身体障害者更生施設等から指定施設支援を受けたときは、当該特定入所者に対し、当該指定身体障害者更生施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、政令で定めるところにより、特定入所者食費等給付費を支給する。

2 第十七条の十一第七項から第十一項までの規定は、特定入所者食費等給付費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十七条の十五中「居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に改め、「居宅支給決定身体障害者若しくは施設支給決定身体障害者又は身体障害者居宅支援若しくは」を削る。

第十七条の十六中「居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に改める。

「第二款 指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等」を「第二款 指定身体障害者更生施設等」に改める。

第十七条の十七から第十七条の二十三までを次のように改める。

第十七条の十七から第十七条の二十三までを削除

第十七条の二十八第一項中「施設訓練等支援費」の下に、「高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を持参し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十七条の三十第一項第二号中「施設訓練等支援費」の下に「又は特定入所者食費等給付費」を加える。

第十七条の三十二第五項中「厚生労働大臣が定める基準により」を「厚生労働省令で定めるところにより算定した額を基準として」に改める。

「第四節 居宅介護施設入所等の措置」を「第四節 障害福祉サービス、施設入所等の措置」に改める。

第十八条の見出し中「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改め、同条第一項中「身体障害者居宅支援を必要とする者」を「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者」に、「第十七条の四又は第十七条の六の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費」を「同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費」に、「その者」を「その身体障害者」に、「身体障害者居宅支援を提供し」を「障害福祉サービスを提供し」に、「身体障害者居宅支援の」を「障害福祉サービスの」に改め、同条に次の一項を加える。

4 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者のうち、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話(以下この項において「介護等」という。)を必要とするものとして厚生労働省令で定めるものにつき、前項の規定による措置に代えて、国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(第二十八条の二において「指定医療機関」という。)にその者を入院させ、必要な介護等の提供を委託することができる。

第二十一条の二ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「扶養義務者」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十六条第一項中「身体障害者居宅生活支援事業」を削り、「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同条第三項中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改める。

第二十八条の二中「身体障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業」に改め、「身体障害者更生施設」の下に「若しくは指定医療機関」を、「第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第三十五条第二号の二中「第十七条の四若しくは第十七条の六又は第十七条の十」を「第十七条の十、第十七条の十三又は第十七条の十三の四」に改め、「居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は」を削り、「第四十三条の四及び第四十五条において「居宅生活支援費等」という。」を「高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費(以下「施設訓練等支援費等」という。)」に改める。

第三十七条の見出し中「及び補助」を削り、同条第一項第一号中「第十八条第三項及び」を「第十八条第一項、第三項及び第四項並びに」に改め、「第十七条の十の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限り」を削り、同項第二号中「第十八条第三項及び」を「第十八条第一項、第三項及び第四項並びに」に改め、「第十七条の十の規定により」及び「について市町村が行う施設訓練等支援費の支給」を削り、同条第二項を削る。

第三十七条の二の見出し中「及び補助」を削り、同条第一項第三号中「第十八条第一項及び第二項」を「第十八条第二項」に改め、「第十七条の十の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。」を削り、同条第二項を削る。

第三十八条第四項中「身体障害者居宅支援」を「障害福祉サービス」に、「場合又は」を「場合、同条第四項の規定に基づき同項に規定する介護等の提供の委託が行われた場合又は」に改める。

第三十九条第一項及び第四十条中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改める。

第四十三条の四第一項中「居宅生活支援費等」を「施設訓練等支援費等」に改め、同条第二項中「指定居宅支援事業者及び」及び「(以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。)」を削り、「居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に、「当該指定居宅支援事業者等」を「当該指定身体障害者更生施設等」に改める。

第四十三条の五を第四十三条の七とし、第四十三条の四の次に次の二条を加える。

(報告等)
第四十三条の五 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に必要があると認めるときは、身体障害者、身体障害者の配偶者若しくは身体障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第四十三条の五 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に必要があると認めるときは、身体障害者、身体障害者の配偶者若しくは身体障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 第十七条の二十八第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
(資料の提供等)
第四十三条の六 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に必要があると認めるときは、身体障害者、身体障害者の配偶者又は身体障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは身体障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第四十五条第一項中「居宅生活支援費等」を「施設訓練等支援費等」に改める。

第四十八条の二中「第十七条の七第二項後段若しくは第十七条の八第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十七条の十二第二項後段若しくは」を「第十七条の十二第二項後段又は」に、「若しくは返還を」を「又は返還を」に改める。

第五十条中「第十八条(一)の下に「第一項及び」を加える。

第五十一条第一項、第二項及び第五項中「第三十七条の二第一項」を「第三十七条の二」に改める。

第三十七条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

「第二節 施設訓練等支援費」

第一款 支援費等の支給(第十七条の四―第二項 指定身体障害者更生施設等(第十

第三款 国立施設への入所(第十七条の三十

第四節 障害福祉サービス、施設入所等の措

第五節 補装具等(第二十条―第二十一条の

第六節 社会参加の促進等(第二十一条の

(二) 第十八条―第十九条
四―第二十五条の二
の措置(第十八条―第十九条)
「第五十条」に改める。

「第五十条」に改める。

第四条の二中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第五条の見出しを「(施設)」に改め、同条第一項中「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設」を削り、同条中第二項から第五項までを削り、第六項を第二項とする。

第九条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ)が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等(第十八条において「介護給付費等」という。)の支給を受けて同法第五十一条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者及び生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十条

を 第三節 盲導犬等の貸与(第二十条)
第四節 社会参加の促進等(第二十一条―第二十五条の二)

に、「第四十八条の二」を「第四十六條」を

第一項ただし書の規定により入所している身体障害者(以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。)については、その者が障害者自立支援法第五十一条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設(以下この項及び次項において「特定施設」という。)への入所に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者(以下この項において「継続入所身体障害者」という。))については、最初に入所した特定施設への入所に有した居住地)の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所身体障害者については、入所前におけるその者の所在地(継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設への入所に有した所在地)の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

第九条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「身体障害者相談支援事業」を「障害者自立支援法第五十一条第十七項に規定する相談支援事業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ)が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等(第十八条において「介護給付費等」という。)の支給を受けて同法第五十一条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者及び生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十条

に、同条第二項の次に次の一項を加える。

第十七条の十六
七条の十七―第十七条の三十二)

「第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等

3 前項の規定の適用を受ける身体障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該身体障害者に対しこの法律に定める援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

第九條の二第一項中「前條第三項各号」を「前條第四項各号」に、「同條第五項及び第六項」を「同條第六項及び第七項」に改める。

第十條第一項第二号二中「補装具」を「障害者自立支援法第五條第十九項に規定する補装具」に改める。

第十一條第二項中「第十七條の三第一項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は第十八條第三項及び第四項」を「第十八條第二項に、並びに第七十四條」を、「第七十四條並びに第七十六條第三項」に改める。

第十一條の二第四項第二号中「第九條第三項第三号」を「第九條第四項第三号」に改める。

第十四條の二第一項中「による自立支援給付」の下に「及び地域生活支援事業」を加える。

第十七條の三を削る。

第二章第二節及び第三節を削る。

「第四節 障害福祉サービス、施設入所等の措置」を「第四節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置」に改める。

第十八條の見出し中「施設入所等」を「障害者支援施設等への入所等」に改め、同條第一項中「同法附則第十一條第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む」を「同條第五項に規定する療養介護及び同條第十一項に規定する施設入所支援（以下この条において「療養介護等」という。）を除く」に、「同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費」を「介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「身体障害者更生施設等への入所を必要とする者」を「障害者支援施設又は障害者自立支援法第五條第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者」に、「第十七條の十の規定により施設訓練等支援費の支給を受けること又は第十七條の三十二の規定により国立施設に入所する」を「介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受ける」に、「その者」を「その身体障害者」に、「身体障害者更生施設等に入所させ」を「障害者支援施設等に入所させ」に、「身体障害者更生施設等にその者の入所」を「障害者支援施設等若しくは国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を削る。

第十八條の二を次のように改める。

（措置の受託義務）

第十八條の二 障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくは指定医療機関の設置者は、前條の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第二章第四節を同章第二節とする。

「第五節 補装具等」を「第五節 盲導犬等の貸与」に改める。

第二十條から第二十一條の二までを削る。

第二十一條の三の見出しを削り、同條を第二十條とする。

第二章第五節を同章第三節とする。

第二章第六節中第二十一條の四を第二十一條とする。

第二章第六節を同章第四節とする。

第二十六條第一項中「身体障害者相談支援事業」を削り、「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同條第三項中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改める。

第二十八條の二及び第二十九條を削る。

第二十八條中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同條第二十九條とする。

第二十七條第一項を削り、同條第二項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項を同條第一項とし、同條第三項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「の更生援護」を「の社会参加の支援」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項を同條第五項とし、同條を第二十八條とし、第二十六條の三を削り、第二十六條の二を第二十七條とする。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

第三十條の二及び第三十一條を削り、第三十一條の二を第三十一條とする。

第三十五條第二号中「第十八條及び第二十條」を「及び第十八條」に、「国立施設に対し第十八條第三項」を「国の設置する障害者支援施設等に対し第十八條第二項」に改め、同條第二号の二及び第三号を削り、同條第四号中「第二十七條第三項及び第五項」を「第二十八條第二項及び第四項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同號を同條第三号とする。

第三十六條第三号中「第二十一條の三」を「第二十條」に改め、同條第四号中「第二十七條第二項及び第五項」を「第二十八條第一項及び第四項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改める。

第三十六條の二中「第十七條の三十二又は第十八條第三項」を「第十八條第二項」に、「国立施設」を「国の設置する障害者支援施設等」に改める。

第三十七條第一号中「第十八條第一項、第三項及び第四項並びに第二十條」を「及び第十八條」に改め、「及び第三十五條第二号の二の費用（次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するもの」を削り、同條第二号中「（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）」を削り、「第十八條第一項、第三項及び第四項並びに第二十條」を「及び第十八條」に改め、「及び第三十五條第二号の二の費用（居住地不明身体障害者に要する費用に限る。）」を削り、同條第三号を削る。

第三十七條の二第一号中「第三十五條第四号」を「第三十五條第三号」に、「身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用並びに視聴覚障害者情報提供施設の設置に要する費用を除く」を「視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る」に改め、同條第三号中「（第十八條第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。）第三十五條第二号の二の費用」を削り、「第二十一條の三」を「第二十條」に改める。

第三十八條の見出しを「（費用の徴収）」に改め、同條第一項から第三項までを削り、同條第四項中「同條第二項の規定により日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはその委託が行われた場合、同條第三項の規定に基づき身体障害者更生施設等への入所若しくは入所の委託（国立施設）を又は同條第二項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託（国の設置する障害者支援施設等）に改め、同條第四項の規定に基づき同項に規定する介護等の提供の委託が行われた場合又は補装具の交付若しくは修理が行われた場合（業者

に委託して行われた場合を除く。を削り、「扶養義務者」の下に「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。」を加え、同項を同条第一項とし、同条第五項中「国立施設」を「国の設置する障害者支援施設等」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十九条第一項中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同条第二項中「第二十七条第三項」を「第二十八条第二項」に、「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改める。

第四十条中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改める。

第四十一条第一項中「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設訓練等支援費の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に行われた旧法第十七条の三十二第四項の規定による同条第一項に規定する国立施設への入所後に要する費用についての国の支弁及び当該入所に係る利用料の支払については、なお従前の例による。

5 施行日前に行われた旧法第十八条第一項の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

と認められる同項に規定する特定施設入所身体障害者であつて、当該特定施設に入所した際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第四十二条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下この条から附則第四十五条までにおいて「旧法」という。）第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同項、旧法第十七条の十三の三第一項及び第十七条の十三の四第一項の規定による施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費及び特定入所者食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

行の日において現に存する旧法第五条第一項に規定する身体障害者更生支援施設（旧法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び旧法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。以下この項及び次項において「身体障害者更生支援施設」という。）の設置者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前までの間は、当該身体障害者更生支援施設につき、なお従前の例により運営をすることができ。

2 前項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた身体障害者更生支援施設については、当該身体障害者更生支援施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧法第十八条第三項又は第四項の規定による行政措置を受けて旧法第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施設等又は旧法第十八条第四項に規定する指定医療機関に入所又は入院をしている身体障害者は、同号に掲げる規定の施行の日、新法第十八条第二項の規定による行政措置を受けて障害者支援施設又は同項に規定する指定医療機関に入所又は入院をしている身体障害者とみなす。

第四十四条 旧法第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業に従事する職員に係る旧法第二十六条の三の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第四十五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法第五十一条第一項及び第二項の規定による国の貸付けについては、同条第三項から第七項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「障害者自立支援法附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧法」という。）第五十

第四十三条の三から第四十三条の六まで及び第四十四条を削り、第四十三条の七を第四十四条とし、第四十五条を削り、第四十五条の二を第四十五条とし、第四十八条の二を削る。

第五十条中「、第十七条の三、第十七条の十から第十七条の十五まで、第十七条の三十二」及び「（第一項及び第三項に限る。）、第十八条の二」を削る。

第五十一条を削る。

第四十条 施行日において現に旧法第十八条第一項の規定による行政措置を受けて旧法第四条の二第一項に規定する身体障害者居宅支援が提供されている身体障害者は、政令で定めるところにより、施行日に、附則第三十六条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条において「新法」という。）第十八条第一項の規定による行政措置を受けて障害福祉サービスが提供されている身体障害者とみなす。

2 新法第三十七条及び第三十七条の二の規定は、施行日以後に行われる新法第十八条第一項の規定による行政措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧法第十八条第一項の規定による行政措置に要する費用についての都道府県及び国の補助は、なお従前の例による。

第四十一条 附則第三十七条の規定による改正後の身体障害者福祉法（附則第四十三条において「新法」という。）第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）に入所することにより、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更した

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法第十七条の十四（旧法第十八条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第十七条の三十二第六項の規定による更生訓練費又は物品の支給については、なお従前の例による。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法第十七条の三十二第四項の規定による同条第一項に規定する国立施設への入所に要する費用についての国の支弁及び当該入所に係る利用料の支払については、なお従前の例による。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法第十八条の規定による行政措置に要する費用についての市町村及び国の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

5 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法第二十条第一項の規定による補装具の交付若しくは修理又は補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例による。

第四十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施

行の日において現に存する旧法第五条第一項に規定する身体障害者更生支援施設（旧法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び旧法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。以下この項及び次項において「身体障害者更生支援施設」という。）の設置者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前までの間は、当該身体障害者更生支援施設につき、なお従前の例により運営をすることができ。

2 前項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた身体障害者更生支援施設については、当該身体障害者更生支援施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧法第十八条第三項又は第四項の規定による行政措置を受けて旧法第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施設等又は旧法第十八条第四項に規定する指定医療機関に入所又は入院をしている身体障害者は、同号に掲げる規定の施行の日、新法第十八条第二項の規定による行政措置を受けて障害者支援施設又は同項に規定する指定医療機関に入所又は入院をしている身体障害者とみなす。

第四十四条 旧法第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業に従事する職員に係る旧法第二十六条の三の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第四十五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法第五十一条第一項及び第二項の規定による国の貸付けについては、同条第三項から第七項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「障害者自立支援法附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧法」という。）第五十

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以前に行われた附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十九条第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給については、なお従前の例による。

第三十九条 施行日前に行われた附則第三十六条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援に係る同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧法第十七条の六第一項

に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設訓練等支援費の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に行われた旧法第十七条の三十二第四項の規定による同条第一項に規定する国立施設への入所後に要する費用についての国の支弁及び当該入所に係る利用料の支払については、なお従前の例による。

5 施行日前に行われた旧法第十八条第一項の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

と認められる同項に規定する特定施設入所身体障害者であつて、当該特定施設に入所した際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第四十二条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下この条から附則第四十五条までにおいて「旧法」という。）第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同項、旧法第十七条の十三の三第一項及び第十七条の十三の四第一項の規定による施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費及び特定入所者食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

行の日において現に存する旧法第五条第一項に規定する身体障害者更生支援施設（旧法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び旧法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。以下この項及び次項において「身体障害者更生支援施設」という。）の設置者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前までの間は、当該身体障害者更生支援施設につき、なお従前の例により運営をすることができ。

2 前項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた身体障害者更生支援施設については、当該身体障害者更生支援施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧法第十八条第三項又は第四項の規定による行政措置を受けて旧法第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施設等又は旧法第十八条第四項に規定する指定医療機関に入所又は入院をしている身体障害者は、同号に掲げる規定の施行の日、新法第十八条第二項の規定による行政措置を受けて障害者支援施設又は同項に規定する指定医療機関に入所又は入院をしている身体障害者とみなす。

第四十四条 旧法第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業に従事する職員に係る旧法第二十六条の三の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第四十五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法第五十一条第一項及び第二項の規定による国の貸付けについては、同条第三項から第七項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「障害者自立支援法附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧法」という。）第五十

一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「旧法第五十一条第一項及び第二項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「旧法第五十一条第一項」と、「第三十七條の二」とあるのは「旧法第三十七條の二」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「旧法第五十一条第二項」と、同条第七項中「第一項又は第二項」とあるのは「旧法第五十一条第一項又は第二項」とする。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第四十六條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第五條中「精神分裂病」を「統合失調症」に改める。

第四十七條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中 第四節 指定医の診察及び措置入院（第二十三條―第三十一條）を「第三節 指定医の診察及び措置入院（第二十三條―第三十二條の四）」に改める。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健福祉行政に關し學識経験を有する者であること。	この法律及び精神保健福祉行政に關し學識経験を有する者であること。
---	----------------------------------

別表中

に改める。

第四十八條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條中「並びに居宅生活支援事業」を削る。

第四條第一項中「居宅生活支援事業若しくは」を削り、同條第二項中「居宅生活支援事業又は」を削る。

第六條第二項に次の二号を加える。

五 障害者自立支援法第二十二條第二項の規

条」に、「第五節」を「第四節」に、「第六節」を「第五節」に、「第七節」を「第六節」に改める。

第一條中「保護を行い、」の下に「障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）と相まつて」を加える。

第二條中「地方公共団体は」の下に「障害者自立支援法の規定による自立支援給付と相まつて」を加える。

第六條第二項第四号中「第三十二條第三項及び」を削り、「決定」の下に「及び障害者自立支援法第五十二條第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）」を加える。

第四節 通院医療」を削る。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十二條の二から第三十二條の四までを削る。

第五章中第五節を第四節とし、第六節を第五節とし、第七節を第六節とする。

第五十一條の十四第一項中「第五章第四節」を削る。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健福祉行政に關し學識経験を有する者であること。	この法律及び精神保健福祉行政に關し學識経験を有する者であること。
---	----------------------------------

を

定により、市町村が同條第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。

六 障害者自立支援法第二十六條第一項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

第九條第一項中「都道府県に」を「都道府県は、条例で、」に改め、「置く」の下に「ことができる」を加え、同條に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第十條及び第十一條を次のように改める。

第十條及び第十一條 削除

第十九條の六の三第一号中「又はこの法律」を「若しくはこの法律に基づく命令又は障害者自立支援法若しくは同法」に改める。

第十九條の九第二項中「地方精神保健福祉審議会」の下に「（地方精神保健福祉審議会が置かれていない都道府県にあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十一條の二第一項に規定する都道府県医療審議会）」を加える。

第二十二條の二中「の長」の下に「若しくは障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（同法附則第十一條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う者」を加える。

第四十七條第四項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「精神保健及び」を削り、「指導するように努めなければならない」を「指導しなければならない」に改め、同條に次の一項を加える。

5 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に關し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

第四十八條第一項中「都道府県等」を「都道府県及び市町村」に改め、「保健所」の下に「その他これらに準ずる施設」を加え、同條第二項中「都道府県知事等」を「都道府県知事又は市町村長」に改める。

第四十九條第一項中「又は精神障害者居宅生活支援事業」を「又は障害福祉サービス事業」に、「この条において「精神障害者居宅生活支援事業等」を「障害福祉サービス事業等」に改め、同條第二項中「精神障害者居宅生活支援

事業等」を「障害福祉サービス事業等」に、「利用の」を「利用についての」に改め、同條第四項中「精神障害者居宅生活支援事業等」を「障害福祉サービス事業等」に改める。

第五十條の二の五第二項を削る。

第五十條の三から第五十條の三の四までを削り、第五十條の四を第五十條の三とする。

第五十一條第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、同條第四項第三号中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第五十一條の四中「精神障害者居宅生活支援事業又は精神障害者社会適応訓練事業」を「障害福祉サービス事業等」に改める。

第五十三條第一項中「若しくは臨時委員」を削り、「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十三條の二中「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十四條中「三十万円」を「五十万円」に改め、同條第三号中「第五十條の二の五第一項」を「第五十條の二の五」に改め、同條第四号を削り、同條第五号中「第五十條の二の五第一項」を「第五十條の二の五」に改め、同號を同條第四號とする。

第五十六條中「、第三号若しくは第四号」を「若しくは第三号」に改める。

附則第五項中「第五十一條第三項」を「第五十一條第一項」に、「第五十一條第四項」を「第五十一條第二項」に改める。

第四十九條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中 第三節 相談指導等（第四十六條―第四十九條）を「第二節 相談指導等（第四十六條―第五十一條）」に改め、「第五十一條の十六」を「第五十一條の十五」に改める。

第二條中「による自立支援給付」の下に「及び地域生活支援事業」を加え、「、社会復帰施設その他の福祉施設」を削る。

第四条第一項中「若しくは社会復帰施設」を削り、同条第二項中「又は社会復帰施設」を削る。

第十二条中「第三十八条の第三項」の下に「同条第六項において準用する場合を含む。」を加える。

第十四条を次のように改める。

(審査の案件の取扱い)

第十四条 精神医療審査会は、その指名する委員五人をもつて構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。

一 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 二

二 法律に関し学識経験を有する者 一

三 その他の学識経験を有する者 一

第十九条の四第二項第五号中「第三十八条の第三項」の下に「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十九条の五中「若しくは第二項」を、「第二項若しくは第四項」に改め、「第三十三條の第四項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十九条の六中「の申請」を削る。

第二十二條の二中「精神障害者社会復帰施設の長若しくは」及び「同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。」を削る。

第二十二條の四第二項中「この条において」を削り、同条第四項中「前項」を「第三項又は第四項後段」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 前項に規定する場合において、精神病院(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師(医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十六条の四第

一項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。)に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、十二時間を限り、その者を退院させないことができる。

5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十三條第四項中「又は第二項」を、「第二項又は第四項後段」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項又は第二項に規定する場合において、精神病院(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害者のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にない判定されたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。

5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第三十三條第四項に規定する特定医師は、第三十三條第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

の場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第三十三條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十三條の三中「又は第二項」を、「第二項又は第四項後段」に改める。

第三十三條の四中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「同項」の下に「又は第二項後段」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項に規定する場合において、同項に規定する精神病院の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害者のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にない判定されたときは、同項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。

3 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條の四第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する精神病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十三條の五中「前条第三項」を「前条第六項」に改め、「前条第一項」の下に「又は第二項後段」を加える。

第三十八條の二の見出しを「(定期の報告等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神病院の管理者(第三十八條の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、当該精神病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

第三十八條の三第一項中「前条」を「前条第一項若しくは第二項」に、「第三十三條第四項」を「第三十三條第七項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第三項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めることができる。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が審査を求めた場合について準用する。

第三十八條の六第二項中「若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改める。

第三十八條の七第二項中「若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改め、「第三十三條の四第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項又

は第二項に、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第三十三條の四第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神病院の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第三十八條の七に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

第四十七條第三項中「。第五十條の二第六項において同じ」を削る。

第四十九條の見出し中「施設及び」を削り、同条第一項中「精神障害者社会復帰施設又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「精神障害者地域生活支援センター」を「障害者自立支援法第五十條第十七項に規定する相談支援事業を行う者」に改め、同条第二項中「精神障害者社会復帰施設の利用又は」及び「精神障害者社会復帰施設の利用又は」を削り、同条第四項中「精神障害者社会復帰施設の利用又は」を削る。

「第三節 施設及び事業」を削る。

第五十條から第五十條の二の五までを削り、第五十條の三を第五十條とする。

第五十一條を次のように改める。

(国の補助)

第五十一條 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用の一部を補助することができる。

第五十一條の四中「、精神障害者社会復帰施設の利用又は」を削る。

第五十一條の十三を削る。

第五十一條の十四第一項中「第三十三條の四第一項及び第三項」を「第三十三條の四第一項及び第六項」に改め、同条を第五十一條の十三とし、第五十一條の十五を第五十一條の十四とし、第五十一條の十六を第五十一條の十五とする。

第五十二條第四号中「第三十八條の七第三項」を「第三十八條の七第四項」に改める。

第五十三條第一項中「精神医療審査会の委員」の下に「、第二十二條の四第四項、第三十三條第四項若しくは第三十三條の四第二項の規定により診察を行った特定医師」を加える。

第五十四條第三号及び第四号を削る。

第五十五條第四号中「第三十八條の三第三項」の下に「(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「同項」を「同条第三項」に改める。

第五十六條中「若しくは第三号」を削る。

第五十七條第一号中「第十九條の四の二」の下に「(第二十二條の四第五項、第三十三條第五項及び第三十三條の四第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第二十二條の四第四項」を「第二十二條の四第七項」に改め、同条第六号中「第三十三條第四項」を「第三十三條第七項」に改め、同条第七号中「第三十三條の四第二項」を「第三十三條の四第五項」に改める。

附則第三項から第十三項までを削る。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日に行われた附則第四十七條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二條第一項の規定による医療に必要な費用の負担については、なお従前の例による。

第五十一條 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日において現に存する附則第四十九條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(次条及び附則第五十三條において「旧法」という。第五十條の二第二項に規定する精神障害者社会復帰施設(政令で定めるものを除く。以下この条において「精神障害者社会復帰施設」という。))の設置者は、附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該精神障害者社会復帰施設につき、なお従前の例により運営をすることができる。

第五十二條 旧法第五十條の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターの職員に係る旧法第五十條の二の二の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第五十三條 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日に行われた旧法附則第三項から第七項までの規定による国の貸付けについては、旧法附則第八項から第十三項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第八項中「附則第三項から前項まで」とあるのは「障害者自立支援法附則第四十九條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。))附則第三項から第七項まで」と、旧法附則第九項中「附則第三項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第三項から第七項まで」と、旧法附則第十項中「附則第三項」とあるのは「旧法附則第十項」と、旧法附則第十一項中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」と、旧法附則第十二項中「附則第五項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第五項から第七項まで」と、旧法附則第十三項中「附則第三項から第七項まで」とあるのは「旧法附則第三項から第七項まで」ととする。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第五十四條 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「居宅生活支援費及び」及び「指定居宅支援事業者及び」を削り、「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改める。

第一條中「この法律は」の下に「、障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)と相まつて」を加える。

第四條第一項から第十項までを削り、同条第十一項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「特別区を含む。以下同じ。」、障害者自立支援法第五十條第一項に規定する障害福祉サービス事業(同法附則第十一條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。))に改め、同項を同条とする。

第九條第一項及び第二項を次のように改める。

この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生支援は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十五條の三十二第一項の規定により措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により同法に規定する訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて同法第五十條第十六項に規定する共同生活援助を行う住居(以下この項において「共同生活住居」という。))に入居している知的障害者及び生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四號)第三十條第一項ただし書の規定により入所している知的障害者(以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。))については、その者が共同生活住居又は同条第一項ただし書に規定する施設(以下「特定施設」という。))への入居又は入所の前に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入居又は入所をしている特定施設入所知的障害者(以下この項において「継続入所知的障害者」という。))については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生支援を行うものとする。ただし、特定施設への入居又は入所の前に居住地を有しないか、

又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入居又は入所の前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

第九条第五項中「市町村長」の下に「特別区の区長を含む。以下同じ。」を加える。

第十二条第二項中「ハに掲げる業務」の下に「並びに障害者自立支援法第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務」を加える。

第十五条の三第一項中「更生援護」の下に「障害者自立支援法の規定による自立支援給付」を加える。

第十五条の四第一項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業」に、「利用の」を「利用についての」に改め、同条第二項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業」に改める。

「第二節 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費」を「第二節 施設訓練等支援費」に改める。

第十五条の五から第十五条の十までを次のように改める。

第十五条の五から第十五条の十まで 削除

第十五条の十一第一項中「規定する施設支給決定知的障害者」の下に「（以下この条において「施設支給決定知的障害者」という。）」を加え、「同条第三項」を「次条第三項」に、「期間内」を「期間（第十五条の十四の四第一項において「施設支給決定期間」という。）内」に、「知的障害者通勤費支援に要する費用における」を「食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の」に、「通勤費支援日常生活費」を「特定費用」に改め、同条第二項第一号中「通勤費支援日常生活費」を「特定費用」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額の百分の十に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

第十五条の十一第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 施設支給決定知的障害者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額が、当該施設支給決定知的障害者の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における施設訓練等支援費の額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を下回る額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とする。

第十五条の十二第八項中「通勤費支援日常生活費」を「特定費用」に改め、同条第十項中「前条第二項各号」を「前条第二項第一号」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五條第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第十五条の十四の次に次の三条を加える。

（施設訓練等支援費の額の特例）

第十五条の十四の二 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、知的障害者施設支援に要する費用を負担することが困難であると認めた施設支給決定知的障害者が受ける施設訓練等支援費の額は、第十五条の十一第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額から同項第二号

に掲げる額を下回る額の範囲内において市町村長が定めた額を控除して得た額とする。

（高額施設訓練等支援費の支給）

第十五条の十四の三 市町村は、施設支給決定知的障害者が受けた知的障害者施設支援、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第二項に規定する身体障害者施設支援及び介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第二十四條第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに要した費用の合計額から当該費用につき支給された施設訓練等支援費、身体障害者福祉法第十七條の十第一項の施設訓練等支援費及び介護保険法第二十條に規定する介護給付等のうち政令で定めるものの合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該施設支給決定知的障害者に対し、高額施設訓練等支援費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額施設訓練等支援費の支給要件、支給額その他高額施設訓練等支援費の支給に關し必要な事項は、知的障害者施設支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

（特定入所者食費等給付費の支給）

第十五条の十四の四 市町村は、施設支給決定知的障害者（知的障害者通勤費に入所する者その他の厚生労働省令で定める者を除く。）のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「特定入所者」という。）が、施設支給決定期間内において、指定知的障害者更生施設等に入所し、当該指定知的障害者更生施設等から指定施設支援を受けたときは、当該特定入所者に対し、当該指定知的障害者更生施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、政令で定めるところにより、特定入所者食費等給付費を支給する。

2 第十五条の十二第七項から第十一項までの規定は、特定入所者食費等給付費の支給につ

いて準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十五条の十五中「居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に改め、「居宅支給決定知的障害者若しくは施設支給決定知的障害者又は知的障害者居宅支援若しくは」を削る。

第十五条の十六中「居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に改める。

「第二款 指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等」を「第二款 指定知的障害者更生施設等」に改める。

第十五条の十七から第十五条の二十三までを次のように改める。

第十五条の十七から第十五条の二十三まで 削除

第十五条の二十八第一項中「施設訓練等支援費」の下に「高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を持参し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十五条の二十八に次の一項を加える。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条の三十第一項第二号中「施設訓練等支援費」の下に「又は特定入所者食費等給付費」を加える。

「第三節 居宅介護、施設入所等の措置」を「第三節 障害福祉サービス、施設入所等の措置」に改める。

第十五条の三十二の見出しを「（障害福祉サービス等）」に改め、同条第一項中「知的障害者居宅支援を必要とする者」を「障害者自立支援

法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同法附則第十一條第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者」に、「第十五条の五又は第十五条の七の規定により居宅生活支援又は特例居宅生活支援費」を「同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費」に、「その者」を「その知的障害者」に、「知的障害者居宅支援を提供し」を「障害福祉サービスを提供し」に、「知的障害者居宅支援の」を「障害福祉サービスの」に改める。

第十八条の見出しを「（知的障害者相談支援事業の開始）」に改め、同条中「知的障害者居宅生活支援事業又は」及び「以下「知的障害者居宅生活支援事業等」という。」を削る。

第二十条第二項、第二十一条の二第一項及び第二十一条の三中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改める。

第二十一条の四中「知的障害者居宅生活支援事業」を「障害福祉サービス事業」に改める。

第二十一条の五中「知的障害者デイサービスを提供する」を「十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を通じて、創作的活動の機会の提供、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する」に改める。

第二十二條第一号の二を削り、同条第一号の三中「第十五条の十一」の下に「第十五条の十四の三又は第十五条の十四の四」を、「施設訓練等支援費」の下に「高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費（以下「施設訓練等支援費等」という。）を加え、同号を同条第一号の二とし、同条第一号の四を同条第一号の三とする。

第二十五条の見出し中「及び補助」を削り、同条第一項第一号及び第二号中「第二十二條第一号の三」を「第二十二條第一号の二」に、「施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費等」に改める。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十九号

改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十二條第一号の三の費用（第十五条の三十二第二項の行政措置に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一

四 第二十二條第一号の三の費用（居住地不明知的障害者についての第十五条の三十二第一項の行政措置に要する費用に限る。）については、その十分の五

第二十五条第二項を削る。

第二十六条の見出し中「及び補助」を削り、同条第一項第一号中「第二十二條第一号の三」を「第二十二條第一号の二」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十二條第一号の三の費用（第十五条の三十二第二項の行政措置に要する費用を除く。）

第二十六条第二項を削る。

第二十七条中「扶養義務者」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）」を加える。

第二十七条の四第一項中「居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（第二十八条において「居宅生活支援費等」という。）」を「施設訓練等支援費等」に改め、同条第二項中「指定居宅支援事業者及び」及び「（以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。）」を削り、「居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に、「当該指定居宅支援事業者等」を「当該指定知的障害者更生施設等」に改める。

第二十七条の五を第二十七条の七とし、第二十七條の四の次に次の二条を加える。

（報告等）

第二十七條の五 市町村は、施設訓練等支援費

平成十七年四月二十七日

等の支給に關して必要があると認めるときは、知的障害者、知的障害者の配偶者若しくは知的障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 第十五条の二十八第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。（資料の提供等）

第二十七條の六 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に關して必要があると認めるときは、知的障害者、知的障害者の配偶者又は知的障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは知的障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第二十八条中「居宅生活支援費等」を「施設訓練等支援費等」に改める。

第三十二条中「第十五条の八第二項後段若しくは第十五条の九第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十五条の十三第二項後段若しくは」を「第十五条の十三第二項後段又は」に、「若しくは返還を」を「又は返還を」に改める。

附則第三項中「第十五条の十五まで」の下に「第十五条の三十二（第一項に限る。）」を加える。

附則第四項、第五項及び第八項中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改める。

第五十五条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条―第八条）
第二章 実施機関及び更生支援

第一節 実施機関等（第九条―第十五条の三）

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第十五条の四―第二十一条）

第三章 費用（第二十二條―第二十七條の二）

第四章 雑則（第二十八條―第三十二條）

附則
第四条の前の見出しを削り、第二章の章名を削り、同条から第八條までを次のように改める。

第四條から第八條まで 削除

第九條第一項中「対する市町村」の下に「特別区を含む。以下同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により同法第十九條第一項に規定する介護給付費等（第十五条の四及び第十六條第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五條第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一條第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十條第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五條第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十條第一項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所に

有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

第九條第五項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定の適用を受ける知的障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に対しこの法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

第十條第一項中「前条第三項各号」を「前条第四項各号」に、「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及び第六項」に改める。

第十一條第二項中「知的障害者相談支援事業」を「障害者自立支援法第五條第十七項に規定する相談支援事業」に改める。

第十三條第四項第二号中「第九條第三項第三号」を「第九條第四項第三号」に改める。

第十五條の三第一項中「による自立支援給付」の下に「及び地域生活支援事業」を加える。

第十五條の四を削る。

第三章第二節を削る。
「第三節 障害福祉サービス、施設入所等の措置」を「第三節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置」に改める。
第十五條の三十二の見出しを「（障害福祉サービス）」に改め、同条第一項中「同法附則第十

一条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む」を「同条第五項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援（以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く」に、「同法に規定する介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費又は特別訓練等給付費」を「介護給付費等（療養介護等に係るものを除く）」に改め、同条第二項を削り、第三章第三節中同条を第十五條の四とする。

第十六條の見出し中「施設入所等」を「障害者支援施設等への入所等」に改め、同条第一項第二号中「第十五條の十一」の規定により施設訓練等支援費を「介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）」に、「知的障害者更生施設等に入所させて」を「障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五條第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させて」に、「知的障害者更生施設等若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設」を「障害者支援施設等若しくはのぞみの園」に改める。

第十七條中「第十五條の三十二」を「第十五條の四」に改める。

第四章の章名を削る。

第十八條及び第十八條の二を削る。

第十七條の二中「第十五條の三十二」を「第十五條の四」に改め、同条を第十八條とする。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

第二十一條から第二十一條の三までを削る。

第二十一條の四中「障害福祉サービス事業」を「障害者自立支援法第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業」に、「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設等若しくはのぞみの園」に、「第十五條の三十二第一項」を「第十五條の四」に改め、同条を第二十一條とする。
第二十一條の五から第二十一條の九までを削る。

第三章第三節を同章第二節とする。

第三章を第二章とする。

第二十二條第三号を削り、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の三中「第十五條の三十二」を「第十五條の四」に改め、同条を同条第二号とし、同条第一号の二を削る。

第二十三條第三号を削る。

第二十五條第三号から第五号までを削り、同条第二号中「第二十二條第一号の二」を「第二十二條第三号」に、「第九條第一項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者（以下この条において「居住地不明知的障害者」という。）を「居住地不明知的障害者」に改め、「の施設訓練等支援費等の支給（知的障害者通動察支援に係るものを除く。）に要する費用に限る。」及び第二十二條第二号の費用（「居住地不明知的障害者について」及び「知的障害者通動察に係るものを除く。」）を削り、同条を同条第四号とし、同条第一号中「第二十二條第一号の二の費用（知的障害者通動察支援に係る施設訓練等支援費等の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。）及び同条第二号」を「第二十二條第三号」に改め、「（知的障害者通動察に係るものを除く。）及び「のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うもの」を削り、同条を同条第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 第二十二條第二号の費用（次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一

二 第二十二條第二号の費用（第九條第一項に規定する居住地を有しないか、又は居住地が明らかでない知的障害者（第四号において「居住地不明知的障害者」という。）についての行政措置に要する費用に限る。）については、その十分の五

第二十六條中「又は第二十三條」及び「又は都道府県」を削り、同条第一号を削り、同条第二号中「第二十二條第一号の三」を「第二十二條第二号」に改め、「（第十五條の三十二第二項

の行政措置に要する費用を除く。）を削り、同条を同条第一号とし、同条第三号中「第二十二條第二号」を「第二十二條第三号」に改め、「（知的障害者通動察に係るものを除く。）を削り、同条を同条第二号とし、同条第四号及び第五号を削る。

第二十七條中「第十五條の三十二」を「第十五條の四」に改める。

第二十七條の二中「第二條第二項第四号」を「第二條第二項第三号」に改める。

第五章を第三章とする。

第二十七條の四から第二十八條までを削り、第二十七條の三を第二十八條とする。

第三十條中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

第三十條の二を削る。

第三十二條を削り、第三十一條を第三十二條とし、第三十條の三を第三十一條とする。

第六章を第四章とする。

附則第三項中「第十五條の十一から第十五條の十五まで、第十五條の三十二（第一項に限る。）を削る。

附則第四項から第十項までを削る。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）
第五十六條 附則第五十四條の規定による改正後の知的障害者福祉法（附則第五十八條において「新法」という。）第九條第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）に入居又は入所をすることに

より、施行日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入居又は入所をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第五十七條 施行日前に行われた附則第五十四條の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条及び次条において「旧法」という。）第十

五条の五第一項に規定する指定居宅支援に係る同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧法第十五条の七第一項に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設訓練等支援費の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に行われた旧法第十五条の三十二第二項の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第五十八条 施行日において現に旧法第十五条の三十二第二項の規定による行政措置を受けて旧法第四条第一項に規定する知的障害者居宅支援が提供されている知的障害者は、政令で定めるところにより、施行日に、新法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置を受けて障害福祉サービスが提供されている知的障害者とみなす。

2 新法第二十五条及び第二十六条の規定は、施行日以後に行われる新法第十五条の三十二第一項の規定による行政措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧法第十五条の三十二第二項の規定による行政措置に要する費用についての都道府県及び国の補助は、なお従前の例による。

第五十九条 当分の間、附則第五十五条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条及び附則第六十一条において「新法」という。）第九條第二項中「第十六條第一項第二号の規定により入所措置」とあるのは「第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」とあるのは「若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」と、「又は障害者自立支援法第五條第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、「又は生活保護法」とあるのは「共同生活住居又は生活保護法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第三項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十九号

るのは「若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」と、「又は障害者自立支援法第五條第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、「又は生活保護法」とあるのは「共同生活住居又は生活保護法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第三項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第九條第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この項において「特定施設」という。）に入所又は入居をすることにより、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九條第二項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入所又は入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第六十条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条から附則第六十三条までにおいて「旧法」という。）第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同項、旧法第十五条の十四の三第一項及び第十五条の十四の四第一項の規定による施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費及び特定入所者食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法第十五条の三十二又は第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び

国の負担並びに当該費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第六十一条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に存する旧法第五條第一項に規定する知的障害者援護施設（旧法第二十一条の五に規定する知的障害者デイサービスセンター及び旧法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホームを除く。以下この項及び次項において「知的障害者援護施設」という。）の設置者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該知的障害者援護施設につき、なお従前の例により運営をすることができる。

2 前項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた知的障害者援護施設については、当該知的障害者援護施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。ただし、旧法第二十一条の八に規定する知的障害者通所療養については、新法第九條第二項及び第三項の規定は適用しない。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧法第十六條第一項第二号の規定による行政措置を受けて旧法第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等又はのぞみの園に入所している知的障害者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日に、新法第十六條第一項第二号の規定による行政措置を受けて障害者支援施設又はのぞみの園に入所している知的障害者とみなす。

第六十二条 旧法第四条に規定する知的障害者相談支援事業に従事する職員に係る旧法第十八条の二の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第六十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以前に行われた旧法附則第四項及び第五項の規定による国の貸付けについては、旧法附則

第六項から第十項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第六項中「前二項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項及び第五項」と、旧法附則第七項中「附則第四項及び第五項」とあるのは「旧法附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」と、「第二十六条」とあるのは「旧法第二十六条」と、旧法附則第九項中「附則第五項」とあるのは「旧法附則第五項」と、旧法附則第十項中「附則第四項又は第五項」とあるのは「旧法附則第四項又は第五項」とする。

（社会福祉法の一部改正）
第六十四条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、」を削り、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む）。

第二条第三項第五号中「身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、」を削り、同項第六号中「知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は」を削り、同項第七号中「及び同法に規定する精神障害者居宅生活支援事業」を削る。

第六十五条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設を

平成十七年四月二十七日

経営する事業

第二条第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四 障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業

五 障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業

第二条第三項第二号中「障害児相談支援事業」を削り、同項第四号の二中「平成十七年法律第 号」を削り、「(同法附則第十一

条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)」を「相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業」に改め、同項第五号中「に規定する身体障害者相談支援事業」を「(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する」に改め、同項第六号中「に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び」を「(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する」に改め、同項第七号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)に規定する」を「障害者自立支援法附則第五十一条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する」に改める。

第六十六条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号を削り、同項第三号の二を同項第四号とし、同項第五号を次のように改める。

五 削除

第二条第三項第七号を次のように改める。

七 削除

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部

改正)

第六十七条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「児童居宅生活支援事業のうち児童居宅介護等事業及び」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(同法附則第十一

条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。のうちの居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業

第二条第二項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とする。

第六十八条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)に規定する障害者支援施設

第二条第一項第四号中「(昭和二十六年法律第四十五号)」を削り、「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設」を「障害者自立支援法附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設」に改め、同項第五号中「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮」を「障害者自立支援法附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営

をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設」に改め、同条第二項第二号中「(平成十七年法律第 号)を削り、「(同法附則第十一

条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。のうちの居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業」に改める。

第六十九条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を削り、同項第三号の二を同項第四号とし、同項第五号を次のように改める。

五 削除

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四十一条の規定により成立している退職手当共済契約(附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第三十四条の第三項の規定による届出がなされた児童居宅生活支援事業のうち児童居宅介護等事業、附則第三十六条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十六条第一項の規定による届出がなされた身体障害者居宅生活支援事業のうち身体障害者居宅介護等事業又は附則第五十四条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十八条の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者居宅介護等事業若しくは知的障害者地域生活援助事業に係るものに限る。は、第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。のうちの居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日前に附則第六十七条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他

の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によつてしたものとする。

第七十一条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四十一条の規定により成立している退職手当共済契約(社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設又は附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮に係るものに限る。は、社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係る退職手当共済契約とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四十一条の規定により成立している退職手当共済契約(第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。のうちの居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四十一条の規定により成立している退職手当共済契約(第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。のうちの居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四十一条の規定により成立している退職手当共済契約(第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。のうちの居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四十一条の規定により成立している退職手当共済契約(第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。のうちの居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四十一条の規定により成立している退職手当共済契約(第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。のうちの居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四十一条の規定により成立している退職手当共済契約(第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。のうちの居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四十一条の規定により成立している退職手当共済契約(第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。のうちの居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四十一条の規定により成立している退職手当共済契約(第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。のうちの居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

なす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に附則第六十八号の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部改正)

第七十二条 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第二十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設）」を「障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設）」に改め、同条第四号中「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に改める。

(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるととされた同項に規定する知的障害者援護施設は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定を適用する。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第七十四条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「第四十九条」を「又は第四十九条、障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第二十九条」に改める。

第四百四十二条第二項及び第四百八条第一項中「第四十九条」を「又は第四十九条、障害者自立支援法第二十九条」に改める。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十九号

(船員保険法の一部改正)

第七十五条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第一号を次のように改める。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号ニ於テ障害者支援施設ト称ス）ヘノ入所ノ期間（同条第六項ニ規定スル生活介護（次号ニ於テ「生活介護」ト称ス）ヲ受ケタル場合ニ限ル）

第四十六条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者支援施設（生活介護ヲ行フモノニ限ル）ニ準ズル施設トシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノヘノ入所ノ期間

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第七十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の八第四項第一号を次のように改める。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している間（同条第六項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第十二条の八第四項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間

第二十四条第一項第一号を次のように改める。

一 障害者支援施設に入所している間（生活介護を受けている場合に限る。）

第二十四条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設に入所している間

第七十七号 厚生労働委員会議録第十九号

臣が定める施設に入所している間

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第七十七条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第十四条の二第二項に次の一号を加える。

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第七十八条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第二号を次のように改める。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第二十六条の二第二号中「収容される」を「入院する」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第七十九条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第二項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第三十条の二第二項に次の一号を加える。

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合

(介護保険法施行法の一部改正)

第八十条 介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第八十一条 生活保護法の一部を次のように改正

する。

第八十四条の三中「第十八条」を「第十八条第三項」に、「又は老人福祉法第十一条」を「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の三十二第一項の規定により障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第五十五条第十六項に規定する共同生活援助(以下この条において「共同生活援助」という。)を行う住居に同居している者、老人福祉法第十一条第一項第一号に、「若しくは特別養護老人ホーム」を「に入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホーム」に、「に対する」を「又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特別訓練等給付費の支給を受けて共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」に、「施設に引き続き入所して」を「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」に改める。

第八十二条 生活保護法の一部を次のように改正する。

第八十四条の三中「第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設」を「第十八条第二項の規定により障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第五十五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下この条において「障害者支援施設」という。))に、「第十五条の三十二第一項」を「第十六条第一項第二号」に、「障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第五十五条第十六項に規定する共同生活援助(以下この条において「共同生活援助」という。))を行う住居に入居して」を「障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一條第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下この条において「のぞみの園」という。))に入所して」に、「訓練等給付費若しくは特別

訓練等給付費」を「同法第十九条第一項に規定する介護給付費等」に、「共同生活援助を行う住居に入居して」を「障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所して」に改め、「又は住居」を削り、「入所し、又は入居して」を「入所して」に改める。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第八十三条 附則第八十一条の規定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、施行日以後に、同条に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

第八十四条 当分の間、附則第八十二条の規定による改正後の生活保護法(以下この条において「新法」という。))第八十四条の三中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十五条の四の規定により障害者自立支援法第五十五条第十項に規定する共同生活介護(以下この条において「共同生活介護」という。))若しくは同条第十六項に規定する共同生活援助(以下この条において「共同生活援助」という。))を行う住居に入居している者若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項第二号と、「に対する」とあるのは「若しくは共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」と、「施設に引き続き入所して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に、同項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

3 附則第四十三条第一項又は第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十三条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第六十一条第一項に規定する知的障害者援護施設(附則第五十五条の規定による改正前の知的障

害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。))は、障害者支援施設とみなして、新法第八十四条の三の規定を適用する。

(国民健康保険法の一部改正)

第八十五条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第百十六條の二の見出し中「又は入所中」を「入所又は入居中」に改め、同条第一項中「又は入所」を「入所又は入居」に、「又は施設」を「施設又は住居」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 障害者自立支援法(平成十七年法律第八十六号 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第百十六條の二第二項中「施設又は住居」を「又は施設」に改め、同項第二号中「第七條」を「第七條第一項」に改め、同項第三号を削り、同項第二号の二中「第五條第十六項に規定する共同生活援助を行う住居への入居」を「第五條第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所」に改め、同号を同項第三号とし、同項第四号中「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五條の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等(同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。))又は」を削る。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第八十七條 附則第八十五条の規定による改正後の国民健康保険法第百十六條の二の規定は、同条第一項第二号の二に掲げる入居をすることに、施行日以後に当該住居の所在する場所に住所を遷移したと認められる国民健康保険の被保険者があつて、当該住居に入居をした際、当該住居が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第八十八條 附則第四十三条第一項又は第六十一条

条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十三条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第六十一条第一項に規定する知的障害者援護施設(附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。))は、障害者支援施設とみなして、附則第八十六条の規定による改正後の国民健康保険法(以下この条において「新法」という。))第百十六條の二の規定を適用する。

2 当分の間、新法第百十六條の二第二項中「又は施設」とあるのは「施設又は住居」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「入所」とあるのは「入所又は入居」に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居への入居」とする。

3 前項の規定により読み替えられた新法第百十六條の二の規定は、同条第一項第三号に掲げる入所又は入居をすることに、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に当該施設又は住居の所在する場所に住所を遷移したと認められる国民健康保険の被保険者があつて、当該施設又は住居に入所又は入居をした際、当該施設又は住居が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第八十九條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号中「第二十七條第二項又は第三項」を「第二十八條第一項又は第二項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第七十九條第一項若しくは第

二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五十五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条 附則第四十三条第一項又は第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十三条第一項に規定する身体障害者更生支援施設又は附則第六十一条第一項に規定する知的障害者支援施設（附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第三十一条の規定を適用する。

（地震防災対策特別措置法の一部改正）
第九十一条 地震防災対策特別措置法（平成七年法律百一十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設及び「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は」を削り、「特別養護老人ホーム」の下に「又は障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）」を加える。

別表第二中「第七条」を「第七条第一項」に
第一類第七号 厚生労働委員会議録第十九号

改め、「身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設及び「知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は」を削り、「特別養護老人ホーム」の下に「又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）」を加える。

（地震防災対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第九十二条 附則第四十三条第一項又は第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十三

条第一項に規定する身体障害者更生支援施設（附則第三十七条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの又は同法第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。）又は附則第六十一条第一項に規定する知的障害者支援施設（附則第五十五条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）に限る。）は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の地震防災対策特別措置法第四十条の規定を適用する。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）
第九十三条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

別表十八の項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同表十九の項中「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同表二十一の項を削り、二十二の項を二十一の項とし、二十三の項から二十八の項までを一項ずつ繰り上げる。

（地方自治法の一部改正）
第九十四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十七日

第二百五十二条の十九第一項第八号を次のように改める。

八 障害者の自立支援に関する事務
別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の項第一号中、「第五章第四節」を削る。

第九十五条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の項第一号中「第三項」を「第六項」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の一部改正）
第九十六条 次に掲げる法律の規定中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十八条第一項
二 旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第三十三条第二項
三 地価税法（平成三年法律第六十九号）別表第一第六号

四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）別表
第九十七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の五第三項」を削り、「第二十一条の三第三項（同法の九の四第三項）に、「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に、「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十条第四第三項」を、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平成十七年法律

第 号）第七十三条第三項」に改め、「身体障害者福祉法第十九条の五第四項」を削り、「第二十一条の三第四項（同法第二十一条の九第九項及び）を「第二十一条の九の四第四項（に、「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十三号）の項第一号中「第三項」を「第六項」に改める。

第九十八条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。
第十五条第二項中「第二十一条の九の四第三項（を「第二十一条の三第三項（同法第二十四条の二十一及び）に、「第二十一条の九の四第四項（を「第二十一条の三第四項（同法第二十四条の二十一及び）に改める。

（少年法の一部改正）
第九十九条 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第四号中「第六十二条第五号」を「第六十二条第六号」に改める。
（医療法の一部改正）
第一百条 医療法の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項第七号中「又は同項第七号に掲げる事業」を削る。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第一百一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第九の備考中「~~（一）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十条第四第三項~~」を「~~（一）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項~~」に改める。
（国有財産特別措置法の一部改正）
第一百二条 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同号に次のように加える。
二 児童福祉法の規定による障害児施設給

付費の支給に係る者に対する障害児施設支援の用

第二条第二項第三号を次のように改める。

三 地方公共団体において、障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五号第十二項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ハ 障害者自立支援法の規定による介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費又は特別訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五号第六項に規定する生活介護、同法第十三項に規定する自立訓練、同法第十四項に規定する就労移行支援又は同法第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用

第二条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

（国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第百三条 附則第四十三条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第六十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による

改正後の国有財産特別措置法第二条第二項第三号の規定を適用する。

（老人福祉法の一部改正）

第百四条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第二条第二項第五号」を「第二条第二項第四号」に改める。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第百五条 戦傷病者特別援護法の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条第四項に規定する指定医療機関」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関」に、「行なう」を「行う」に改める。

（母子保健法の一部改正）

第百六条 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第六項中「第二十一条並びに第二十一条の九第六項及び第七項」を「第二十一条の九第七項及び第八項並びに第二十一条の九の二」に、「第二十一条の二から第二十一条の四まで」を「第二十一条の九の三から第二十一条の九の五まで」に改め、「同法第二十一条の五の規定は、養育医療に要する費用について」を削り、「第二十一条の三第四項及び第二十一条の四第二項」を「第二十一条の九の四第四項及び第二十一条の九の五第二項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「特別区」との下に、「第二十一条の九の五第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とを加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第二十一条の九の三の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により

算定した額のうち、本人及びその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。第二十一条の四第一項において同じ。）が負担することができないと認められる額とする。

第二十一条の四第一項中「（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）」を削る。

第二十七条第一項中「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に、「第二十一条の四第一項」を「第二十一条の九の五第一項」に、「都道府県知事の権限」を「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の権限」に改める。

第百七条 母子保健法の一部を次のように改正する。

第二十条第六項中「第二十一条の九の三」を「第二十一条の二」に改め、同条第七項中「第二十一条の九第七項及び第八項並びに第二十一条の九の二」を「第二十条第七項及び第八項並びに第二十一条の二」に、「第二十一条の二から第二十一条の四まで」を「第二十一条の九の四第四項及び第二十一条の九の五第二項」を「第二十一条の三第四項及び第二十一条の四第二項」に、「第二十一条の九の五第二項」を「第二十一条の四第二項」に改める。

第百八条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づき更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給に係る医療」を削り、「並びに原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」に改め、「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」の下に「並びに一般疾病医療費の支給に係る医療」の下に「並

びに障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）の規定に基づく自立支援医療費の支給に係る医療」を加える。

第百九条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「自立支援医療費」の下に「療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費」を加え、同条第七号ロを次のように改める。

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第三号の二若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設若しくは同条第三項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第五条第六項、第十四項又は第十五項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

第百十条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一第七号ロ中「第二条第二項第三号の二」を「第二条第二項第四号」に改める。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第百十一条 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「身体障害者更生施設」を「障害者支援施設」に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第百十二条 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように

改正する。

第九條第二項中「第六十二條第四号」を「第六十二條第五号」に改める。

(身体障害者補助犬法の一部改正)

第一百十三條 身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第四條の二第二項」を「第四條の二第四項」に改める。

第一百十四條 身体障害者補助犬法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第四條の二第四項」を「第四條の二第三項」に改める。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第一百十五條 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六條第六項中「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 第四條第十項に規定する知的障害者地域生活援助事業」を「障害者自立支援法(平成十七年法律第 号) 第五條第十六項に規定する共同生活援助を行う事業」に改める。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第一百十六條 施行日前に前條の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第六項の規定により地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに共同生活援助を行う事業の用に供する施設を整備するものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百十七條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が総合的に提供されるよう、自立支援給付を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 身体障害者及び知的障害者以外の障害者に関する特例(第七十三條・第七十四條)」を「第四節 精神障害者に関する特例(第七十三條)」を「第五節 身体障害者、知的障害者及び第六節 障害者の在宅就業に関する特

七十二條の二第七十三條)

精神障害者以外の障害者に関する特例(第七十四條(第七十四條の二・第七十四條の三))

に、「(第八十六條―第九十條)」を「(第八十五條の二―第九十一條)」に改める。

第六條中「必要な施策を」の下に、「障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ」を加える。

第二十條第一号中「第二十五條第二項」を「第二十五條第三項」に改め、同條第三号中「障害者職業カウンセラー及び」の下に「職場適応援助者(身体障害者)」を加え、「(第二十二條第四号において「職場適応援助者」という)を「をいう。以下同じ」に改める。

第二十五條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者職業センターは、精神障害者について、第二十條第五号、第二十一條第一号若しくは第二十二條第二号第一号から第三号までに掲げる業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携に努めるものとする。

第四十九條第一項第一号中「この節」の下に「及び第六節」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主であつて、次のいずれかを行うものの対して、その要する費用に充てたための助成金を支給すること。

イ 身体障害者となつた労働者の雇用の継続のために必要となる当該労働者が職場に適應することを容易にするための措置

ロ 身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に伴い必要となる介助その他その雇用の安定を図るために必要な業務(身体障害者又は知的障害者である労働者の通勤を容易にするための業務を除く)を行う者を置くこと(次号ロに掲げるものを除く)。

第四十九條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 身体障害者又は知的障害者に対する職場適応援助者による援助であつて、次のいずれかを行う者に対して、その要する費用に充てたための助成金を支給すること。

イ 社会福祉法第二十二條に規定する社会福祉法人その他身体障害者又は知的障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人が行う職場適応援助者による援助の事業

ロ 身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者を置くこと。

第四十九條第一項第五号中「身体障害者若しくは」を「身体障害者(重度身体障害者その他の厚生労働省令で定める身体障害者に限る。以下この号において同じ。若しくは)」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

ハの二 障害者の技能に関する競技大会に係る業務を行うこと。

第四十九條第一項第九号中「行うこと」の下に「(前号に掲げる業務を除く)」を加える。

第五十條第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 親事業主に係る第一項の規定の適用については、機構は、当該親事業主又は当該子会社のうちのいずれかに対して調整金を支給することができる。

第五十二條第二項中「又は第四十九條第一項第七号ロから二までに掲げる者」を「第四十九條第一項第四号の二イに規定する法人又は同項第七号ロから二までに掲げる法人」に改める。

第五十三條第一項中「同項第九号」を「同項第八号の二及び第九号」に改める。

第五十五條第一項中「差額」の下に「(第七十四條の二第四項及び第五項において「算定額」という)」を加える。

第七十条第五項を削る。

第七十一条第三項中「第四十四条第一項」の下に「及び第四十五条第一項」を加え、「同項（第二号を除く。）」を「第四十四条第一項（第二号を除く。）及び第四十五条第一項」に改める。

第七十二条第三項中「同項第二号から第九号までに係る部分に限る。第五項及び次条において同じ。」を削る。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 精神障害者に関する特例

第三章第四節中第七十三条の前に次の五条を加える。

（雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用に関する特例）

第七十二条の二 精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（第七十三条、次節及び第七十九条を除き、以下「精神障害者」という。）である職員及び精神障害者である労働者については、この条から第七十二条の五までに定めるところにより、第一節及び第二節（第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十六条第二項（第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第四十九条第一項第二号から第九号まで、第五十条第二項並びに第五十四条第二項及び第三項を除く。）の規定を適用するものとする。

（雇用義務等に係る規定の精神障害者である職員に関する特例）

第七十二条の三 第三十八条第一項に規定する場合において、当該機関に精神障害者である職員が勤務するときにおける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前に、当該機関の任命権者が身体障害者又は知的障害者である職員以外の職員に替えて当該精神障害者である職員の数に相当する数の身体障害者又は知的障害者

である職員を採用したものとみなす。

2 国及び地方公共団体の任命権者は、第三十八条第一項の身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成し、又は実施する場合においては、精神障害者である職員の採用は身体障害者又は知的障害者である職員の採用に含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができ。

3 第四十条の規定の適用については、精神障害者である職員は、身体障害者又は知的障害者である職員とみなす。

4 第四十一条及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第四十二条第一項第二号中「又は知的障害者である職員」とあるのは、「知的障害者又は第七十二条の二に規定する精神障害者である職員」と、第四十一条第二項中「若しくは知的障害者である職員」とあるのは、「知的障害者若しくは第七十二条の二に規定する精神障害者である職員」とする。（雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者に関する特例）

第七十二条の四 第四十三条第一項の場合において、当該事業主が精神障害者である労働者を雇用しているときにおける同項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者以外の労働者に替えて当該精神障害者である労働者の数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

2 第四十三条第五項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなす。

3 第四十四条第一項及び第四十五条第一項の規定の適用については、第四十四条第一項第二号から第四号までの規定及び第四十五条第一項第三号中「又は知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者又は第七十二条の二に規定する精神障害者である労働者」とする。

4 第四十六条第一項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなす。

5 事業主は、第四十六条第一項の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画を作成し、又は実施する場合においては、精神障害者の雇入れは身体障害者又は知的障害者の雇入れに含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができ。

（精神障害者である労働者に関する納付金関係業務の実施等）

第七十二条の五 精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、第五十条第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項及び第二項並びに第五十六条第三項の規定（第五十二条第一項に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

（準用）

第七十二条の六 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員及び重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する前節（第七十二条第三項から第五項までを除く。）の規定は、精神障害者である短時間勤務職員及び精神障害者である短時間労働者について準用する。この場合において、第七十条第一項及び第七十一条第四項中「同条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあり、同条第一項中「同条第三項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあり、並びに第七十二条第一項及び第六項中「同条第三項において準用する第四十六条第二項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数」とあるのは、「厚生労働省令で定める数」と読み替えるものとする。

第五節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例

第七十四条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

厚生労働大臣は、障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。）のうち厚生労働省令で定める者に関しても、第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務であつて厚生労働省令で定めるものに相当する業務を行うことができる。

第七十四条第三項中「第四十九条第一項第九号」を「第四十九条第一項第二号から第九号まで」に、「第五十三条」を「第五十一条及び第五十三条」に改める。

第三章中第七十四条の次に次の一節を加える。

第六節 障害者の在宅就業に関する特例（在宅就業障害者特例調整金）

第七十四条の二 厚生労働大臣は、在宅就業障害者の就業機会の確保を支援するため、事業主で次項の規定に該当するものに対して、同項の在宅就業障害者特例調整金を支給する業務を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、在宅就業障害者との間で書面により在宅就業契約を締結した事業主（次条第一項に規定する在宅就業支援団体を除く。以下この節において同じ。）であつて、在宅就業障害者が在宅就業契約に基づく業務の対価を支払ったものに対して、調整額に、当該年度に支払った当該対価の総額（以下「対象額」という。）を評価額で除して得た数（その数に一度満の端数があるときは、その端数は切り捨て）を乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の在宅就業障害者特例調整金として支給する。ただし、在宅就業単位調整額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該事業主の雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額に相当する金額を超えることができない。

3 この節、次章、第五章及び附則第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

に定めるところによる。

一 在宅就業障害者 身体障害者、知的障害者又は精神障害者であつて、自宅その他厚生労働省令で定める場所において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行うもの（雇用されている者を除く。）

二 在宅就業契約 在宅就業障害者が物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を行う旨の契約

三 在宅就業単位調整額 第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で政令で定める額

四 調整額 在宅就業単位調整額に評価基準月数（在宅就業障害者の就業機会の確保に資する程度その他の状況を勘案して政令で定める月数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額

五 評価額 障害者である労働者の平均的な給与の状況その他の状況を勘案して政令で定める額に評価基準月数を乗じて得た額

6 第五十五条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つており、かつ、第二項の規定により算定した在宅就業障害者特例調整金の額が算定額に達しないときは、当該事業主が納付すべき納付金の額は、同条第一項の規定にかかわらず、その差額に相当する金額とする。この場合においては、当該事業主については、第二項の規定にかかわらず、在宅就業障害者特例調整金は支給しない。

7 第五十五条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つており、かつ、第二項の規定により算定した在宅就業障害者特例調整金の額が算定額以上であるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業主に対して、その差額に相当する金額を、当該年度分の在宅就業障害者特例調整金として支給する。この場合においては、当該事業主については、同条第一項の規定にかかわらず、納付金は徴収しない。

8 厚生労働大臣は、第一項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

9 機構は、第一項に規定する業務に関し必要があると認めるときは、事業主又は在宅就業障害者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

10 第六項の場合における第五十三条の規定の適用については、同条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは、「第七十四条の二第一項の在宅就業障害者特例調整金の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び第七十四条の二第一項に規定する業務」とする。

11 親事業主に係る第二項、第四項及び第五項並びに第五十六条第一項及び第四項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が在宅就業契約に基づく業務の対価として在宅就業障害者に対して支払つた額は、当該親事業主のみが在宅就業契約に基づく業務の対価として在宅就業障害者に対して支払つた額とみなす。

12 第五十条第四項及び第五項の規定は、第一項の在宅就業障害者特例調整金について準用する。

13 （在宅就業支援団体）
第七十四条の三 各年度ごとに、事業主が在宅就業対価相当額（事業主が厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「在宅就業支援団体」という。）との間で締結した物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務に係る契約に基づき当該事業主が在宅就業支援団体に對して支払つた金額のうち、当該契約の履行に当たり在宅就業支援団体が在宅就業障害者との間で締結した在宅就業契約に基づく業務の対価として支払つた部分の金額に相当する金額をいう。以下同じ。）があるときは、その総額を当該年度の対象額に加算する。この場合において、前条の規定の適用については、同条第二項中「当該対価の総額」とあるのは「当該対価の総額と次条第一項に規定する在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」と、同条第九項中「支払つた額は」とある

のは「支払つた額」と、「支払つた額」とあるのは「支払つた額と、当該子会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額は当該親事業主のみに係る同項に規定する在宅就業対価相当額」とする。

2 前項の登録は、在宅就業障害者の希望にに応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に対して組織的に提供することその他の在宅就業障害者に対する援助の業務を行う法人の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、第一項の登録を受けることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない法人

二 第十八項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

三 役員のうち、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者のある法人

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に關して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 常時十人以上の在宅就業障害者に対して、次に掲げる業務のすべてを継続的に実施していること。

イ 在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に対して組織的に提供すること。

ロ 在宅就業障害者に対して、その業務を適切に行うために必要な知識及び技能を習得するための職業講習又は情報提供を行うこと。

ハ 在宅就業障害者に対して、その業務を適

切に行うために必要な助言その他の援助を行うこと。

二 雇用による就業を希望する在宅就業障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと。

二 前号イからニまでに掲げる業務（以下「実施業務」という。）の対象である障害者に係る障害に關する知識及び当該障害に係る障害者の援助を行う業務に従事した経験並びに在宅就業障害者に対して提供する就業の機会に係る業務の内容に關する知識を有する者（次号において「従事経験者」という。）が実施業務を実施し、その人数が二人以上であること。

三 前号に掲げる者のほか、実施業務を適正に行うための専任の管理者（従事経験者である者に限る。）が置かれていること。

四 実施業務を行うために必要な施設及び設備を有すること。

5 登録は、在宅就業支援団体登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 在宅就業支援団体の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地

6 第一項の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

8 在宅就業支援団体は、物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務に係る契約に基づき事業主から対価の支払を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に對し、在宅就業対価相当額を証する書面を交付しなければならない。

9 在宅就業支援団体は、前項に定めるもののほか、第四項各号に掲げる要件及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により在宅就業障

10 在宅就業支援団体は、第五項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 11 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、当該業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 12 業務規程には、在宅就業障害者に係る業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。 13 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 16 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該在宅就業支援団体に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 17 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第九項の規定に違反していると認めるときは、当該在宅就業支援団体に対し、在宅就業障害者に係る業務を行うべきこと又は当該業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 18 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて在宅就業障害者に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	な事項についての報告を求めることができる。 21 在宅就業支援団体は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、在宅就業障害者に係る業務に関し厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。 22 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。 一 第一項の登録をしたとき。 二 第十項の規定による届出があつたとき。 三 第十三項の規定による届出があつたとき。 四 第十八項の規定により第一項の登録を取り消し、又は在宅就業障害者に係る業務の停止を命じたとき。 第七十七条を次のように改める。 第七十七条 削除 第七十九条第一項中「定める者に限る」を「定める者に限る。以下この項において同じ」に、「又は重度知的障害者」を「重度知的障害者又は精神障害者」に改める。 第八十二条第一項中「事業主等」を「事業主等、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に」に、「の事業所」を「若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所」に改める。 第八十三条中「（昭和二十五年法律第二百二十三号）を削る。 第五章中第八十六条の前に次の一条を加える。 第八十五条の二 第七十四条の三第十八項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした在宅就業支援団体の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第八十六条中「二十万円」を「三十万円」に改め、後段を削り、同条第一号中「又は第七十七条第三項」を「第七十四条の二第七項又は第七十七条第三項の三第二十項」に改め、同条の次に次の二条を加える。 第八十六条の二 事業主の団体、第四十九条第一項第四号の二に規定する法人又は同項第七号	口から二までに掲げる法人が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。 一 第五十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 二 第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第八十六条の三 在宅就業支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。 一 第七十四条の三第二十項又は第二十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 二 第七十四条の三第八項の規定による書面の交付をせず、又は虚偽の記載をした書面の交付をしたとき。 三 第七十四条の三第十三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第七十四条の三第十九項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 五 第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第八十七条第一項中「前条」を「第八十五条の二から前条まで」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。 第八十九条の次に次の一条を加える。 第八十九条の二 第七十四条の三第十四項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚	害者に係る業務を行わなければならない。 10 在宅就業支援団体は、第五項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 11 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、当該業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 12 業務規程には、在宅就業障害者に係る業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。 13 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 14 在宅就業支援団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。 15 在宅就業障害者その他の利害関係人は、在宅就業支援団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、在宅就業支援団体の定めた費用を支払わなければならない。 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された	事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 16 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該在宅就業支援団体に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 17 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第九項の規定に違反していると認めるときは、当該在宅就業支援団体に対し、在宅就業障害者に係る業務を行うべきこと又は当該業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 18 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて在宅就業障害者に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二 第八項、第十項から第十四項まで又は次項の規定に違反したとき。 三 正当な理由がないのに第十五項各号の規定による請求を拒んだとき。 四 前二項の規定による命令に違反したとき。 五 不正の手段により第一項の登録を受けたとき。 19 在宅就業支援団体は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、在宅就業障害者に係る業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 20 機構は、第一項において読み替えて適用する前条第二項の場合における同条第一項の業務に関し必要があると認めるときは、事業主、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体にに対し、必要	な事項についての報告を求めることができる。 21 在宅就業支援団体は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、在宅就業障害者に係る業務に関し厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。 22 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。 一 第一項の登録をしたとき。 二 第十項の規定による届出があつたとき。 三 第十三項の規定による届出があつたとき。 四 第十八項の規定により第一項の登録を取り消し、又は在宅就業障害者に係る業務の停止を命じたとき。 第七十七条を次のように改める。 第七十七条 削除 第七十九条第一項中「定める者に限る」を「定める者に限る。以下この項において同じ」に、「又は重度知的障害者」を「重度知的障害者又は精神障害者」に改める。 第八十二条第一項中「事業主等」を「事業主等、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に」に、「の事業所」を「若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所」に改める。 第八十三条中「（昭和二十五年法律第二百二十三号）を削る。 第五章中第八十六条の前に次の一条を加える。 第八十五条の二 第七十四条の三第十八項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした在宅就業支援団体の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第八十六条中「二十万円」を「三十万円」に改め、後段を削り、同条第一号中「又は第七十七条第三項」を「第七十四条の二第七項又は第七十七条第三項の三第二十項」に改め、同条の次に次の二条を加える。 第八十六条の二 事業主の団体、第四十九条第一項第四号の二に規定する法人又は同項第七号	口から二までに掲げる法人が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。 一 第五十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 二 第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第八十六条の三 在宅就業支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。 一 第七十四条の三第二十項又は第二十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 二 第七十四条の三第八項の規定による書面の交付をせず、又は虚偽の記載をした書面の交付をしたとき。 三 第七十四条の三第十三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第七十四条の三第十九項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 五 第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第八十七条第一項中「前条」を「第八十五条の二から前条まで」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。 第八十九条の次に次の一条を加える。 第八十九条の二 第七十四条の三第十四項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚
--	--	---	---	---	--	---	---

偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第十五項各号の規定による請求を拒んだ在宅就業支援団体は、二十万円以下の過料に処する。
本則に次の一条を加える。

第九十一条 在宅就業障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、五万円以下の過料に処する。

一 第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則第四条第一項中「及び第三章第二節第一款」を「並びに第三章第二節第二款及び第六節」に改め、同条第二項中「報奨金」の下に「及び第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「報奨金等」という。）」を加え、同条第三項中「超える事業主」という。（以下この条において「対象事業主」という。）を加え、同条第八項中「第五項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第八十六条第一項第一号（第五十二条第二項に係る部分に限る。）」を「第八十六条第一号（第四十三条第五項に係る部分を除く。）」に、「報奨金」を「報奨金等」に、「とする」を「と、第八十六条第一号中「第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項」とあるのは「又は第七十四条の二第七項若しくは第七十四条の三第二十項（附則第四条第八項において準用する場合を含む。）とする」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで」に改め、「第五十条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「第三項の報奨金」を「報奨金等について、第七十四条の二第七項及び第七十四条の三第二十項の規定は第二項に規定する業務（第四項に係るものに限

る。）について、第七十四条の二第九項の規定は第四項の在宅就業障害者特例報奨金」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、在宅就業障害者との間で書面により在宅就業契約を締結した対象事業主（在宅就業支援団体を除く。以下同じ。）であつて、在宅就業障害者が在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つたものに対して、報奨額に、対象額を評価額で除して得た数（その数に「未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。」を乗じて得た額に相当する金額を、当該年度の在宅就業障害者特例報奨金として支給する。ただし、在宅就業単位報奨額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該対象事業主の雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額に相当する金額を超えることができない。

5 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 在宅就業単位報奨額 第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額

二 報奨額 在宅就業単位報奨額に評価基準月数を乗じて得た額

6 各年度ごとに、対象事業主が在宅就業対価相当額があるときは、その総額を当該年度の対象額の適用については、同項中「対象額」とあるのは、「対象額と在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」とし、第八項において準用する第七十四条の二第九項の規定の適用については、同項中「支払つた額は」とあるのは「支払つた額」と、「支払つた額」とあるのは「支払つた額と、当該子会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額は当該親事業主のみに係る同項に規定する在宅就

業対価相当額」とする。

12 精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなして、第三項の規定を適用する。

13 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する第十項及び第十一項の規定は、精神障害者である短時間労働者について準用する。この場合において、第十項中「第七十二条第一項」とあるのは、「第七十二条の六において読み替えて準用する第七十二条第一項」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定、第二十条の改正規定、第二十五条の改正規定、第四十九条第一項の改正規定（同項第一号に係る部分、同項第八号の次に一号を加える部分及び同項第九号に係る部分を除く。）、第五十条の改正規定（第五十二条の改正規定、第七十四条の改正規定（見出しを削る部分を除く。）、第七十七条の改正規定、第八十六条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定（第八十六条の二に係る部分に限る。）、第八十七条の改正規定及び附則第四条第五項の改正規定（第五十条第四項の下に「及び第五項」を加える部分に限る。）並びに附則第四条、第五条第一項、第六条から第八条まで及び第十条の規定は、平成十七年十月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「新法」という。）の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（身体障害者又は知的障害者の雇入れ計画の作成命令に関する経過措置）

第三条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、この法律による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第四十六条第一項の規定により発した命令のうち、当該命令を発した日において新法第七十二条の四第四項及び第五項並びに新法第七十二条の六において読み替えて準用する新法第七十一条第四項及び第五項の規定を適用するものとしたならば、新法第四十六条第一項の規定に該当しないこととなる事業主に対するものは、施行日に、その効力を失う。

（助成金に関する経過措置）

第四条 旧法第七十七条第一項の規定による給付金であつてその支給事由が附則第一条ただし書に規定する日前に生じたものに関しては、なお従前の例による。

（障害者雇用納付金等に関する経過措置）

第五条 新法第五十条第四項及び新法附則第四条第八項の規定は、平成十七年十月一日以後に支給する新法第五十条第一項の障害者雇用調整金及び新法附則第四条第三項の報奨金について適用する。

2 前項に定めるもののほか、平成十七年度以前の年度分の障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金の支給については、なお従前の例による。

（新法第七十四条等の適用に関する特例）

第六条 附則第一条ただし書に規定する日から施行日の前日までの間における新法第七十四条、第八十六条第一号及び第八十七条第一項並びに前条第一項の規定の適用については、第七十四条の見出し中「身体障害者等以外の障害者の雇用の促進に関する研究」とあるのは「身体障害者等以外の障害者に関する助成金の支給業務の実施」と、第八十六条第一号中「第五十二条第二項、第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項」とあるのは「又は第五十二条第二項」と、第八十七条第一項中「第八十五条の

二から前条まで」とあるのは「第八十六条及び第八十六条の二」と、「罰金刑」とあるのは「刑」と、前条第一項中「新法附則第四条第八項」とあるのは「新法附則第四条第五項」とする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした

行為(旧法第八十六条第二号に該当するもので、附則第三条の規定により施行日にその効力を失う旧法第四十六条第一項の規定による命令に係るものを除く。)及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三十号の前に次のように加える。

二十九の十五 在宅就業支援団体の登録		
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百十三号)第七十四条の三第一項(在宅就業支援団体の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十 五万円

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正)

第十条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第二項中「及び第七号」を削る。

第十二条 第一項中「、第六号及び第七号」を「及び第六号」に改める。

第十三条 第一号中「、第七号及び第八号」を「及び第七号」に改める。

第十五条 第一項中「第七号」を「第六号」に改める。

附則第五条第二項を次のように改める。
2 機構は、第十一条第一項及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
一 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第十条による改正前の第

十一 第一項第七号に掲げる業務(同号の給付金であつてその支給事由が平成十七年十月一日前に生じたものに係るものに限る。)を行うこと。
二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附則第五条に次の一項を加える。
3 前二項の規定により機構が前二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び附則第五条第二項第一号」と、第十二条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一号及び同条第二項第一号」と、第十三条第一号中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第五条第二項」と、同条第二項及び第十五条第二項中「前項」とあるのは

「附則第五条第三項により読み替えられた前項」と、第十四条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第一項」と、第十五条第一項中「第十一条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十一条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十七条第一号及び第二十四条第二号中「第十二条第二項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十二条第一項」と、第十七条第二号及び第二十四条第三号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十四条第一項」と、第二十四条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第五条第一項及び第二項」とする。

第十一条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部を次のように改正する。

第十一条 第一項第六号中「及び第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項及び第七十四条の二第二項」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第十三条 第一号中「及び第七号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第五条第一項第一号を次のように改める。

一 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して報奨金等(障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第二項に規定する報奨金等をいう。)を支給すること。

附則第五条第三項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号」を「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」に改める。

理 由

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、精神障害者である労働者に対する雇用義務等及び納

付金関係業務に係る規定の適用についての特例を定める等、施策の充実強化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年五月十二日印刷

平成十七年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F